

自動車リサイクル法  
(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

# 整備事業者向け 実務説明資料

財団法人 自動車リサイクル促進センター

Japan Automobile Recycling Promotion Center  
〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館  
<http://www.jarc.or.jp>

有限責任中間法人 自動車再資源化協力機構

Japan Auto Recycling Partnership  
〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館  
<http://www.jarp.org>

自動車リサイクルシステムに関する  
お問い合わせ先

自動車リサイクルシステムコンタクトセンター  
(コールセンター): 03-5673-7396



自動車リサイクルシステム

経済産業省 環境省

財団法人 自動車リサイクル促進センター  
有限責任中間法人 自動車再資源化協力機構

# 目次 INDEX

	ページ
<b>第1章 リサイクル料金と預託実務の概要</b>	
1. リサイクル料金とその流れ	2
2. リサイクル料金の預託実務の概要	8
3. 中古車輸出時のリサイクル料金返還に関する実務の概要	14
4. リサイクル料金の会計上の取扱い	16
<b>第2章 継続検査時における整備事業者の具体的な実務</b>	
1. 継続検査時に運輸支局等内または近傍においてリサイクル料金の支払いを行う整備事業者における具体的実務	18
2. 継続検査時に金融機関口座引落しを利用する整備事業者における具体的実務	23
3. 継続検査時に郵便局・コンビニエンスストアを利用する指定整備事業者における具体的実務	30
<b>第3章 引取業者の実務概要</b>	
1. 引取業者の役割	40
2. 引取業者の登録	41
3. 電子マニフェスト（移動報告）制度の概要	42
<b>第4章 使用済自動車引取時の具体的な実務</b>	
1. 使用済自動車の引取りについての考え方	46
2. 使用済自動車引取時の具体的実務（リサイクル料金預託済みの場合）	48
3. 使用済自動車引取時の具体的実務（リサイクル料金未預託の場合） [継続検査時に金融機関口座引落しを利用する場合]	59
4. 使用済自動車引取時の具体的実務（リサイクル料金未預託の場合） [継続検査時に運輸支局等内または近傍の団体での預託または郵便局・コンビニエンスストアを利用する場合]	64
<b>第5章 使用済自動車引渡時における具体的な実務</b>	
1. 引渡報告の実施	74
2. 解体通知の確認と抹消登録等に関する実務	76
<b>第6章 引取業者に係るその他の実務</b>	
1. 確認通知の閲覧	77
2. 後工程の移動報告状況の閲覧	78
3. 料金の照会	80
4. 商用車の架装物の扱いについて	82
5. フロン回収破壊法から自動車リサイクル法への移行について	86
<b>第7章 FAXを利用する引取業者の具体的な実務</b>	
1. FAXの利用について	88
2. FAXを利用する場合の具体的実務	90
<b>第8章 自動車リサイクルシステムへの事業者登録</b>	
1. 継続検査時に金融機関口座引落としまたは郵便局・コンビニエンスストアを利用する整備事業者の自動車リサイクルシステムへの事業者登録	92
2. 継続検査時に運輸支局等内または近傍の団体においてリサイクル料金を支払う整備事業者が引取工程の実務を行う場合の自動車リサイクルシステムへの事業者登録	100
<b>運輸支局等内または近傍の団体一覧</b>	
北海道	106
東北・甲信越・北陸	106
関東	106
中部	110
近畿	110
中国	110
四国	112
九州	112
沖縄	112

注 本資料内で使用されているパソコン画面・帳票や用語および実務手順については一部変更される場合があります。

# 第1章 リサイクル料金と預託実務の概要

## 1. リサイクル料金とその流れ

### (1) リサイクル料金の構成と設定主体

・リサイクル料金は以下の ~ の料金で構成されます。

料金の構成要素	料金の内容	設定主体	特徴
Ⓐ シュレッダーダスト料金	リサイクルに必要な料金	自動車メーカー 輸入業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な原価に基づき設定するため、自動車ごとに料金が異なり得る</li> <li>不適切な料金設定に対しては、国よりその是正を勧告、命令</li> </ul>
Ⓑ エアバッグ類料金 (シートベルト プリテンショナーを含む)	回収・運搬とリサイクルに必要な料金		
Ⓒ フロン類料金	回収・運搬と破壊に必要な料金		
Ⓓ 情報管理料金	リサイクル工程に回った使用済自動車の状況を電子情報で管理するために必要な料金	情報管理センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金決定には、国の認可が必要</li> </ul>
Ⓔ 資金管理料金	リサイクル料金の収納および管理・運用を行うために必要な料金	資金管理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>預託申請時点・方法が同じであれば料金は一律</li> </ul>

### (2) リサイクル料金を負担する者

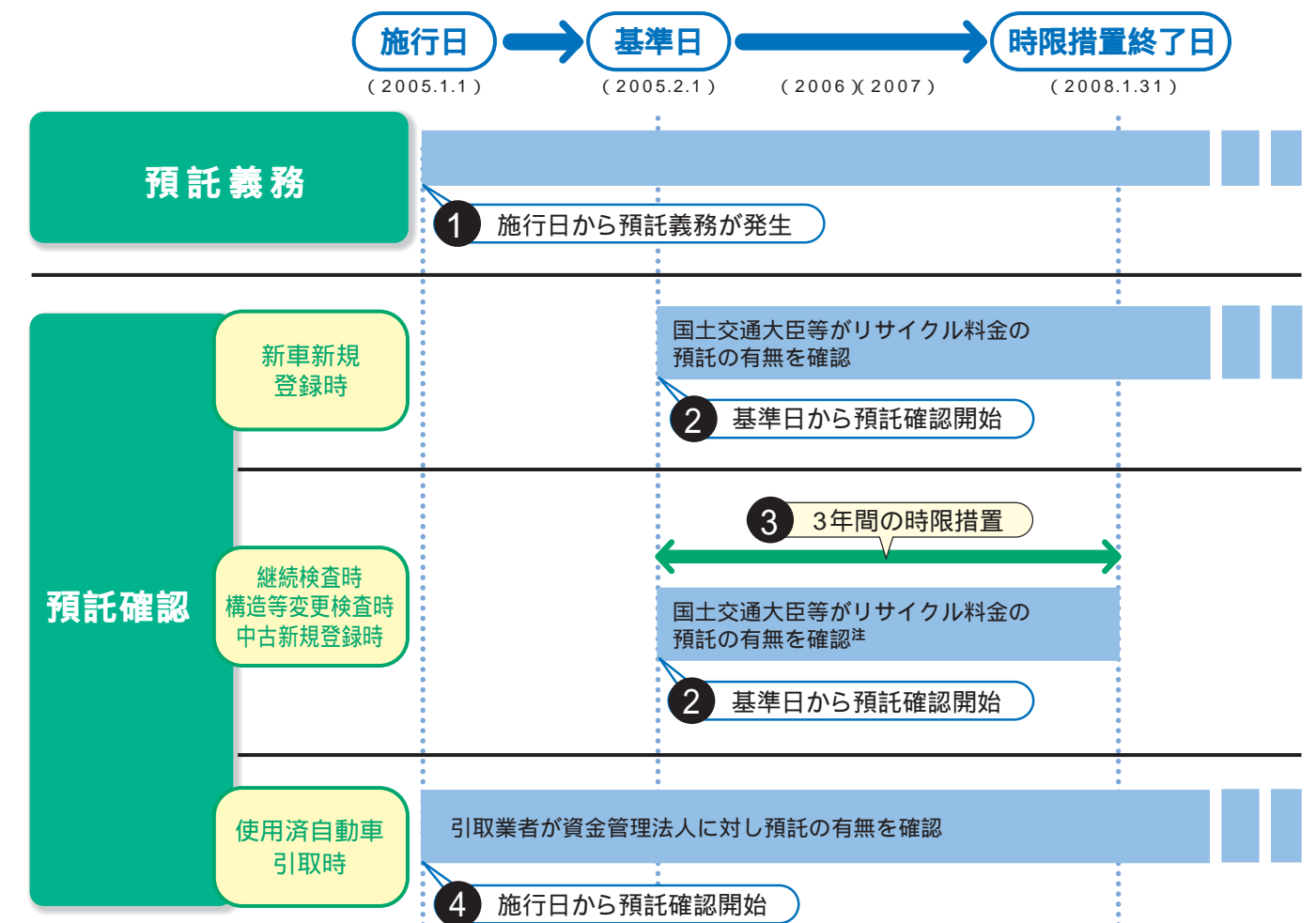
- ・リサイクル料金は、自動車の所有者が負担することになります。
- ・負担する自動車の所有者は、自動車検査証記載の所有者と一致しない場合もあります。

#### 【例】

ケース	リサイクル料金の負担者
1) 所有権留保付売買契約	買主(自動車検査証記載の使用者)
2) リース契約	リース会社(自動車検査証記載の所有者)

### (3) リサイクル料金の預託義務と登録・検査時における預託確認の開始時期(下図参照)

- ①自動車所有者におけるリサイクル料金の預託義務は、施行日(2005年1月1日)から発生します。
- ②施行日1ヶ月後の2005年2月1日(基準日)から新車新規登録・検査、継続検査時等にリサイクル料金の預託の有無が確認されます(預託確認)。リサイクル料金が預託されていない場合、登録・検査等が受けられなくなります。
- ③継続検査、構造等変更検査および中古新規登録・検査時の預託確認については3年間(2008年1月31日まで)の時限措置です。
- ④使用済自動車の引取時においては、施行日(2005年1月1日)から、引取業者がパソコン等を用いて資金管理人に対し、預託確認を行います。預託確認時に必要な料金が預託されていないと、電子マニフェストによる引取報告が行えず、使用済自動車を引き取ることができません。



注 3年間の時限措置期間中に、継続検査等を2回以上受ける場合、2回目以降も国土交通大臣等による預託確認が行われます。具体的には、預託したことの証明となるリサイクル券を預託証明窓口(運輸支局等内または近隣の団体)に提示し、旧自動車検査証等に預託済みである旨の押印をしていただき、それを運輸支局等に提示していただくこととなります。

(4) リサイクル料金の主な流れ

- ・自動車所有者は、リサイクル料金を資金管理人に預託することになります。
- ・預託されたリサイクル料金は、資金管理人において厳格に管理・運用され、自動車メーカー・輸入業者がリサイクルを実施する際に払渡しを請求することになります。

リサイクル料金の預託

(ア) 新車購入時預託

- ・自動車メーカー・輸入業者から出荷される新車のリサイクル料金は、新車購入時に新車ディーラーで収納され、自動車メーカー・輸入業者を介して資金管理人に入金されます。資金管理人は、自動車メーカー・輸入業者が設定したリサイクル料金およびエアバッグ類の個数等装備に関する情報提供を受け、車台番号ごとに管理します。リサイクル義務を負う自動車メーカー・輸入業者が存在しない個人輸入・並行輸入された自動車については、資金管理人が事前にリサイクル料金情報を保有していないため、詳細実務は異なります。

(イ) 継続検査時預託（構造等変更検査時、中古新規登録時含む）

- ・継続検査等の際に必要となる手続きの流れの中で、整備事業者等が自動車ユーザーからの委託を受けて（自動車ユーザー本人が実施する場合を含む）運輸支局等内または近隣の団体<sup>※</sup>においてリサイクル料金を預託し、当該団体を介して資金管理人に入金されます。
- ・これに加え、取扱年間継続検査台数が200台以上の整備事業者経由の場合については、資金管理人からの委託を受けて自社の保有するパソコンで一定の実務を行っていただき、整備事業者の保有する金融機関口座からの引き落としにより資金管理人に入金する方法もあります。また、パソコンを保有する指定整備事業者については、郵便局・コンビニエンスストアを利用して資金管理人に入金する方法もあります。（運輸支局等内または近隣の団体一覧は106ページ～113ページをご覧ください）

注 印紙販売窓口等、運輸支局等ごとに異なります。

(ウ) 引取時預託

- ・未預託で引取業者に持ち込まれた使用済自動車（後付装備分も含む）については、その時点でリサイクル料金の預託が必要となります。引取業者は、パソコン等を用いて資金管理システムに対し、預託申請します。
- ・引取業者によって預託申請された使用済自動車のリサイクル料金は、郵便局・コンビニエンスストアまたは金融機関口座引落としを利用して収納します。

リサイクル料金の管理・運用

- ・自動車所有者が預託したリサイクル料金は、資金管理人で安全・確実な方法で管理・運用されます。

リサイクル実施時のリサイクル料金の払渡し

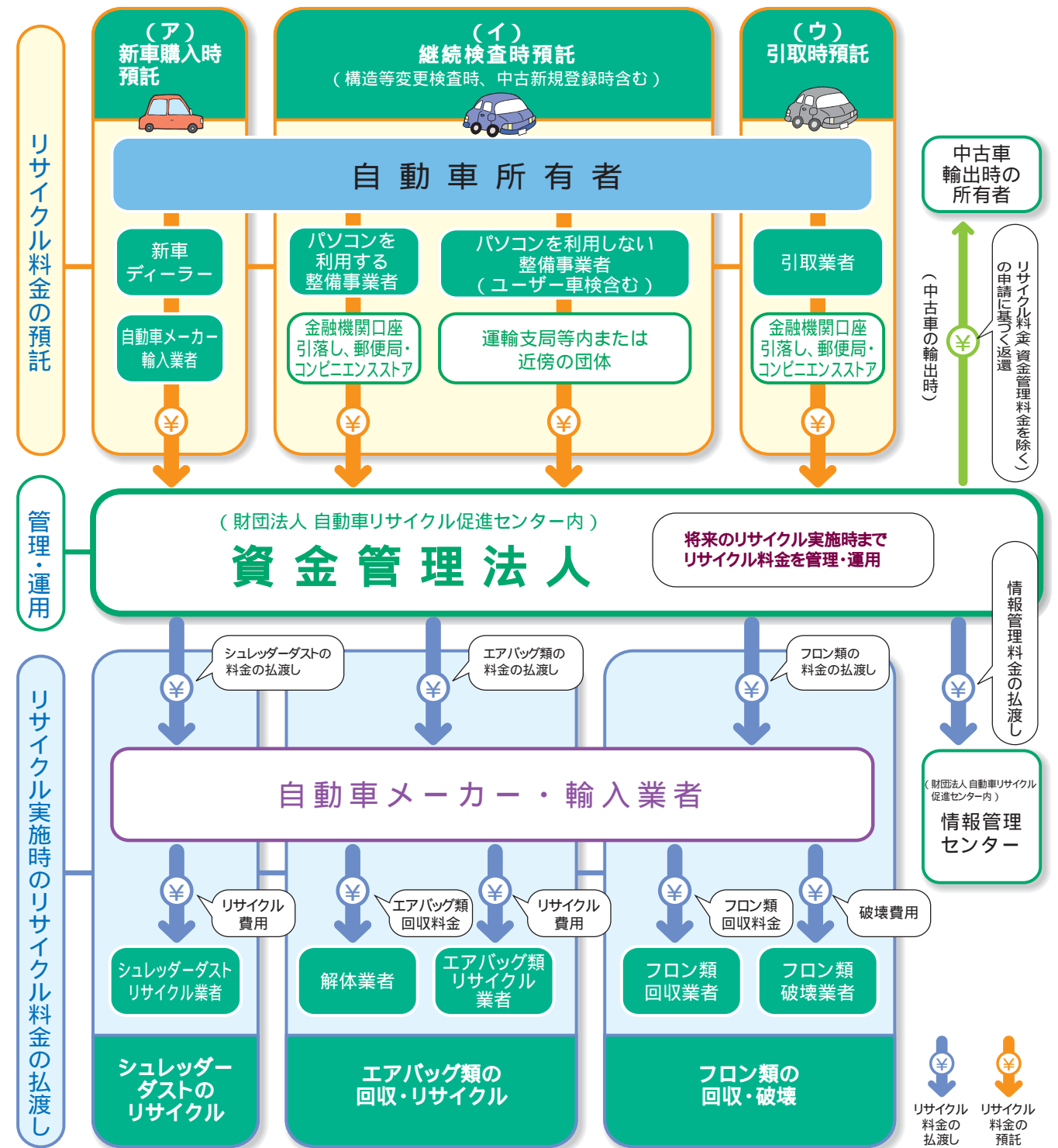
- ・使用済自動車のリサイクル実施の際は、自動車メーカー・輸入業者が引取りを行った物品ごとのリサイクル料金が自動車メーカー・輸入業者に資金管理人から払い渡され、自動車メーカー・輸入業者は関連事業者へ回収料金等を支払う仕組みとなります。
- ・情報管理料金は、使用済自動車引取業者が引き渡された後、情報管理センターに払い渡される仕組みとなります。

中古車輸出時のリサイクル料金の返還

- ・リサイクル料金が預託されている自動車を輸出した場合は、その自動車の所有者（主として輸出業者を想定）は、資金管理人に対し、輸出が確実になされたことを証明する書類等の提出を前提に、リサイクル料金の返還請求をすることができます。

（リサイクル料金の返還請求方法については14ページをご覧ください）

- ・返還請求の権利は、その自動車を輸出した日から2年間有効です。
- ・返還されるリサイクル料金は、資金管理料金を除くリサイクル料金の合計であり、預託期間に応じた利息も払い渡されますが、所定の手数料が差し引かれます。



リサイクル料金の剰余金の扱い

リサイクル料金預託済みの輸出中古車についてリサイクル料金の返還請求がない場合や廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要になった場合等においては、結果として、資金管理人に預託されているリサイクル料金が剰余金となります。資金管理人は国の承認・認可を受けて、以下の用途に限って剰余金を活用します。

- ・一定の条件を満たす離島地域の市町村（島外への使用済自動車の共同搬出などの措置を講じる場合）に対する資金協力
- ・自動車の不法投棄や野積みに関して代執行を行った自治体に対する資金協力
- ・資金管理人・情報管理センターの業務に必要なコストに充当
- ・一定金額以上の剰余金がある場合は、将来の自動車所有者のリサイクル料金を割引

補足：継続検査時・引取時におけるリサイクル料金の預託方法について

(1) 継続検査時・引取時のリサイクル料金の預託方法について

- ・継続検査には、実車持ち込みの継続検査（ユーザー車検含む）と指定整備事業者経由の継続検査の2種類が存在し、どちらの場合についても現在の継続検査手続きの流れを可能な限り崩すことなく、リサイクル料金の預託が円滑に行われるような体制を整備することが重要です。
- ・このため、継続検査時におけるリサイクル料金の預託は、車検場団体に設置する専用端末を利用して車検場内または近傍の団体で行うことができる仕組みを構築しています。また、設置スペースの関係で専用端末の設置台数には制約があることもあり、すべての継続検査についてこの方式を利用することとした場合、非常に混雑することが想定され、継続検査の円滑な実施に支障をきたすことも想定されます。このため、年間継続検査取扱台数200台以上の整備事業者等の方には、様々な状況を想定し、各整備事業者において保有するパソコンで一定の実務を行っていただき、リサイクル料金等の預託に必要な実務を行っていただく体制を準備しています。
- ・また、既販車のうちには、継続検査等を経ずに使用済みとなるものが制度施行当初相当数存在することは、制度の立ち上がり時期においては不可避なものですので、引取業者において引取時にリサイクル料金の預託がされているか否かの確認をしていただき、未預託の場合や後付のカーエアコンがある場合などには、引取業者のところで最終所有者からリサイクル料金の収受を行っていただくこととなります。（リサイクル料金の預託がされていない使用済自動車については、システム上電子マニフェスト制度による引取報告は行えず、自動車重量税還付の還付措置を受けること等も不可能である点にご留意ください）

(2) 既販車のリサイクル料金の預託方法についての検討経緯について

- ・既販車のリサイクル料金の預託方法については、上記のように現在の継続検査手続きの流れを可能な限り崩すことなく、リサイクル料金の預託が円滑に行われるような体制を整備する必要があることに加え、リサイクル料金が個々の自動車毎に異なること等様々な要因を踏まえつつ、例えば以下のような方法についても検討が行われてきました。  
現状御説明している内容は、これらの検討結果を踏まえつつ、関係の諸団体等ともよく相談させていただいた上で、提示させていただいているものです。

「自動車フロン券」方式について

- ・自動車リサイクル法のリサイクル料金は、乗用車一律2,580円のフロン券の料金とは異なり、個々の自動車毎にリサイクル料金が異なりうるため、こうした方式の採用は不可能です。  
リサイクル料金の具体的な水準については、現在各自動車メーカー・輸入業者が算定を進めており、本年(2004年)7月以降自動車メーカー・輸入業者から発表されます。

金額を記載した振込用紙を自動車所有者へ送付する方式について

- ・送付した振込用紙が未到達となることも多いと想定されることに加え、資金管理法たる(財)自動車リサイクル促進センターが7000万台を超える既販車の所有者の氏名・住所等の個人情報を入力・保有することは個人情報保護の観点から望ましくないと考えられるため、こうした方式の採用は極めて困難です。（地方自治体が行う自動車税・軽自動車税の納付通知書とともにリサイクル料金の振込用紙を送付することについても同様の問題があります）

コンビニエンスストアのATMでの払込方式

- ・コンビニエンスストアのATMシステムに、自動車リサイクル法のリサイクル料金等の払込みに対応するシステムを追加的に組み込むとした場合、継続検査等時のリサイクル料金の預託および国土交通大臣等による預託確認が、当初3年間の時限措置であることに対し、極めて大きな費用が必要となります。このため、こうした方式の採用は極めて困難です。

(3) 一般の自動車所有者・ユーザーに対する告知活動について

- ・一般の自動車所有者・ユーザーに対する自動車リサイクル法に関する告知活動については、以下のような内容についてテレビCM、新聞広告などを使って本年7月以降本格的に実施することとします。
  - ①自動車リサイクル法が2005年1月1日よりスタートすること
  - ②自動車の所有者には、リサイクル料金をご負担いただく必要があること
  - ③リサイクル料金の具体的な内容は、シュレッダーダスト、エアバッグ類およびフロン類のリサイクル・破壊に必要なリサイクル料金および資金管理料金・情報管理料金の5種類であること
  - ④既販車のリサイクル料金については、継続検査時等に預託していただくことが必要となること
  - ⑤自動車を使用済みとする場合は、自動車リサイクル法の引取業者に引き渡す必要があること

## 2. リサイクル料金の預託実務の概要

### (1) 料金照会

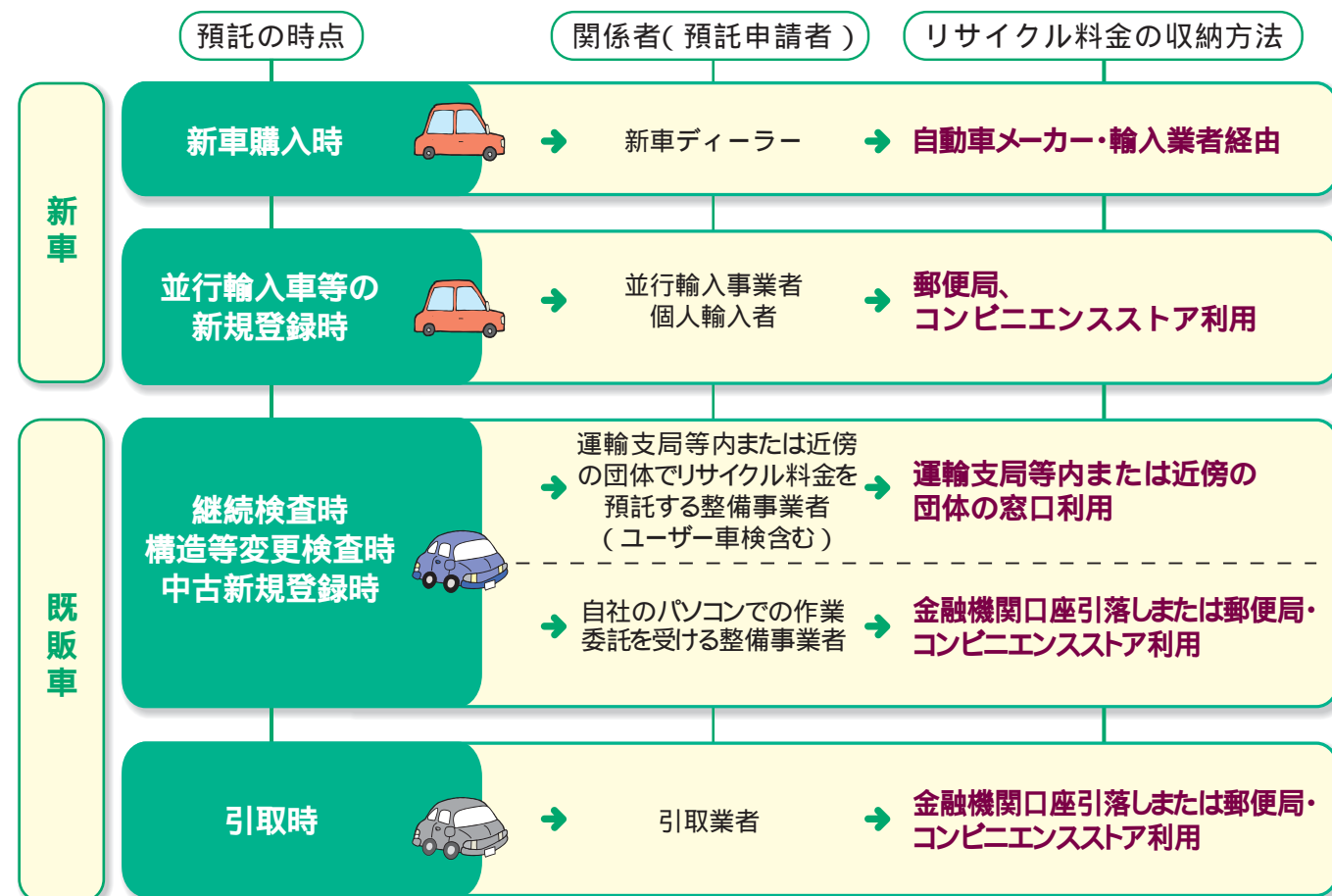
- ・自動車リサイクルシステムに事業者登録を行った整備事業者は、車両が入庫する前でも、車台番号と登録・車両番号等が判れば、資金管理人に対し、パソコン等を用いてリサイクル料金を照会することができます。(預託状況も表示されます)
- ・料金照会結果は、事業者が料金通知書としてパソコンで出力し、自動車所有者に事前に提示することも可能です。

リサイクル料金の照会については、(財)自動車リサイクル促進センターのホームページを利用して、一般ユーザー等が行うことも可能です。

資金管理人では、自動車メーカー・輸入業者が設定したリサイクル料金情報を保有しています。ただし、一部の一時抹消中の自動車や構内車両等については車両情報を保有していない場合がありますのでコールセンターにご連絡ください。(裏表紙をご覧ください)

### (2) 預託申請と料金収納

- ・リサイクル料金を預託するには、車両を特定する情報(車台番号と登録・車両番号等)やリサイクル料金の収納方法を資金管理人に対し、パソコン等により申請する必要があります。  
リサイクル料金が複数回預託されることを防止するため、ある事業者が預託申請した自動車については、一定期間、他の事業者からの預託申請はできない仕組みになります。
- ・預託申請後のリサイクル料金収納方法は、以下のとおりです。



### (3) リサイクル券(預託証明書)の発行

#### リサイクル券の意義と発行方法

- ・リサイクル券とは、リサイクル料金が預託された場合に、それを証明するために発行される書面です。  
(法第74条に定める預託証明書)
- ・実際は、資金管理人の委託を受けたリサイクル券の発行者が預託の時点に応じて以下の方法で発行することになります。



注 ただし、引取証明書と資金管理料金受領証の発行は必要です。(詳細は58ページをご覧ください)

#### リサイクル券の特徴

- ・リサイクル券は、継続検査時等において預託証明窓口(資金管理人が委託する運輸支局等内または近傍の団体)に提示することが必要となる重要な書類です。  
自動車の所有者は、リサイクル券を自動車検査証などと共に適切に保管しておくことが必要となります。
- ・リサイクル券は、金券ではないことから換金はできません。また、リサイクル券には車台番号が記載されており、他の自動車への流用はできません。
- ・リサイクル料金が預託済みの自動車を譲渡する場合は、次の所有者へ自動車とともにリサイクル券も引き渡す必要があります。その際、次の所有者から車両部分の価値とリサイクル料金(資金管理料金部分を除いた預託金相当額)を含んだ中古車売買代金を受領することになります。

(詳細は16ページをご覧ください)

リサイクル券の構成・内容（イメージ）

- ・リサイクル券は[A券]～[D券]で構成されています。
- 再発行用のリサイクル券は[A券]と[B券]のみで構成されます。

券面に記載されている車両のリサイクル料金が預託されていることを資金管理人が証明する書面

XXXXXXX

**[ A 券 ] 預託証明書 (リサイクル券)**  
《車両欄》

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	

財団法人  
自動車リサイクル促進センター  
2005年1月8日発行  
事務処理番号: 1-1234567890<4S>

使用済自動車を引き取った際に引取業者が所定事項を記入の上、最終所有者に交付する書面

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

**[ B 券 ] 使用済自動車引取証明書**

リサイクル券番号 (移動報告番号)	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	
預託金額	¥ (消費税込み)

本券(B券)は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<受領証(C券)利用時切離し>

**[ C 券 ] 資金管理料金受領証** 資金管理人が資金管理料金を受領したことを証明する書面

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	

財団法人  
自動車リサイクル促進センター  
2005年1月8日発行  
事務処理番号: 1-1234567890<4S>

リサイクル券の発行者(資金管理人の委託を受けた者)が自動車所有者に対し、リサイクル料金の額を通知する際に使用するための書面

**[ D 券 ] 料金通知書兼発行者控**

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	

財団法人  
自動車リサイクル促進センター  
2005年1月8日発行

支払金額合計 ¥

シュレッダーダスト料金	¥
エアバッグ類料金	¥
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥
資金管理料金	¥

注) 上記内容は変更される場合があります。

リサイクル券番号は、資金管理人が預託金の管理を行う上での、自動車1台ごとの管理番号で、使用済自動車となった時は、マニフェストの移動報告番号としても用いられます。

料金欄には、現在預託されている金額が表示されます。\*\*\*\*\*と表示されているものは、預託されていない装備であることを表します。

事務処理番号末尾の<>内は、架装物区分(下表数字)とサイドエアバッグの有無(有りの場合、Sを表示)を示します。

- 架装物区分
- 1: 架装物はリサイクル料金に含まれる
  - 2: 架装物の一部はリサイクル料金に含まれる
  - 3: 架装物はリサイクル料金に含まれない
  - 4: 架装物がリサイクル料金に含まれていないかどうか不明

リサイクル券を自動車所有者に交付する際は、[D券]を切り離す必要がありますが、事業者の皆様のご利便性を考慮し、ミン目を入れておきます。

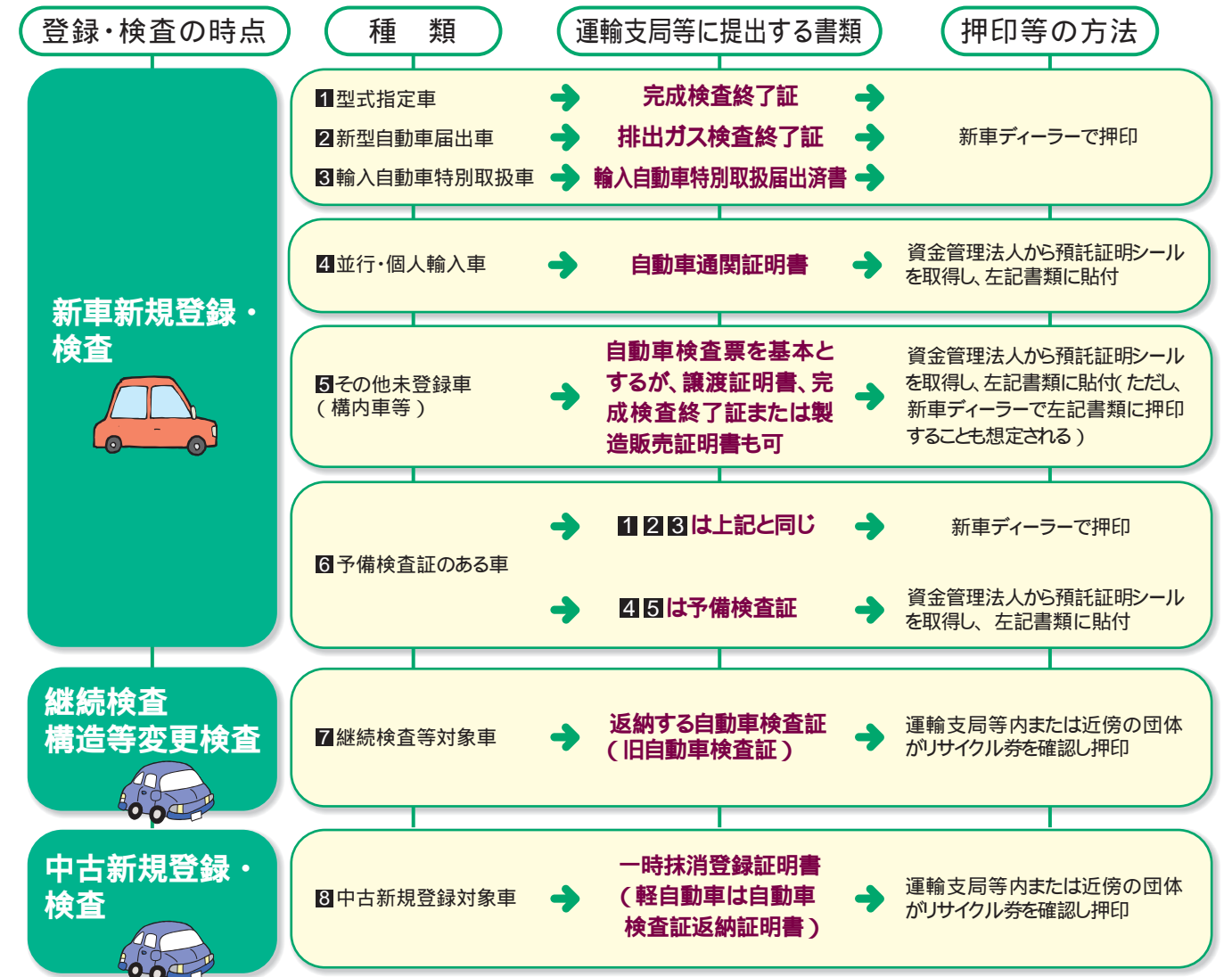
(4) 預託証明

概要

- ・自動車リサイクル法では、新車新規登録・検査、継続検査等を受けようとする際は、リサイクル料金が預託されていることを証明しなければ、登録・検査が受けられない制度になっています。
- (継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査時については2008年1月31日までの3年間の時限措置)
- ・実務としては、運輸支局等による預託確認実務を円滑なものとするために、資金管理人の委託を受けた者がリサイクル券の存在を確認した上で、登録・検査に必要な書類にリサイクル料金預託済みである旨の押印<sup>注</sup>を行い、その押印がなされた書類を国土交通大臣等に提示することで「預託証明書＝リサイクル券」が提示されたとみなされます。

(並行輸入車等は、所定の書類に預託証明シール(預託済みであることを証明するシール)が貼付されます)  
注 押印に関する実務については、資金管理人が新車ディーラー(自動車メーカー・輸入業者経由で委託) 運輸支局等内または近傍の団体へ委託します。

預託証明のための書類



現在、国で検討が進められている自動車保有関係手続きのワンストップサービス開始後は、新車新規登録・検査の際は、自動車メーカー・輸入業者が完成検査終了証情報等を国土交通大臣等に電子的に送信する際にあわせて、預託保証済み情報も送信し、この情報を国土交通大臣等が確認する仕組みとする方向で検討中です。

押印および預託証明シールのイメージ

**完成検査終了証への押印例  
(新車新規登録時)**

完成検査終了証

リサイクル料金等  
預託済  
009-12345  
(旧)自動車リサイクル  
促進センター

新車ディーラーが資金管理人の委託を受けて押印(自動車メーカー・輸入業者経由で新車ディーラーに委託)

**旧自動車検査証への押印例  
(継続検査等時)**

旧自動車検査証

リサイクル料金等  
預託済  
12345  
(旧)自動車リサイクル  
促進センター

資金管理人の委託を受けた運輸支局等内または近隣の団体が押印

**自動車通関証明書へのシール貼付例  
(並行輸入車の新車新規登録時)**

自動車通関証明書

シール

リサイクル料金等預託済証明	
車台番号(シリアル番号)	1AAAA22B3CC444444
リサイクル券番号	1111-2222-3333
事業者ID	11111
発行日	YYYY年MM月DDE日
旧国連自動車リサイクル促進センター	

資金管理人が預託申請者にシールを送付登録を受けようとする者は、そのシールを自動車通関証明書に貼付  
シールにはリサイクル券番号や車台番号など車台特定のための情報が印字済み  
シールの他車両への流用不可

(5) 資金管理人が車両情報を保有しない車両への対応

資金管理人が料金情報を保有していない可能性がある車両

- ・資金管理人では、自動車メーカー・輸入業者が料金設定した自動車の情報を保有しています。ただし、一時抹消中の自動車や構内車両等の一部について、車両情報を保有していない車両もごく少数存在しますので、引取時や中古新規登録時には、早めの料金照会が必要です。

【資金管理人が車両情報を保有していない可能性がある車両】

- ・一時抹消中の登録自動車で、一時抹消登録の日が1999年3月31日以前のもの
- ・自動車検査証返納済の軽自動車で、返納日が2003年12月31日以前のもの
- ・自動車メーカー・輸入業者が構内車両等として販売し、国土交通省および軽自動車検査協会に一度も登録等されていない車両

具体的な手続き

- ・使用済自動車として引き取ろうとする車両や中古新規登録・検査を受けようとする車両について、料金照会や預託申請をした際に、資金管理人が料金情報を保有していない車両であることが判明した場合は、コールセンター(☎裏表紙をご覧ください)にご連絡ください。概ね以下のような実務になります。

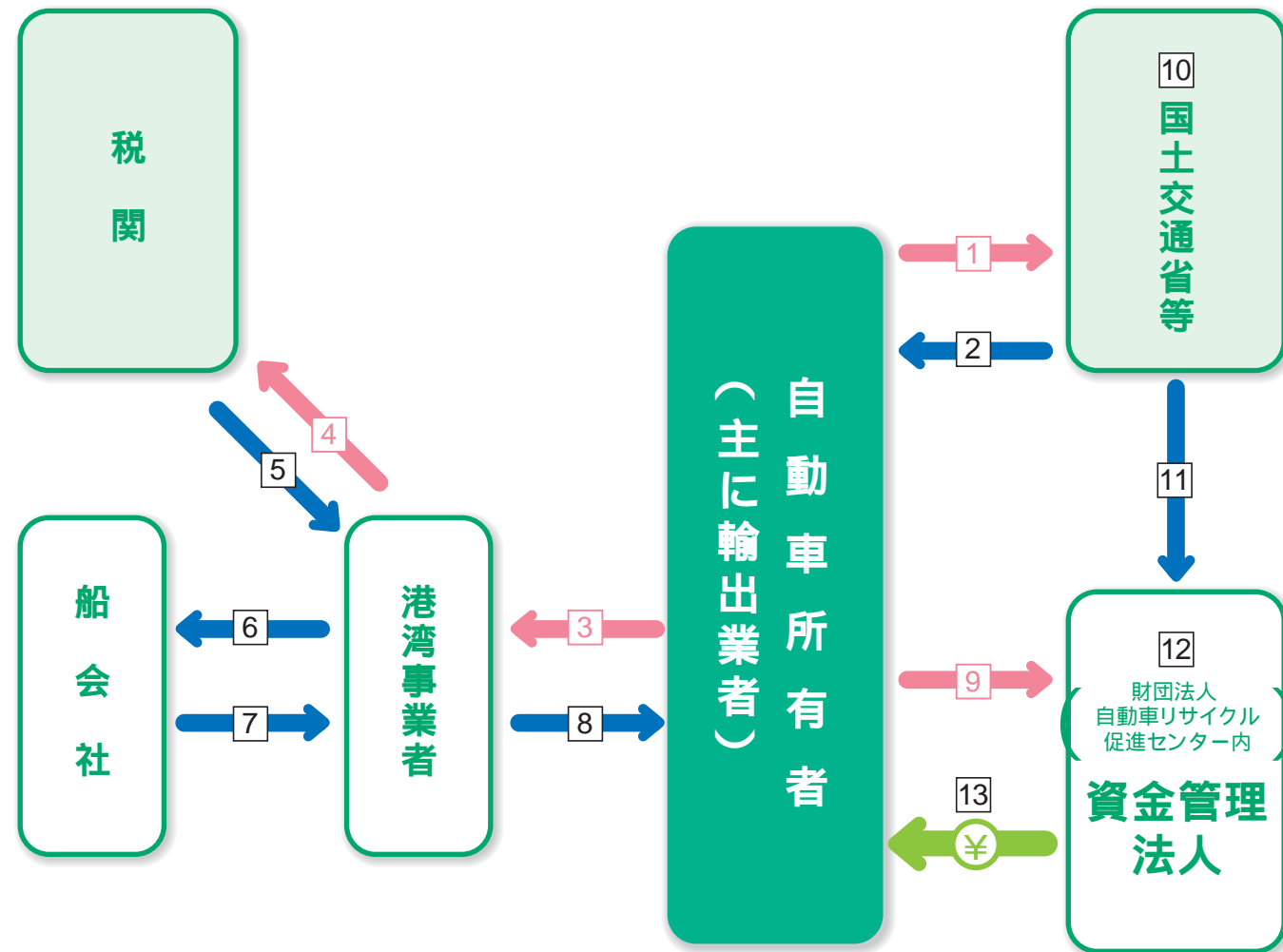
所定の必要情報(自動車を特定するための情報とリサイクル料金の設定に必要な情報)を資金管理人にFAX送信していただくことになります。

FAX送信日から概ね1週間でリサイクル料金がFAX等により通知されますので、その後預託申請実務を行ってください。



### 3. 中古車輸出時のリサイクル料金返還に関する実務の概要

#### (1) 中古車の輸出実務とリサイクル料金返還までの流れ



- 1 輸出抹消仮登録申請（または輸出予定届出）
- 2 輸出抹消仮登録証明書（または輸出予定届出証明書）の交付
- 3 通関業務の依頼
- 4 輸出許可申請
- 5 輸出許可（輸出許可書の交付）
- 6 船積み
- 7 船荷証券の交付
- 8 輸出許可書・船荷証券（写し）の返却
- 9 リサイクル料金返還申請
- 10 輸出抹消登録等の実施
- 11 輸出抹消登録等情報の送信
- 12 返還申請情報と輸出抹消登録等情報との照合
- 13 リサイクル料金の返還

#### (2) 返還申請実務

1) 申請者（自動車の所有者：主として輸出業者を想定）は、必要書類を資金管理人に郵送します。

##### 【申請に必要な書類】

- ・申請書（記載内容）  
申請者（輸出した自動車の所有者）名・住所、車台番号、リサイクル料金額（資金管理料金を除く）、  
払込先金融機関口座情報  
口座は国内のものであり、口座と申請者が同一名義であることが必要です。
- ・改正道路運送車両法で制度化された輸出抹消仮登録証明書（または輸出予定届出証明書）の写し  
構内車を輸出する場合不要です。
- ・輸出した自動車の車台番号が記載されている輸出許可書の写し
- ・輸出した自動車の車台番号が記載されている船荷証券の写し

携行品扱いの輸出手続などで上記書類が揃わない場合は、返還請求はできません。  
書類の送付先や申請書の入手方法については、関係団体等を通じて別途ご案内いたします。  
事前にリサイクル料金返還に関して自動車リサイクルシステムに登録した事業者は、申請書への記入を  
パソコン画面上で行うことが可能となります。  
この場合、申請者名・住所および払込先金融機関口座情報は自動的に記入され、また車台番号を  
入力することでリサイクル料金額が自動的に記入されることとなります。出力して押印後その他書  
類とあわせて郵送してください。  
システムへの登録方法については、関係団体等を通じて別途ご案内いたします。

2) 資金管理人にて申請書類の確認を行い、書類に不備・不足がなければ申請を受理します。  
書類に不備・不足等があった場合、原則として理由書を添えて申請書類一式を申請者に返送します。

3) 資金管理人では国土交通省等から輸出抹消登録等の情報提供を受け、確認します。  
国土交通省等にて輸出抹消登録等がなされる時期は、税関への輸出申請方法により異なるため、輸出がなされた日  
から最大4ヶ月必要な場合があります。

4) 3) で確認した自動車のリサイクル料金（手数料を除いた額）を毎月末とりまとめ、翌月末に申請者  
が指定した国内金融機関口座に送金します。

## 4. リサイクル料金の会計上の取扱い

### (1) 新車購入時、継続検査時、構造等変更検査および中古新規登録・検査時に預託した際の取扱

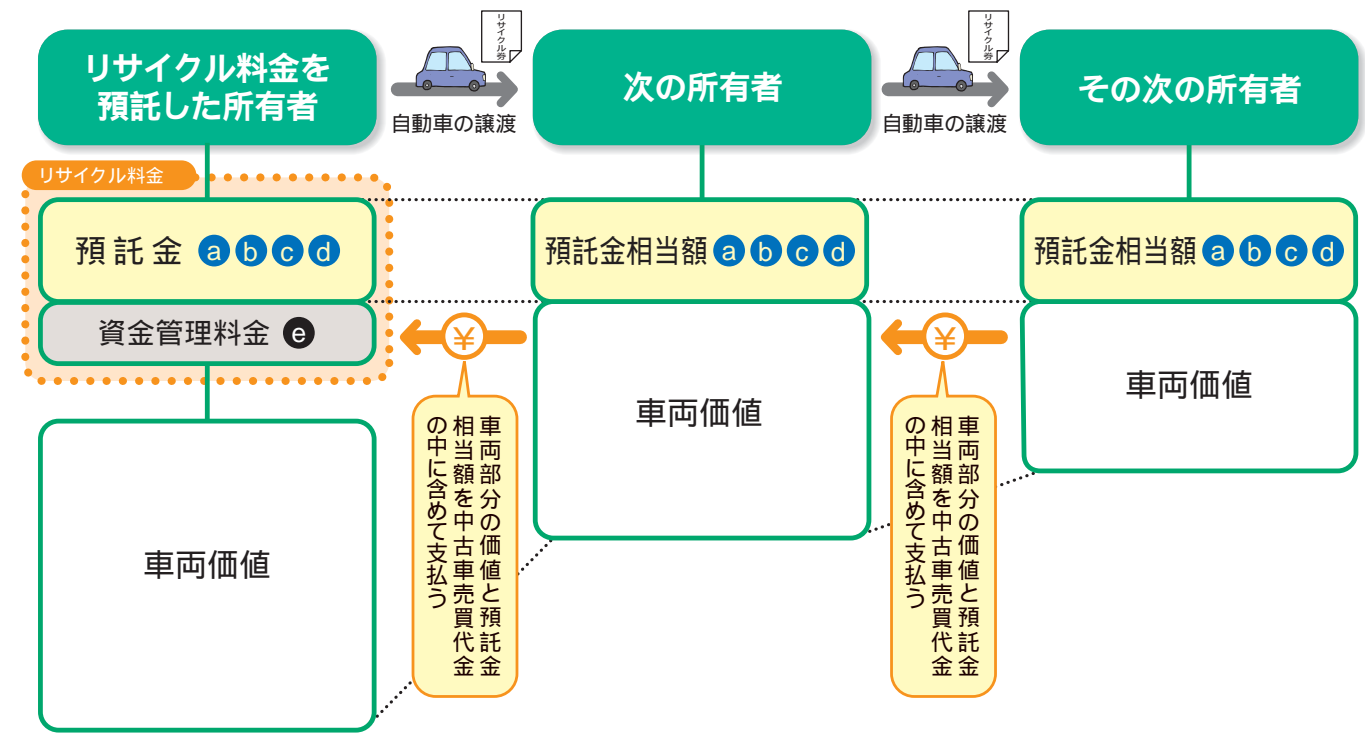
- ・リサイクル料金のうち、**a**シュレッダーダスト料金 **b**エアバッグ類料金 **c**フロン類料金 **d**情報管理料金は、資金管理人に預託された「自動車所有者の資産」として位置付けられますので、預託者が法人または事業者であって会計処理を行う場合は、資産勘定に計上する必要があります。  
(費用として処理することはできません)
- ・**e**資金管理料金は、資金管理人において、入金された後にすぐ費消されるため、支払った時点で費用処理を行います。
- ・販売・整備事業者が自動車所有者から預託金を一定期間預かる場合は、会計上の「仮受金」または「預り金」となります。  
「仮受金」または「預り金」として計上する際は、預託金 (**a b c d**) だけではなく資金管理料金 (**e**) も含めた全体の額で処理します。

リサイクル料金項目	科目	会計上の扱い
a シュレッダーダスト料金	預託金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済自動車の引渡しまで自動車所有者の資産 (金銭資産のため消費税は非課税)</li> <li>・使用済自動車として引取業者に引き渡した時点で、最終所有者が費用処理を実施</li> </ul>
b エアバッグ類料金		
c フロン類料金		
d 情報管理料金		
e 資金管理料金	費用	支払った時点で費用処理を実施

### (2) 中古車売買時の取扱い

- ・リサイクル料金預託済みの自動車を譲渡する際は、自動車の譲渡に伴い、新所有者がリサイクル料金を預託したものとみなされることになっています。(法第77条)
- ・リサイクル料金預託済みの自動車の譲渡を受けた新所有者が譲渡した旧所有者に対し、車両部分の価値としての金額に加え、預託金相当額を中古車売買代金の中に含めて支払うこととなります。また、新所有者がさらに次の所有者にその自動車を譲渡した場合も同様になります。したがって、購入時と譲渡時では、同額の預託金相当額を支払い、受け取っているため課税所得(差額)が生じません。
- ・預託金相当額の授受については、消費税上の非課税取引になります。このため、車両価値金額と預託金相当額について会計処理を行う場合は、別々の会計処理が必要となります。  
(新所有者は預託金相当額を資産計上し、旧所有者は資産勘定に計上されていた預託金相当額を現金に振り替えます)

### 中古車売買時の車両価値とリサイクル料金の関係



### (3) 引取業者への使用済自動車引渡し時の取扱い

- ・自動車所有者のうち最終所有者は、使用済自動車を引取業者に引き渡した時点で、預託金相当額の費用処理を行うことができます。
- ・使用済自動車の引渡し時にリサイクル料金を支払った場合は、支払った時点ですべての料金について費用処理を行うことができます。  
使用済自動車引渡し時にエアバッグ類料金やフロン類料金の追加預託を行う場合には、その預託にあわせて、再度資金管理料金の負担が必要となることに注意してください。
- ・引取業者の場合においても、最終所有者からリサイクル料金を一定期間預かる場合は、会計上の「仮受金」または「預り金」として計上してください。  
「仮受金」または「預り金」として計上する際は、預託金だけではなく、資金管理料金も含めた全体の額で処理してください。

## 第2章 継続検査時における整備事業者の具体的な実務

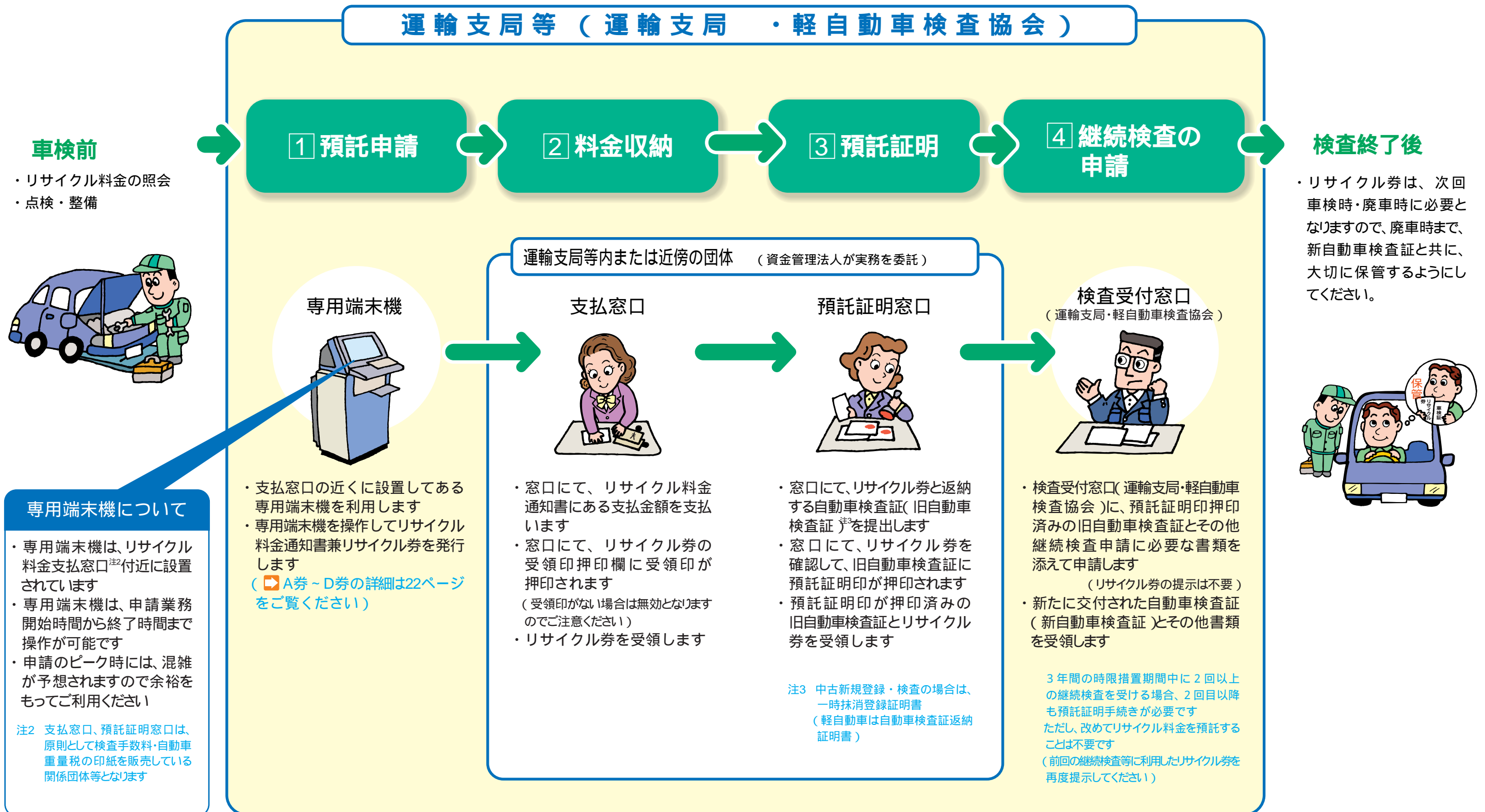
### 1. 継続検査時に運輸支局等内または近傍においてリサイクル料金の支払いを行う整備事業者における具体的な実務

- ・継続検査時においては、運輸支局等内または近傍の団体においてリサイクル料金の支払いを行うこととなります。この場合、リサイクル料金の支払いおよび預託証明手続きを継続検査の申請前に運輸支局等内または近傍の団体<sup>注1</sup>において行うこととなります。

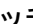
注1 資金管理人がリサイクル料金の収納実務および預託証明実務を委託します。

以下のような点を考慮に入れこの方法が選択されました。

- ・整備事業者の利便性と負荷軽減が最重要と考え、可能な限り運輸支局等内での従来の手続きの流れを崩すことのないよう配慮をしました。



(1) 専用端末機の操作方法

- ・車両1台ごとに操作します。
- ・専用端末機はタッチパネル式  になっています。画面上のキーを操作し、車両情報を入力します。
- ・画面の指示にしたがって入力（画面にタッチする）するだけなので、操作はいたって簡単です。
- ・専用端末機については、本年（2004年）秋頃の設置を予定しております。

画面上で入力する車両情報は、  
自動車検査証上の登録・車両番号と車台番号の下4桁

間違いのないように入力してください

登録自動車・  
軽自動車の選択

**リサイクル券発行**

画面のガイドにしたがって車検証の情報を入力してください。  
手続きを行う車両の区分を選択してください。



・初期画面で「登録自動車」・「軽自動車」のいずれかを選択します。

登録番号の入力

登録番号の支局名を選択してください。

上記以外の場合は、下のボタンから支局名の頭文字を選択してください。  
例：くで始まる支局名の場合は「く」を押してください。

わ	ら	や	ま	は	な	た	さ	か	あ
り		み	ひ	に	ち	し	き	い	
を	る	ゆ	む	ふ	ぬ	つ	す	く	う
れ		め	へ	ね	て	せ	け	え	
空欄	ろ	よ	も	ほ	の	と	そ	こ	お



画面の指示に従って、支局名、分類番号、かな文字、一連指定番号を入力します。

登録番号の一連指定番号を入力してください。

支局名  分類番号

かな  一連指定番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9
訂正	0	

車台番号の  
下4桁の入力

車検証に記載されている車台番号の下4桁を入力してください。  
車台番号が職権打刻の場合(例:札[11]123456札)には、車台番号は空白のまま「職権打刻」を押してください。

車台番号(下4桁) :

1	2	3	A	B	C	D	E	F
4	5	6	G	H	I	J	K	L
7	8	9	M	N	O	P	Q	R
訂正	0	-	S	T	U	V	W	X
			Y	Z				



・車台番号の下4桁を入力します。  
BP5 - 22

画面確認・  
リサイクル券発行

車両区分

車台番号(下4桁)

登録番号

以上の情報でよろしいですか?  
よろしければ発行ボタンを押してください。



・画面に表示された車台番号、登録番号を確認し、「発行」をタッチします。数秒後リサイクル料金通知書兼リサイクル券 注 が受取口から印刷されて出力されます。

注 リサイクル料金を収納し、押印されなければリサイクル券としては無効です。


入力操作完了

手続きが終了いたしました。

リサイクル券をご持参の上、窓口でリサイクル料金をお支払いください。  
ご利用ありがとうございました。



・手続き終了画面が出ますので、「OK」をタッチして入力操作は完了です。  
・リサイクル料金通知書兼リサイクル券を支払窓口に提示して、リサイクル料金を支払います。

- ・すでにリサイクル料金が預託済みの場合は再発行用のリサイクル券が印刷されます。リサイクル料金の支払いは不要ですので、印刷されたリサイクル券（再発行用リサイクル券の受領印押印欄は受領済みである旨印刷されています）を、直接旧自動車検査証と共に預託証明窓口に提出してください。
- ・他の事業者がリサイクル料金を預託申請中の場合は、リサイクル券が印刷できません。確認が必要な場合は、自動車リサイクルシステムコンタクトセンター（裏表紙をご覧ください）にご相談ください。
- ・入力された車両に料金情報がない場合、料金設定手続きの必要がありますのでコールセンターにご相談ください。

(2) その他

リサイクル券のイメージ

The image shows four types of recycling coupons: [A] Pre-authorization certificate, [B] Used vehicle withdrawal certificate, [C] Management fee receipt, and [D] Fee notification. A note indicates that a stamp must be applied to the coupon at the payment window.

1 支払窓口にて受領印が押印されて、はじめてリサイクル券として有効になります

2 支払窓口にて、リサイクル料金を読み取るためのバーコードが印刷されていますので汚さないよう気をつけてください

注) 上記内容は変更される場合があります。

リサイクル料金の照会

- パソコンを保有されている場合は、(財)自動車リサイクル促進センターのホームページから、料金を事前に検索することが可能です。
- また、車検場端末機にてリサイクル料金通知書兼リサイクル券を発行することによってリサイクル料金を事前に照会することも可能です。

発行したリサイクル料金通知書兼リサイクル券でのリサイクル料金の収納は、発行後5日(土日・祝日を除く)以内です。(それ以降は再度発行が必要)

出張車検時のリサイクル料金の預託

- 出張車検については、各地域において様々なケースが存在します。出張車検における預託申請方法、対応する窓口関係団体等の詳細は決定次第、別途ご案内します。

2. 継続検査時に金融機関口座引落しを利用する整備事業者における具体的な実務

Bタイプ 金融機関口座引落しを利用する場合

- 年間継続検査取扱台数が200台以上であってインターネットに接続しているパソコンを保有する整備事業者は、金融機関口座引落し方式を利用することができます。
- 金融機関口座引落しは、月に2回行われます。毎月1日～15日の預託申請分が翌月10日に、16日～末日分が翌月26日に引落しになります。
- 月2回の請求案内が、収納代行業者の株式会社ジェーシービー(JCB)より送付されます。
- 請求案内には、利用期間の継続検査時等預託申請車両の合計振替金額が記載されておりますので、車両ごとの明細については、資金管理システムから検索し、ご確認願います。
- 利用できる金融機関は、都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合です。

請求明細書(表面)のイメージ

The image shows the front of a request statement envelope with a postage stamp area, a return address (JCB), and a recipient address (JCB). It includes a barcode area and a note about the importance of the contents.

請求明細書(裏面)のイメージ

The image shows the back of the request statement envelope with payment details and a table of charges.

お支払日	YYYY年MM月DD日
金融機関名	0000 キンコウ
支店名	000 シデン
科目・口座番号	普通 1111111
口座名義	JCBジューベンバンク
取扱者ID	1111-2222-3333-4444
お支払合計	0,000,000 円

ご利用日	ご利用内容	件数(台)	金額(円)	摘要欄
YY MM DD	00000 自動車リサイクル料金(継続検査時預託)	50	0,000,000	YYYY年MM月DD日 - YYYY年MM月DD日分
YY MM DD	00000 取扱手数料(継続検査時預託)	50	0,000	YYYY年MM月DD日 - YYYY年MM月DD日分
	00000 差引差振替金額		0,000,000	YYYY年MM月DD日 - YYYY年MM月DD日分

請求明細書(裏面)には、リサイクル料金のほかに、資金管理人が指定整備事業者にお支払いする「取扱手数料」が記載されます。「取扱手数料」は、事業者の収入となりますので、会計上の処理を確実に行ってください。

## B1タイプ

収納方法が金融機関口座引落しで、パソコンで1台ずつ預託申請し、預託申請を行った事業所でリサイクル券を発行する場合

### (1) リサイクル料金の預託申請実務とリサイクル券の発行実務

- ・B1タイプ事業者については、預託申請が受理されると直ちに預託済みとなりリサイクル券の発行が可能となるため、リサイクル料金の預託申請実務からリサイクル券の発行実務にかけて一連の実務として行っていただくことになります。一方、預託済みとなった場合、預託の取消しはできませんので、車両情報を十分確認の上、預託申請を行ってください。

資金管理システム  
への接続(ログイン)

事業所コード  
XXXXXXX

パスワード  
\*\*\*\*\*

- ・継続検査時預託用の事業所コードとパスワードを入力し、資金管理法システムへログインします。パスワードは伏せ字で表示されます。
- ・同一事業所で継続検査時預託実務に加えて、引取時預託実務、電子マニフェストを用いた移動報告を行う場合、事業所コード、パスワードはそれぞれの実務ごとに付与されますので、各実務ごとに使い分けてください

メニューの選択

1 料金照会

2 **預託申請**

3 リサイクル券発行

- ・メニュー画面で「2 預託申請」を選択します。

車両の検索

1 登録番号 / 車両番号

車両区分	登録自動車	軽自動車
登録番号 / 支局名	分類番号	かな
車両番号	品川	500
		き
		1234

2 車台番号

車台番号	車台番号の下4桁	9999
	職権打刻の全桁	

検索

- ・メニュー選択画面で「預託申請」を選択すると車両を特定するための画面が出ます。
- ・車両区分を選択し、登録・車両番号を入力してください。
- ・車台番号の下4桁を入力してください。職権打刻の場合、入力するのは全桁
- ・「検索」をクリックすると下の画面のように当該車両の預託金の有無、リサイクル料金の額が画面に表示されます。

預託申請

1 車両情報

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	000-1111-2222

2 料金情報

	標準装備料金
シュレッダーダスト料金	¥00,000
エアバッグ類料金	¥ 0,000
フロン類料金	¥ 0,000
情報管理料金	¥ 0,000
資金管理料金	¥ 0,000
合計	¥00,000

3 口座情報

金融機関コード	1111
支店コード	222
口座種別	普通
口座番号	1234567
口座名義	

申請

- ・「車両の検索」において車両を特定し、特定した車両のリサイクル料金が未預託だった場合、左記の画面が表示されます。
- ・車両情報を確認し、「申請」をクリックすると、下記ダイアログ表示されます。「OK」をクリックすると預託申請が受理されます。



- ・預託申請が受理されると直ちに預託済みとなります。預託済みとなりましたら、申請取消しは行えませんが、申請車両の間違ひには十分注意してください

リサイクル券を  
発行する車両の  
確認

1 車両情報

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	000-1111-2222

2 収納情報

収納金額	¥00,000
引落し予定日	2005/07/10
金融機関コード	1111
支店コード	222
口座種別	普通
口座番号	1234567
口座名義	

リサイクル券イメージの表示

- ・預託申請が受理された車両情報や引落し予定日等の情報が表示されます。
- ・リサイクル券を発行するには、「リサイクル券イメージの表示」をクリックしてください。

リサイクル券の  
印刷

Adobe Reader

ファイル(F) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

印刷

リサイクル券として  
印刷すべきイメージ

- ・別ウインドウにアクロバトリーダー(アドビリーダー)によりリサイクル券として印刷すべきイメージデータ(PDFファイル)が表示されます。
- ・プリンターにリサイクル券の専用用紙を正しくセットした上で、アクロバトリーダー(アドビリーダー)の「ファイル」メニューから「印刷」を選択してください。もしくはツールバーにある、プリンターの「アイコン」をクリックしてください。印刷ダイアログが表示されます。
- ・アクロバトリーダー(アドビリーダー)の印刷オプションが正しく設定されていることを確認の上、「OK」をクリックし、リサイクル券を印刷してください。印刷オプションの設定方法等の詳細は、別途案内予定

## B2タイプ

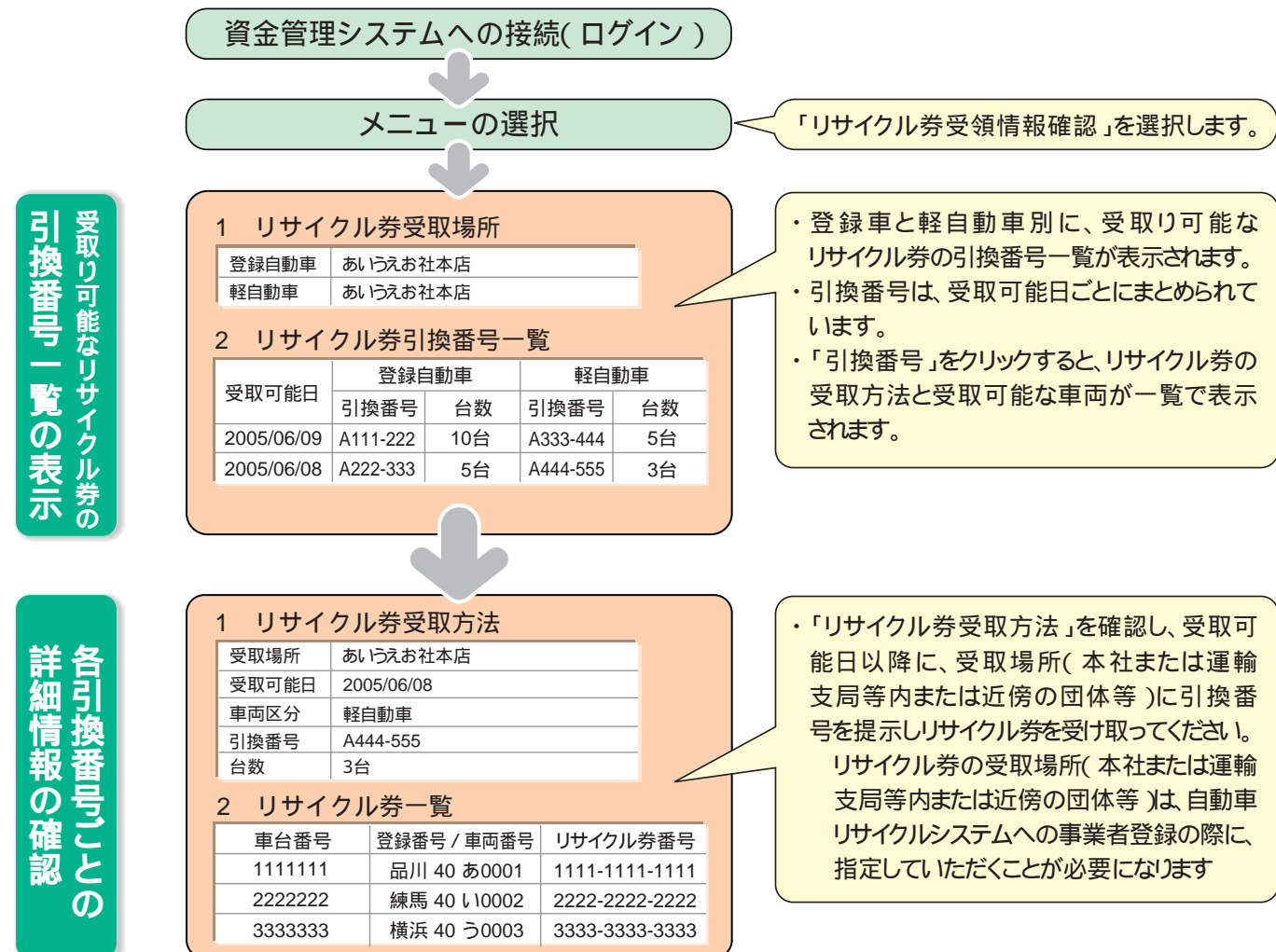
収納方法が金融機関口座引落しで、パソコンで1台ずつ預託申請し、預託申請を行った事業所以外の場所（本社または運輸支局等内または近傍の団体等）でリサイクル券を発行する場合

### (1) リサイクル料金の預託申請実務とリサイクル券の発行依頼実務 事業所

- ・ B2タイプ事業者は、リサイクル料金の預託申請実務については、B1タイプ事業者と全く同じです。  
( [24ページをご覧ください](#) )
- ・ 事業所以外の場所（本社または運輸支局等内または近傍の団体等）へのリサイクル券の発行依頼もB1タイプ事業者と基本的に同様の実務ですが、「リサイクル券の発行を依頼する車両の確認」までを行っていただき、事業所以外の場所（本社または運輸支局等内または近傍の団体等）でリサイクル券の発行をしていただくことになります。
- ・ B1タイプ事業者の「リサイクル券を発行する車両の確認」画面における「リサイクル券イメージの表示」ボタンが「リサイクル券の発行依頼」となっていますので、これをクリックしてください。  
( [25ページをご覧ください](#) )

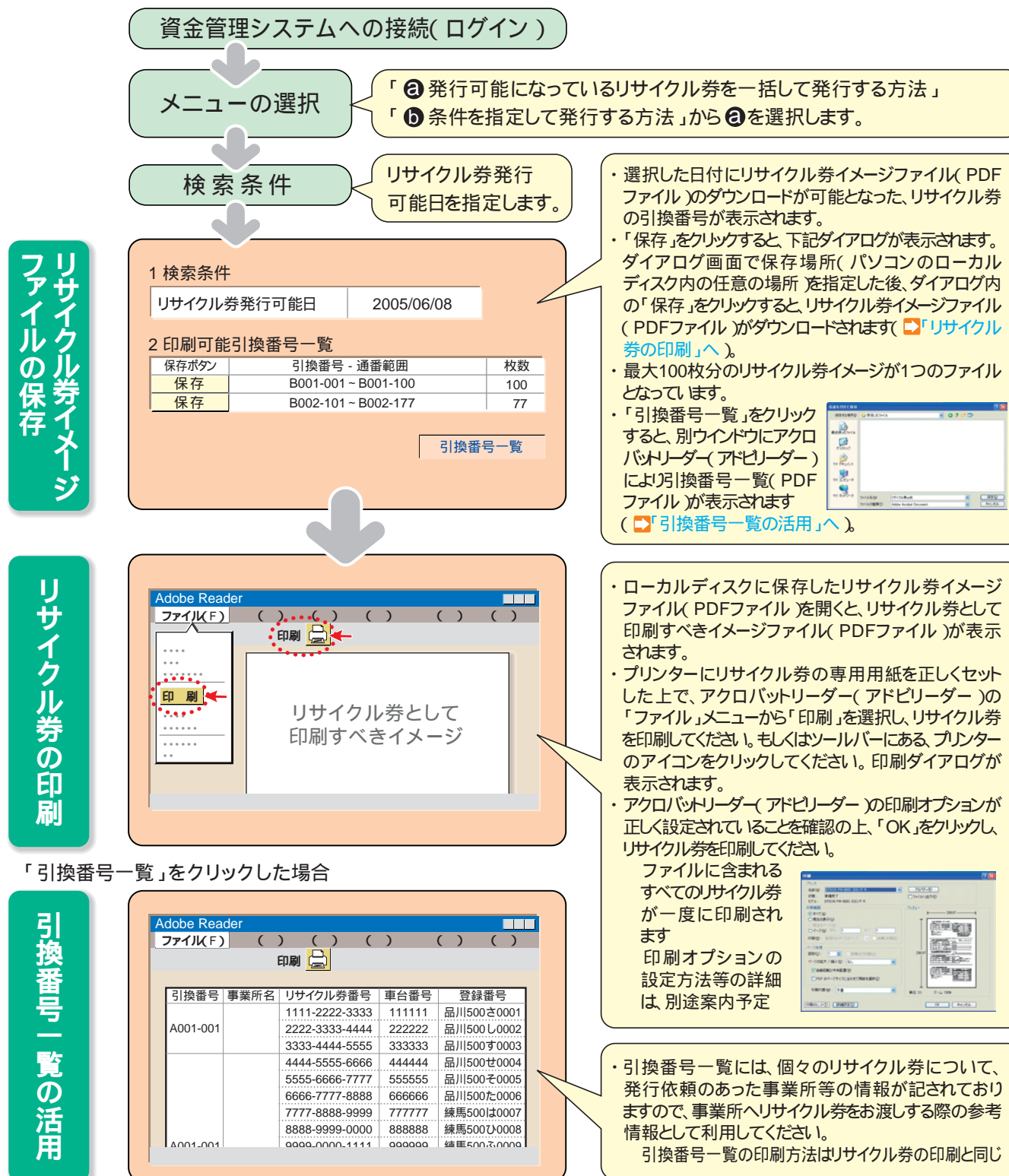
### (2) リサイクル券引換番号の確認（発行依頼を行った日の翌日） 事業所

- ・ 発行依頼を行ったリサイクル券には引換番号が付与されています。事業所以外の場所（本社等）でリサイクル券を受け取るために、リサイクル券引換番号の提示が必要な場合は、以下の実務によりリサイクル券引換番号を確認し、本社等に提示してください。



### (3) リサイクル券の発行実務 本社または運輸支局等内または近傍の団体等

- ・ B2タイプ事業者が前日までに預託申請した車両のリサイクル券を本社等が発行する方法としては、以下の方法が用意されています。  
**㊦**: 発行可能になっているリサイクル券を一括して発行する方法  
**㊧**: 条件を指定して発行する方法
- ・ 基本的には、**㊦**の方法にて発行していただきますが、事業所から急な発行依頼などが生じた場合は、**㊧**の方法で個別にリサイクル券を発行してください。
- ・ 以下、「**㊦**発行可能になっているリサイクル券を一括して発行する方法」についてご説明します。

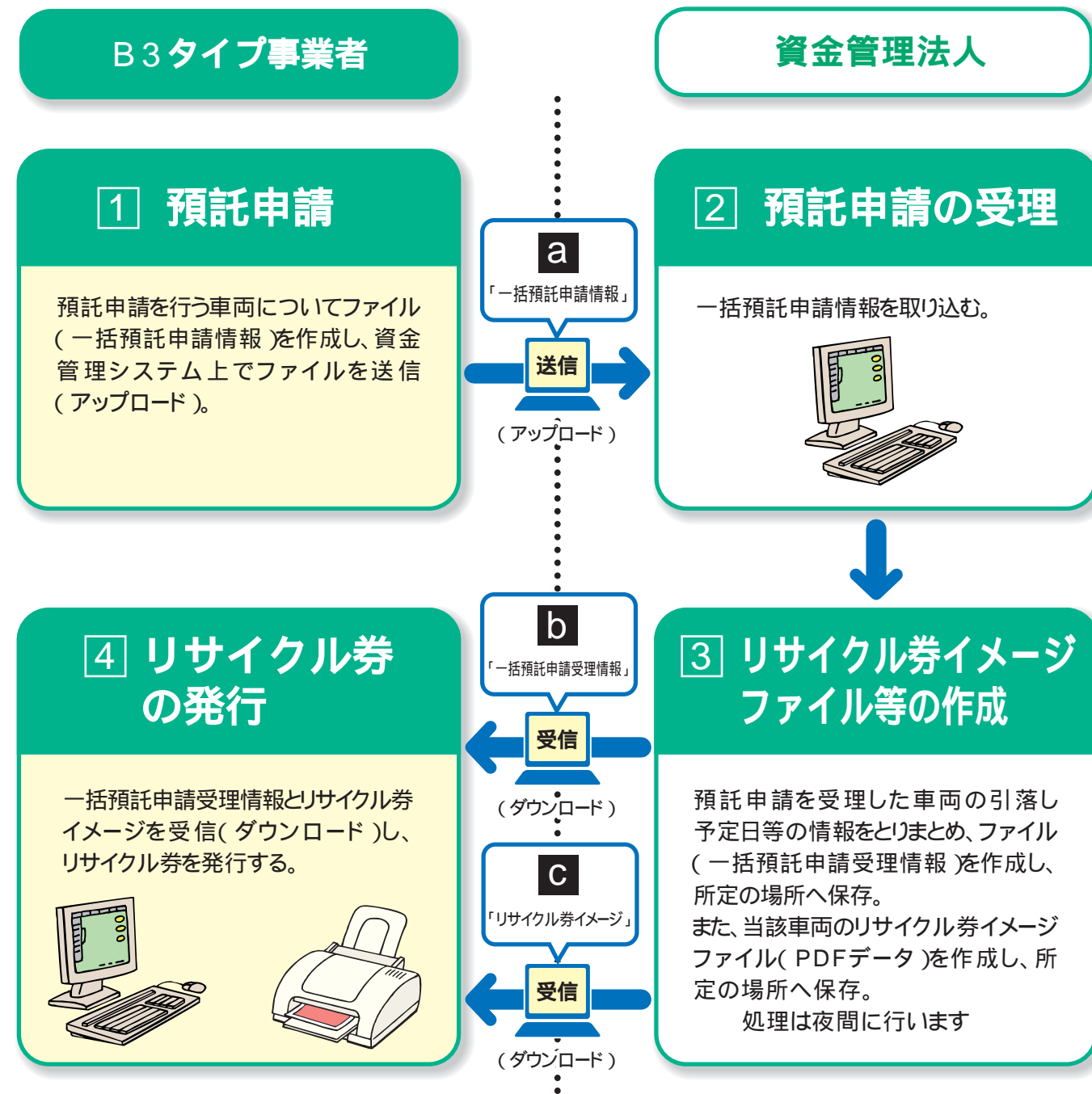


## B3タイプ

収納方法が金融機関口座引落しで、パソコンで複数台数を一括で預託申請し、預託申請を行った事業所でリサイクル券を発行する場合

- ・大量の継続検査手続きを実施している事業者は、リサイクル料金の預託実務も大量に処理する必要があります。このため、一度に複数台の預託申請が行える仕組みを用意しました。
- ・車両の検索ならびに預託申請の際は、所定のファイルを作成していただく必要があります。
- ・申請の処理は夜間に行うため、リサイクル券の発行は翌日以降になります。

### (1) B3タイプ事業者の実務の流れ



### (2) B3タイプ事業者が資金管理人 [(財)自動車リサイクル促進センター] と送受信するファイル

名称	B3タイプ事業者から見た送受信区分	含まれる項目
一括預託申請情報	送信 (アップロード)	預託申請を行う車両の「登録・車両番号」「車台番号下4桁(職権打刻車両は全桁)」「登録車か軽自動車かの区分」等の情報
一括預託申請受理情報	受信 (ダウンロード)	預託申請が受理された車両の「登録・車両番号」「車台番号(全桁)」「リサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金、資金管理料金)」「引落し情報(引落し金額、引落し予定日、金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義)」等の情報
リサイクル券イメージ	受信 (ダウンロード)	預託申請が受理された車両の印刷すべきリサイクル券イメージ

および のファイル形式等の詳細は後日案内予定  
 リサイクル券イメージは他の事業者タイプと同様に、PDF形式となります

- ・ B3タイプ事業者の場合、リサイクル券イメージファイル等の作成を夜間処理にて行うため、リサイクル券の発行が可能となるのは、預託申請の翌日以降になります。保安基準適合証の有効期間等との関係で、リサイクル券を即発行する必要があることも想定し、B3タイプ事業者に対しては、B1タイプ事業者の実務も行うことが可能になっています（事業者登録の際に、B1タイプ事業者とB3タイプ事業者それぞれの事業所コードを送付します）
- ・ リサイクル券イメージファイルの受信（ダウンロード）からリサイクル券の印刷までの実施は、基本的にB2タイプにおける本社等のリサイクル券の発行実務と同様です（[27ページをご覧ください](#)）



### 3 .継続検査時に郵便局・コンビニエンスストアを利用する指定整備事業者における具体的実務

#### Aタイプ

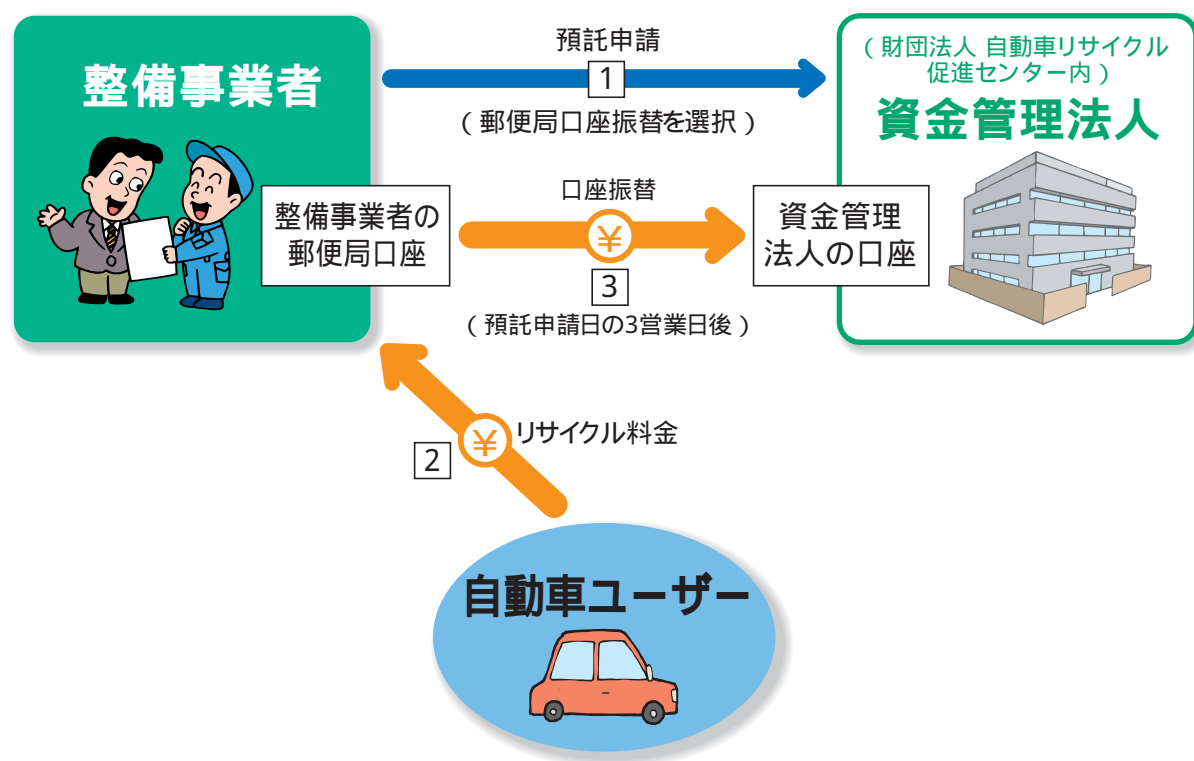
郵便局・コンビニエンスストアを利用する場合

- ・インターネットに接続しているパソコンを保有する指定整備事業者は、金融機関口座引落とし方式の他に、郵便局・コンビニエンスストア方式を利用することも可能です。(金融機関口座引落とし方式と郵便局・コンビニエンスストア方式はどちらか一方のみ選択可能)
- ・郵便局・コンビニエンスストアを利用したリサイクル料金の収納方法は以下のとおりです。

#### (1) 郵便局口座振替による収納概要

- ・郵便局口座振替による収納方法は、指定整備事業者の郵便局口座(通常貯金口座)から資金管理人の口座へ自動払込み(口座振替)する方法です。指定整備事業者がその都度支払いのために郵便局に行く必要はありません。
- ・預託申請日の3営業日後に口座振替され、口座振替の翌日に資金管理人で入金を確認され預託済となり、リサイクル券の発行が可能になります。
- ・口座振替日までであれば、預託申請の取消が可能です。

#### 郵便局口座振替収納の手順



- 1 預託申請の際に、「郵便局口座振替方式」を選択します。預託申請の後、口座振替の予定日が案内されます。
- 2 自動車ユーザーからリサイクル料金を預かります。
- 3 預託申請日の3営業日後に口座振替されます。ただし、15時以降に預託申請した場合は、翌営業日扱いとなり、口座振替は4営業日後となります。

#### 【留意点】

- ・郵便局口座の残高不足により口座振替が実施できなかった場合は、その日に口座振替を予定しているすべての車両の預託申請が無効になります。

#### (2) コンビニエンスストアでの収納概要

- ・コンビニエンスストアによる収納方法は、自動車ユーザーがコンビニエンスストアの店舗でリサイクル料金を支払うことが可能な方法です。
- ・店舗での料金の支払いから30分以内に預託済みとなり、リサイクル券の発行が可能になります。
- ・自動車リサイクルシステムでは、以下7社のコンビニエンスストアの店舗でリサイクル料金の支払いが可能であり、大きく分けて二つの方式があります。

サークルK	(a)スマートピットカード( SPC )利用方式
サンクス	
スリーエフ	
ファミリーマート	
ミニストップ	
ローソン	
セブン-イレブン	(b)セブン-イレブン利用方式

#### SPC 利用方式

- ・スマートピットとは、通信販売・インターネットショッピング等を利用する際に、SPCを用いてコンビニエンスストアで代金の支払いができるサービスです。
- ・自動車リサイクルシステムでは、リサイクル料金支払いのための専用カードを使用し、カードには預託しようとする車両の車台番号とSPCを一対一で対応させるためのSPC番号とバーコードが記載されています。

#### SPCの見本

表



裏



- ・SPC番号と預託しようとする車両の車台番号との一対一の対応関係は、料金が支払われると解消されるため、何回でも同じSPCを使用することが可能です。
- ・SPC 1枚で一度にリサイクル料金を支払う車両は1台となります。複数台数のリサイクル料金を一度に支払う場合は、預託申請の際にそれぞれ別のSPC番号を選択し、店舗へはそれぞれのSPCを提示することが必要です。
- ・SPCは、1事業所あたり20枚提供します(無償)。

セブン-イレブン利用方式

- セブン-イレブン利用方式の場合は、スマートピットカード(SPC)の代わりに、資金管理人から事業者へイメージデータとして送信される「払込票」を印刷し、セブン-イレブンの店舗に提示することになります。

セブン-イレブン払込票のイメージ

リサイクル料金 セブン-イレブンでのお支払い

受付方法	前払い(現金支払い)
お客様名	様 ①
払込先名	(財)自動車リサイクル促進センター
払込票番号	1111-2222-33333
払込金額	00,000円
払込期限	2005年5月31日(火) ②

この番号を店員に提示する際に、「インターネット代金の支払い」とお伝えください。

**リサイクル料金お支払いの流れ**

- ① 最寄りのセブン-イレブンでこの払込票を提示してください。
- ② 払込金額として記載されている料金をお支払いください。
- ③ お支払い頂いた情報は(財)自動車リサイクル促進センターに通知されます。
- ④ レシートをこの払込票を発行した事業者に提出してください。  
車検時の場合は車検終了時にリサイクル券をお渡します。  
引取時のお支払いの場合は、使用済自動車引取証明書をお渡します。

リサイクル料金お支払い後の取消および返金は一切お受けできません。ご了承ください。

ご注意!(必ずお読みください)

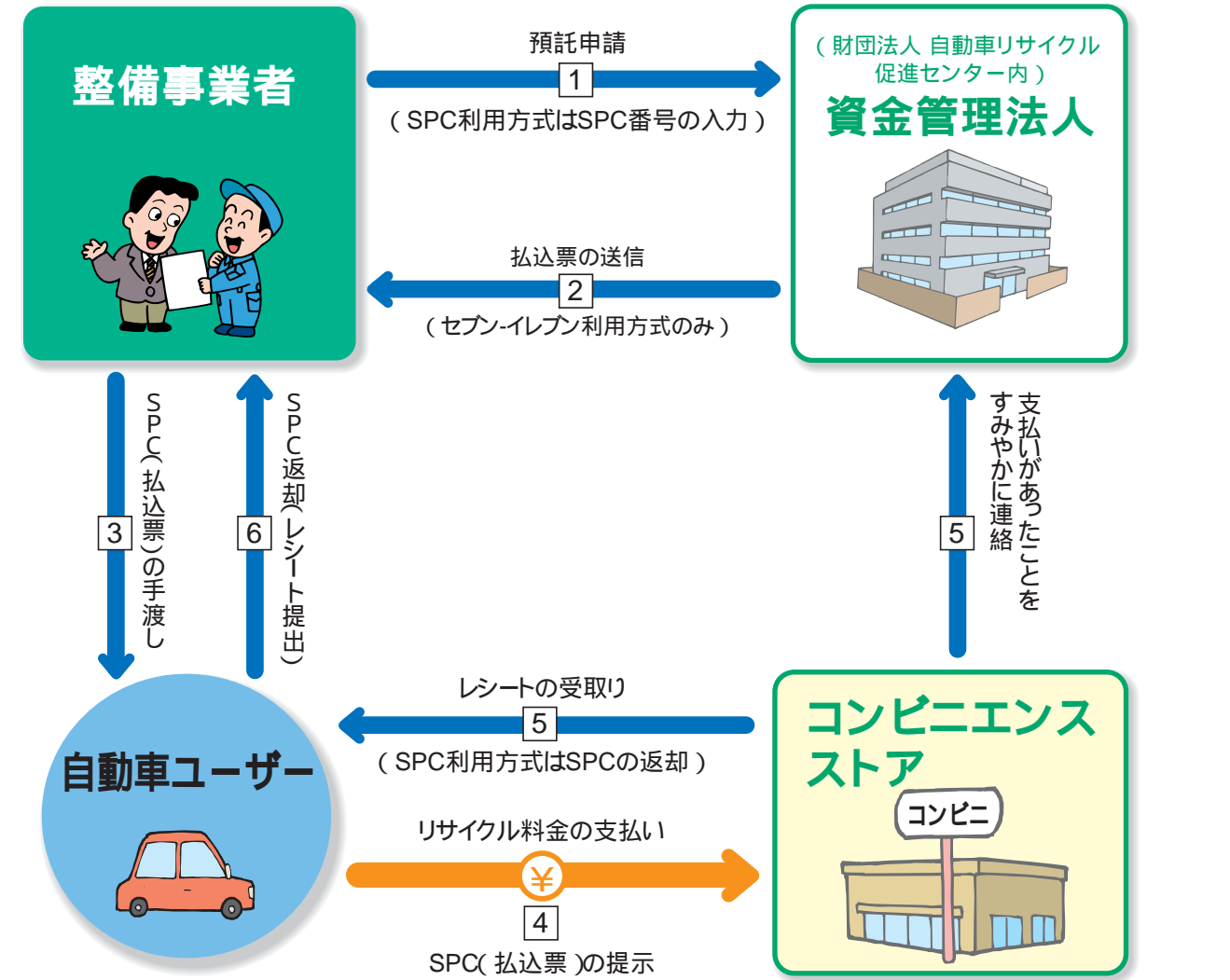
- お支払いは上記払込期限日までに現金にてお願いいたします。(クレジットカード・プリペイドカードでのお支払いはできません)
- レシートは大切に保管してください。店舗において再発行はいたしません。
- 払込期限を過ぎてレジでのお取扱いが不可能になった場合、セブン-イレブン店舗ではお金をお受けすることはできません。
- 払込期限をすぎた場合にはお取引についての責任を負うことができません。
- ご注文内容についてのお問合せや変更・取消・返品・返金等は、セブン-イレブン店舗ではお受けできません。
- ご不明な点がございましたら、下記連絡先にお問合せください。

お客様用連絡先:自動車リサイクルシステム コンタクトセンター(連絡先 03-5673-7396)

発行:(財)自動車リサイクル促進センター

注) 上記内容は変更される場合があります。

コンビニエンスストア収納の手順



- ① 預託申請の際に、「SPC利用方式」または「セブン-イレブン利用方式」を選択します。  
SPC利用方式の場合は、SPC番号の選択が必要です。
- ② セブン-イレブン利用方式の場合は、払込依頼票のイメージデータが送信されますので、各指定整備事業者のプリンターで印刷してください。
- ③ 指定整備事業者は、自動車ユーザーにSPC(セブン-イレブン利用方式の場合は払込票)を手渡しし、コンビニエンスストアで支払っていただくよう要請します。  
指定整備事業者による代行も可能です。
- ④ コンビニエンスストアの店舗にSPC(セブン-イレブン利用方式の場合は払込票)を提示し、リサイクル料金を支払います。  
ローソン、ファミリーマートでの支払いについては、各店舗に存在する端末機でSPC番号を入力する必要があります。
- ⑤ コンビニエンスストアの店舗からレシートが発行され、SPC利用方式の場合は、SPCが返却されます。料金を支払ったという情報は、コンビニエンスストアの店舗から資金管理人へすみやかに連絡されます。
- ⑥ 自動車ユーザーから、レシートとSPCを回収してください。

A1タイプ

パソコンで1台ずつ預託申請し、リサイクル券を事業所で自ら発行する場合

(1) リサイクル料金の預託申請実務

資金管理システムへの接続(ログイン)

事業所コード  
XXXXXX

パスワード  
\*\*\*\*\*

- 継続検査時預託用の事業所コードとパスワードを入力し、資金管理法システムへログインします。パスワードは伏せ字で表示されます。
- 同一事業所で継続検査時預託実務に加えて、引取時預託実務、電子マニフェストを用いた移動報告を行う場合、事業所コード、パスワードはそれぞれの実務ごとに付与されますので、各実務ごとに使い分けてください

メニューの選択

1 料金照会

2 **預託申請**

3 リサイクル券発行

- メニュー画面で「2 預託申請」を選択します。

車両の検索

1 登録番号 / 車両番号

車両区分	登録自動車	軽自動車
登録番号 / 支局名	品川	500
分類番号	かな	1234
一連指定番号		

2 車台番号

車台番号	車台番号の下4桁	9999
	職権打刻の全桁	

検索

- メニュー選択画面で「預託申請」を選択すると車両を特定するための画面が出ます。
- 車両区分を選択し、登録・車両番号を入力してください。
- 車台番号の下4桁を入力してください。職権打刻の場合、入力するのは全桁
- 「検索」をクリックすると下の画面のように当該車両の預託金の有無、リサイクル料金の額が画面に表示されます。

車両検索結果と収納方法の選択

1 車両情報

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2 料金情報

	標準装備料金
シュレッダーダスト料金	¥00,000
エアバッグ類料金	¥ 0,000
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥ 0,000
資金管理料金	¥ 0,000
合計	¥00,000

3 収納方法

収納方法	
郵便局	
SPC	
セブン-イレブン	
SPC番号	111111111111

次へ

- 当該車両のリサイクル料金が未預託だった場合、継続検査時までに預託が必要な金額が「標準装備料金」欄に品目別に表示されます。
- リサイクル料金が設定されていない品目については「標準装備料金」欄に「\*\*\*\*\*」で表示されます。これについては継続検査時に預託していただく必要はありません。
- 引き続き、収納方法を選択してください。
- 収納方法は、スマートピットカード(SPC)利用方式、セブン-イレブン方式、郵便局口座振替方式の中から選択可能です。スマートピットカード(SPC)で収納する場合は、SPC番号の選択が必要。選択の際は、事業者に配布されたスマートピットカード(SPC)の番号が一覧で表示
- 「次へ」をクリックしていただくと預託申請用の画面に移ります。車両情報、収納方法に間違いがないことを確認してください

SPC収納を選択した場合

1 車両情報

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2 料金情報

	標準装備料金
シュレッダーダスト料金	¥00,000
エアバッグ類料金	¥ 0,000
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥ 0,000
資金管理料金	¥ 0,000
合計	¥00,000

3 収納方法

SPC番号	111111111111
-------	--------------

申請

- SPC収納の場合は、選択したSPC番号が表示されます。「申請」をクリックすると、下記ダイアログが表示されます。「OK」をクリックすると預託申請が受理されます。

Microsoft Internet Explorer

SPC収納で申請します。よろしいですか?

OK キャンセル

- 料金は預託申請受理後15日以内にお支払いください。
- コンビニエンスストアでお支払いいただいてから概ね30分程度で預託済みとなり、リサイクル券の発行が可能になります。

セブン-イレブン収納を選択した場合

1 車両情報

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2 料金情報

	標準装備料金
シュレッダーダスト料金	¥00,000
エアバッグ類料金	¥ 0,000
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥ 0,000
資金管理料金	¥ 0,000
合計	¥00,000

払込票

申請

- セブン-イレブン収納の場合は「申請」をクリックすると、下記ダイアログが表示されます。「OK」をクリックすると預託申請が受理されます。

Microsoft Internet Explorer

セブン-イレブン収納で申請します。よろしいですか?

OK キャンセル

- 預託申請が受理されると、払込票の印刷が可能になります。払込票を印刷し、預託申請受理後15日以内に料金をお支払いください。
- セブン-イレブンでお支払いいただいてから概ね30分程度で預託済みとなり、リサイクル券の発行が可能になります。

郵便局収納を選択した場合

1 車両情報

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2 料金情報

	標準装備料金
シュレッダーダスト料金	¥00,000
エアバッグ類料金	¥ 0,000
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥ 0,000
資金管理料金	¥ 0,000
合計	¥00,000

3 口座情報

金融機関番号	1111
通常貯金記号	22222
通常貯金番号	33333333
払込元氏名	

申請

- 郵便局収納の場合は、口座情報が表示されます。「申請」をクリックすると、下記ダイアログが表示されます。「OK」をクリックすると預託申請が受理されます。

Microsoft Internet Explorer

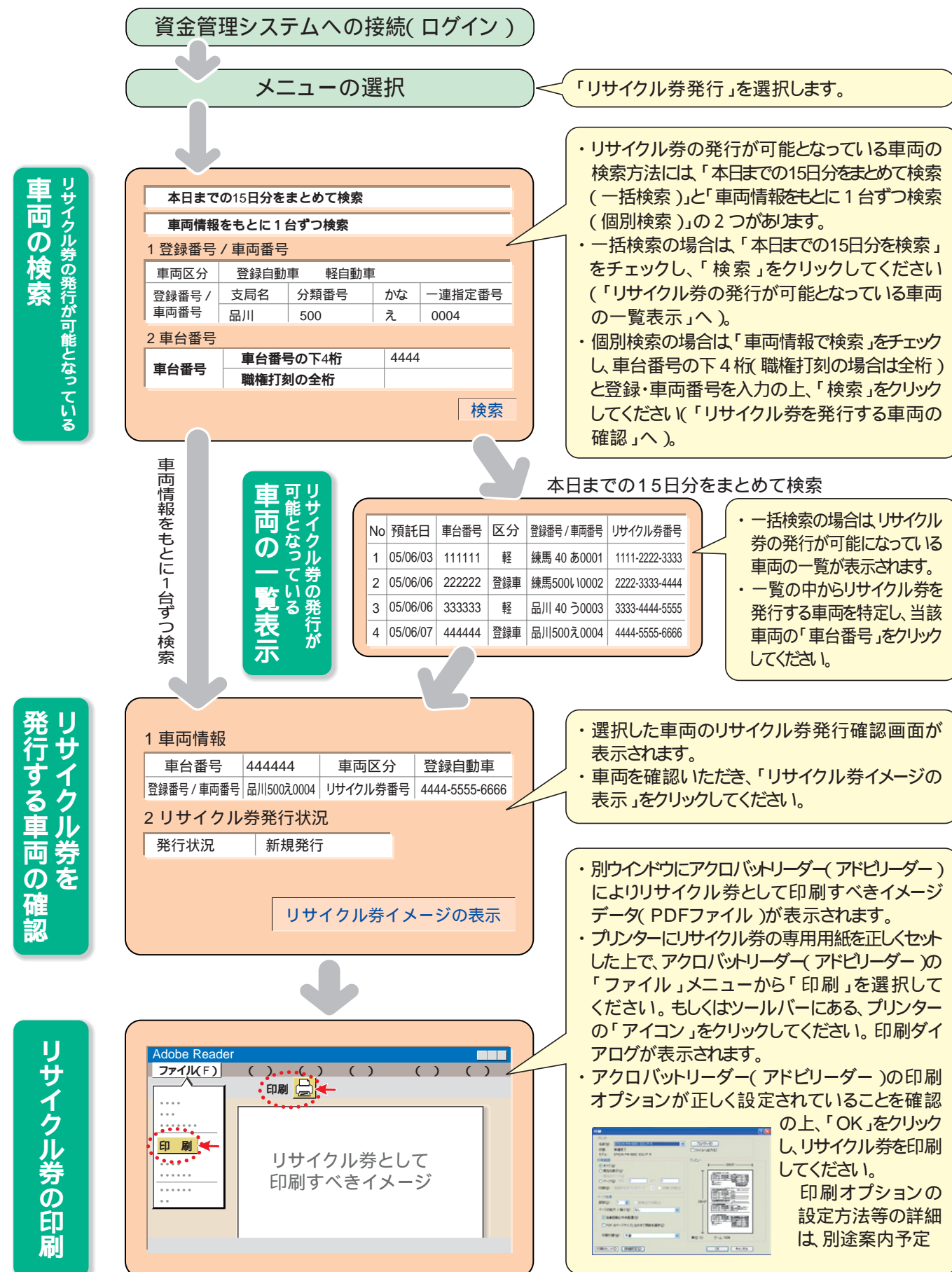
郵便局収納で申請します。よろしいですか?

OK キャンセル

- 預託申請が受理されると、振替予定日が表示されます。口座の残高が十分なことを振替予定日の前日までに確認してください。
- 申請日から4日後に預託済みとなり、リサイクル券の発行が可能になります。
- 15時を過ぎて預託申請した場合は、翌営業日の扱いとなります。

(2) リサイクル券の発行実務

・A1タイプ事業者のリサイクル券発行実務は、リサイクル料金が預託済みであることを確認した後にいきます。



A2タイプ

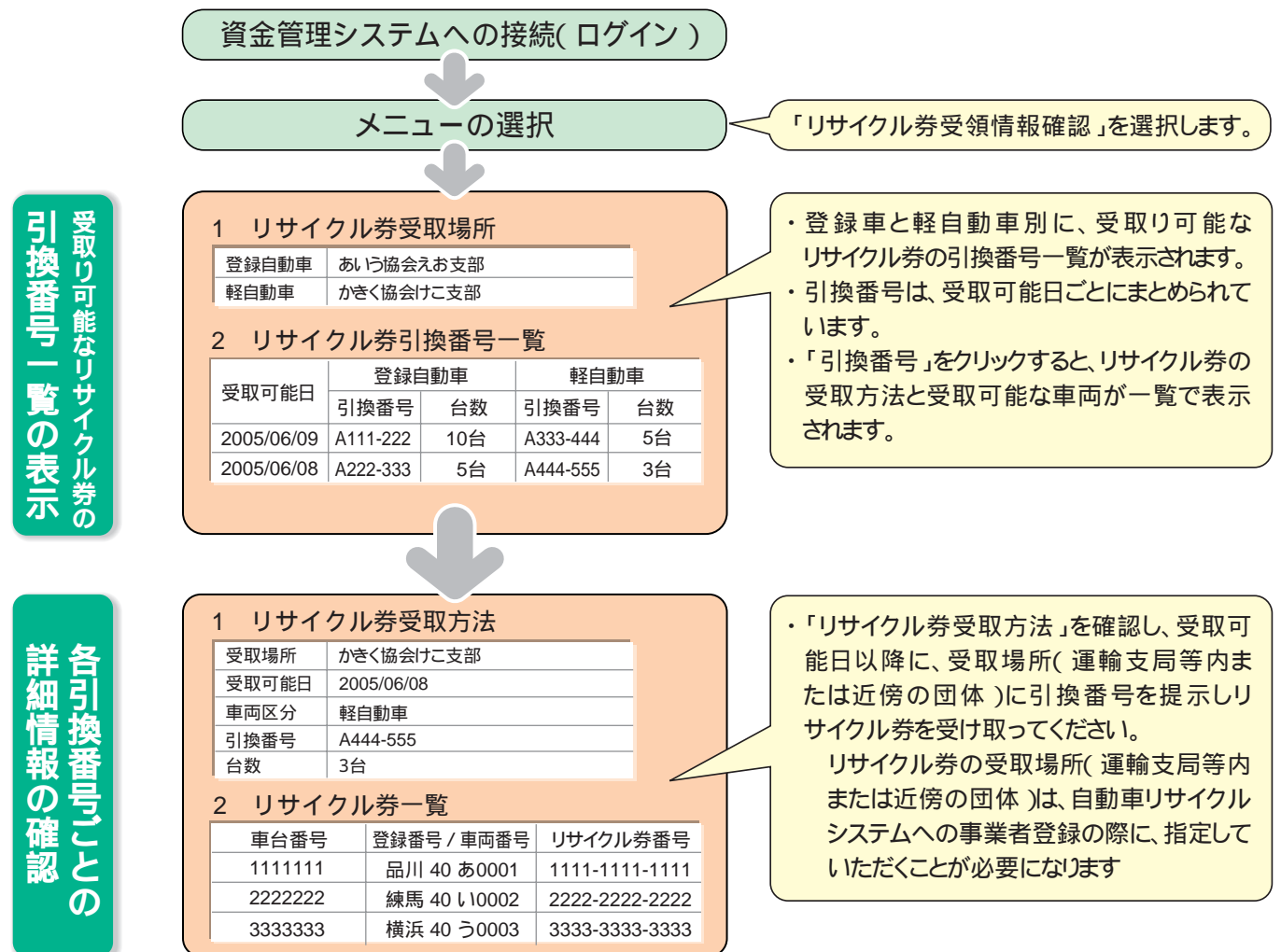
パソコンで1台ずつ預託申請し、リサイクル券の発行を運輸支局等内または近隣の団体へ依頼する場合

(1) リサイクル料金の預託申請実務とリサイクル券の発行依頼実務

- ・A2タイプ事業者は、リサイクル料金の預託申請実務については、A1タイプ事業者と全く同じです(▶34ページをご覧ください)。
- ・運輸支局等内または近隣の団体へのリサイクル券の発行依頼もA1タイプ事業者と基本的に同様の実務ですが、「リサイクル券の発行を依頼する車両の確認」までを行っていただき、運輸支局等内または近隣の団体でリサイクル券を受け取っていただきます。
- ・A1タイプ事業者の「リサイクル券を発行する車両の確認」画面における「リサイクル券イメージの表示」ボタンが「リサイクル券の発行依頼」となっていますので、これをクリックしてください(▶36ページをご覧ください)。

(2) リサイクル券引換番号の確認(発行依頼を行った日の翌日以降)

- ・発行依頼を行ったリサイクル券を運輸支局等内または近隣の団体で受け取るためには、運輸支局等内または近隣の団体にリサイクル券引換番号を提示することが必要ですので、以下の実務によりリサイクル券引換番号を確認し、運輸支局等内または近隣の団体に提示してください。
- ・リサイクル券引換番号は、発行依頼を行った翌日に確認することが可能となりますが、リサイクル券の受取りは運輸支局等内または近隣の団体の営業日となりますので、ご注意ください。また、受け取りは15日以内ですのでご注意ください。



パソコン等を利用する場合に必要な条件は以下となります。

パソコンの利用条件

・ 確実な預託実務を行っていただくために、以下の表を参考にパソコンの利用環境を整えてください。

項目		基準	
		A1・A2・B1・B2	B2における本社等・B3
ハードウェア	ハードディスク空き容量	1.0GB以上を推奨	2.0GB以上を推奨
	メモリー	128MB以上を推奨	256MB以上を推奨
ソフトウェア	OS	マイクロソフト社 ウィンドウズ98以上 (2000以上を推奨)	マイクロソフト社 ウィンドウズ98以上 (2000以上を推奨)
	インターネット閲覧ソフト (ブラウザ)	マイクロソフト社インターネット エクスプローラ5.01以上 (5.5以上を推奨)	マイクロソフト社インターネット エクスプローラ5.01以上 (5.5以上を推奨)
	文書閲覧ソフト	アドビ社 アクトバットリーダー4.0以上	アドビ社 アクトバットリーダー4.0以上

・ リサイクル券印刷用のデータは、資金管理人よりPDF形式<sup>注1</sup>で提供されるため、文書閲覧ソフトが必要になります。文書閲覧ソフトのアクトバットリーダー（アドビリーダー）は、アドビ社ホームページ（<http://www.adobe.co.jp>）よりダウンロード（無料）し、ご利用ください。

注1 PDF: Portable Document Format (ポータブルドキュメントフォーマット)の略で、アドビ社が開発した文書閲覧用のファイル形式です。コンピューター画面上でシステムの違い（使用OSの違い、使用フォントの違い）などに影響されず同一の文書表示を可能にします。

インターネット接続環境

・ 預託実務では相互にデータの送受信がなされますので、ADSL等の常時接続を推奨いたします。

プリンターの利用条件

・ 整備事業者自身でリサイクル券を発行していただく場合は、リサイクル券の印刷基準を満たすレーザープリンターまたはインクジェットプリンターが必要になります。  
 ・ リサイクル券印刷用の専用用紙（A4サイズ）も必要となりますが、資金管理人から無償で支給いたします。なお、専用用紙は、厳重な保管・管理をお願いします。

項目	基準
解像度	600dpi以上
用紙	A4サイズに対応
印刷範囲	用紙の縁から6.35mmまで印刷可能

MEMO

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

# 第3章 引取業者の実務概要

## 1. 引取業者の役割

### 役割1 装備・預託確認の実施

- ・使用済自動車を引き取る際は、フロン類(エアコン)、エアバッグ類の装備の有無を確認(装備確認)の上、リサイクル料金が預託されているかの確認(預託確認)を行う必要があります。  
リサイクル料金が未預託または不足の場合は使用済自動車を引き取りできませんので、その分のリサイクル料金の預託に必要な実務を行ってください。

### 役割2 使用済自動車の引取りと引取報告の実施

- ・使用済自動車の引取りを求められた時は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。
- ・使用済自動車を引き取った時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

### 役割3 引取証明書の交付

- ・使用済自動車を引き取った時は、最終所有者に対し、引取証明書を交付する必要があります。

### 役割4 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

- ・都道府県知事等の登録・許可を受けたフロン回収業者または解体業者(フロン類がない場合)に使用済自動車を引き渡す必要があります。
- ・使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。  
引渡しの際は、使用済自動車とリサイクル券等をあわせて引き渡してください。

### 役割5 使用済自動車が確実に解体された事実を確認し、最終所有者へ通知

- ・使用済自動車が確実に解体され永久抹消登録等・自動車重量税還付申請手続きが可能になった時点<sup>※</sup>で、最終所有者にその旨の連絡を行う必要があります。(申請手続きを従来どおり引取業者が代行することも想定されます)  
注 原則として破砕業者の引取報告完了時に、情報管理センターから電子マニフェストシステム上で引取業者へ通知されます。

❗ 以上の役割を果たさなかった場合は、都道府県知事等からの勧告・命令を受けたり、引取業者の登録を取り消される場合があります。

## 2. 引取業者の登録

### (1) 都道府県知事または保健所設置市長への登録

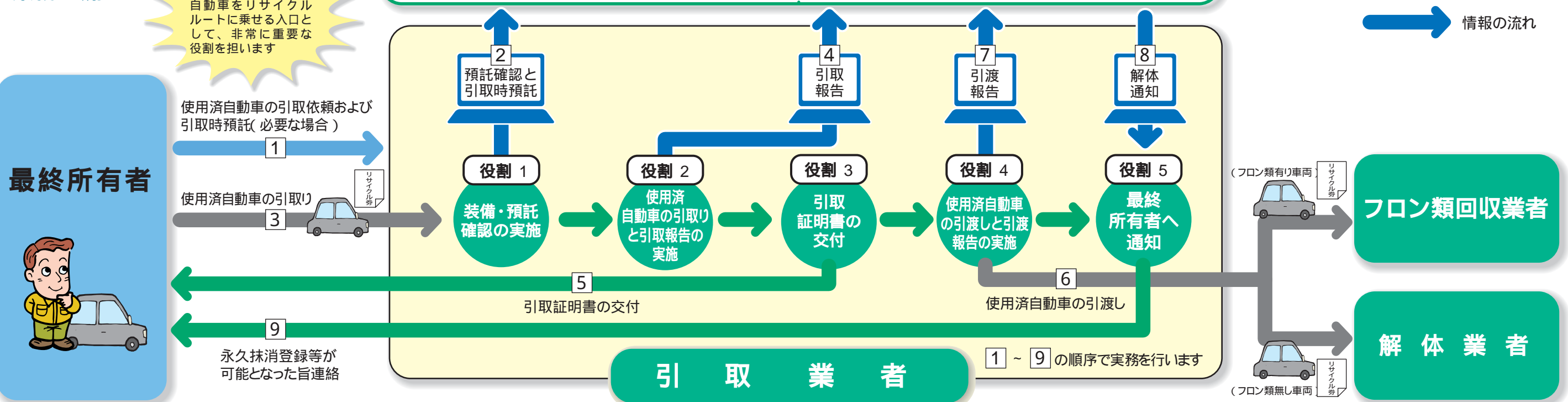
- ・自動車所有者から使用済自動車を引き取る事業者は、引取業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事または保健所設置市長への登録が必要になります。
- ・すでにフロン回収破壊法における第二種特定製品引取業者の登録を受けている事業者は、自動車リサイクル法の引取業者へ自動的に移行されます。  
2005年1月以降は、事業所ごとに引取業者である旨の標識を掲げることが必要となります。
- ・引取業者の登録を行っただけでは、いわゆる部品取りを行うことはできません。部品取りを行うためには、別途解体業の許可を取得することが必要です。

使用済自動車を解体して部品取りを行うすべての事業者は、生活環境の保全等の観点から自動車リサイクル法の解体業の許可を受けることが必要です。ただし、例えば、自動車所有者の依頼を受けてカーステレオ、カーナビ等の付属品を取り外す行為等については、業として使用済自動車の解体を行っているとは解釈されないものと考えられます。

### (2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録(本年(2004年)7月から受付開始)

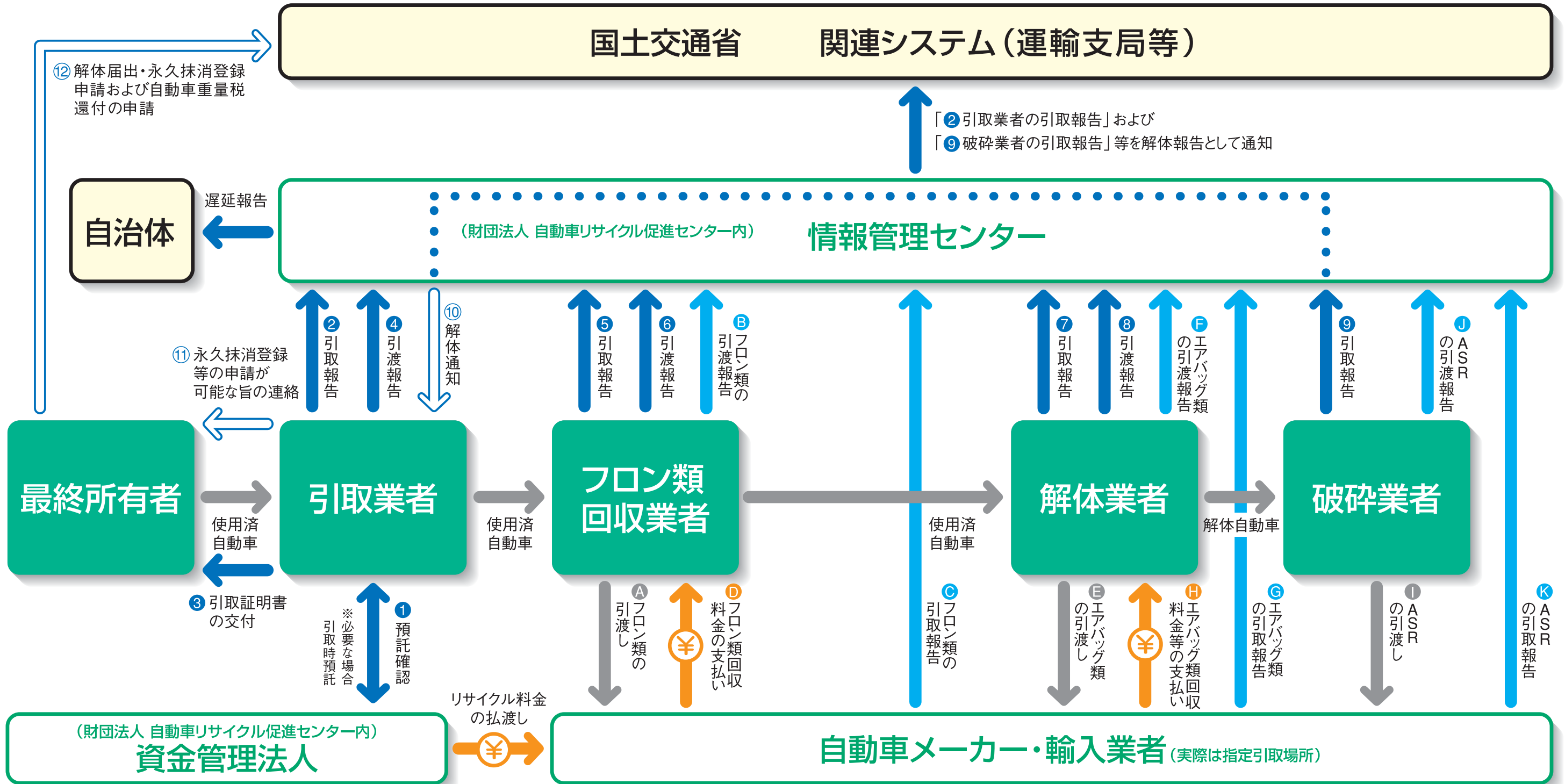
- ・引取業者は、電子マニフェスト制度による移動報告の実施やリサイクル料金の収納実務のために、都道府県知事等への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。
- ・引取時のリサイクル料金の収納に関しては、資金管理法人から手数料が支払われますので、自動車リサイクルシステムへの登録時にあわせて約款によりその旨の契約を締結していただくことになります。
- ・自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、電子マニフェスト制度による移動報告やリサイクル料金の収納の際に必要な事業所コードと初期パスワードが送付され、自動車リサイクルシステムを利用しての実務が可能になります。(登録方法については92ページをご覧ください)

## 引取業者の業務の流れ



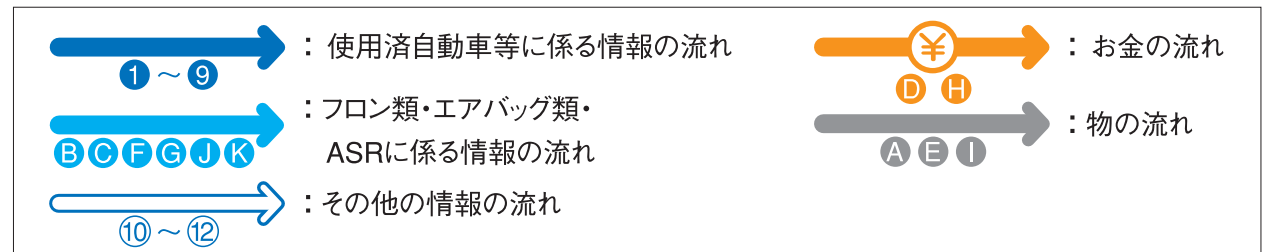
### 3. 電子マニフェスト(移動報告)制度の概要

- ・自動車リサイクル法では、各事業者が使用済自動車等の「引取り」「引渡し」を行った際、原則としてパソコンにて情報管理センターにインターネット経由で報告を行うことが必要となります。
- ・具体的な業務フローは下図のとおりです。



—留意点—

- ① 移動報告は、引取業者が資金管理人に預託確認を行った後に、情報管理センターへ引取報告を行うことでスタートとなります。
- ② 預託確認後、引取業者の引取報告がなされた車両は、その後再販・中古車輸出等を行うことは原則としてできません。



(1) 電子マニフェスト（移動報告）制度導入の目的／機能

① 使用済自動車の適正な引取り／引渡し確保（不法投棄の防止等）

・ 移動報告制度により、情報管理センターにおいては個々の使用済自動車等の引取り・引渡しを行った事業者が把握可能となります。一定期間内に引取り・引渡しの報告がなされない場合には、登録・許可権者である自治体へその旨の情報提供（遅延報告）が行われます。

② リサイクル料金等の支払いの根拠

・ フロン類・エアバッグ類の回収等について、情報管理センターへの引渡報告が自動車メーカー等からの回収料金等支払いの根拠となります。

③ 関連制度への情報提供

・ 自動車重量税の還付制度や永久抹消登録等制度においては、個々の移動報告がなされ、解体の事実が確認できることが手続の条件となります。

【留意事項】

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物マニフェストおよび使用済自動車マニフェストは、電子マニフェスト制度に一本化されます。（ただし、使用済自動車等から発生する廃油・廃液等を産業廃棄物として処理する場合には従来どおり産業廃棄物マニフェストが必要となります）  
 フロン回収破壊法の自動車フロン類管理書も不要となり、電子マニフェスト制度に一本化されます。（ただし、フロン回収破壊法上、本年（2004年）12月31日までに引き取ったカーエアコン付使用済自動車に関しては、自動車フロン類管理書が必要です。この使用済自動車は自動車リサイクル法の対象とはならないため、自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金の預託および電子マニフェスト制度による移動報告は不要です。）

(2) 受付時間等

- ・ 電子マニフェスト（移動報告）の受付時間は、8:00～20:00（予定）  
 （土日・祝日も稼働。ただし、システムメンテナンス等のための特定日を除く）
- ・ 自動車リサイクルシステムへの登録完了後、秋頃に、移動報告に関する詳細マニュアル（パソコン版、FAX利用版のいずれか）を送付する予定です。

(3) パソコン等必要な機器（新規にパソコン等を購入される場合は、詳細をパソコン販売店等にご相談ください。）

パソコン	
ハードウェア	ハードディスク容量 → 空き容量1.0GB以上を推奨
	メモリー → 128MB以上を推奨
ソフトウェア	OS → マイクロソフト社ウィンドウズ98以上（2000以上を推奨）
	インターネット閲覧ソフト（ブラウザ） → マイクロソフト社インターネットエクスプローラ5.01以上（5.5以上を推奨）
	文書閲覧ソフト → アドビ社アクロバットリーダー4.0以上 アドビ社ホームページ（http://www.adobe.co.jp）よりダウンロード（無料）

インターネット接続環境

- ・ パソコン購入後、インターネットへの接続が必要となります。（別途、接続業者（プロバイダー）との契約を行ってください）  
 ※ADSL等の常時接続を推奨します。

プリンター

- ・ 必要に応じ準備してください。

(4) 確認通知・遅延報告

・ 各事業者からの「引取報告」「引渡報告」が一定期間行われなかった場合、以下のとおり確認通知や遅延報告が情報管理センターから行われます。

① 確認通知

・ 例えば、A社が引取報告実施後に引渡報告を行わなかった場合や、A社が次の事業者（引渡先B社）に引渡報告を行ったにも係らず引渡先B社が引取報告を行わなかった場合など、いずれの場合も、引渡・引取報告が行われていない旨を情報管理センターはA社に通知します。

※B社が引取報告を行わなかった場合は、まずA社は自社の引渡し忘れ等がないかを確認してください。

（詳細は77ページをご覧ください）

② 遅延報告

・ 上記①の「確認通知」後に、さらに一定期間経っても報告がない場合、情報管理センターは上記A社の登録・許可権者である自治体\*に対して、報告遅延の旨とA社の事業者情報・車台番号等を自動的に報告します。\*都道府県知事または保健所設置市長

③ 勧告・命令

・ 自治体は上記②の遅延報告をもとに、必要に応じ、A社に対して適切な措置等を講ずるよう勧告・命令等を行います。

<引取報告実施後に、引渡報告を行わなかった場合>

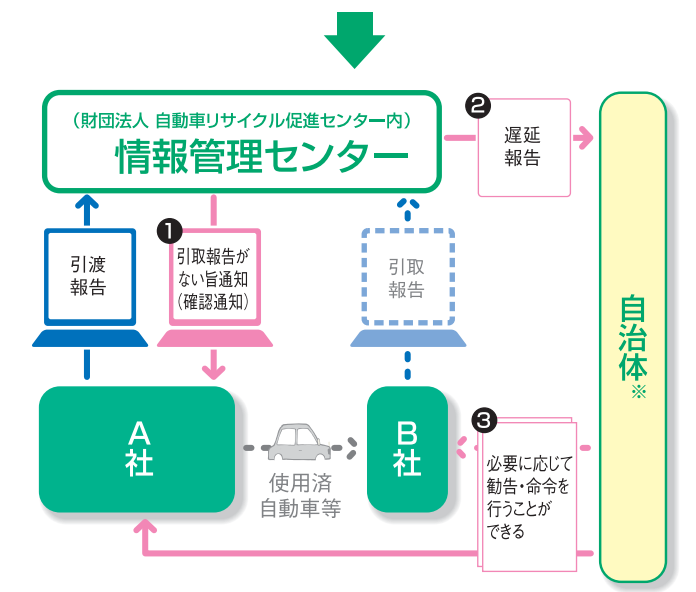
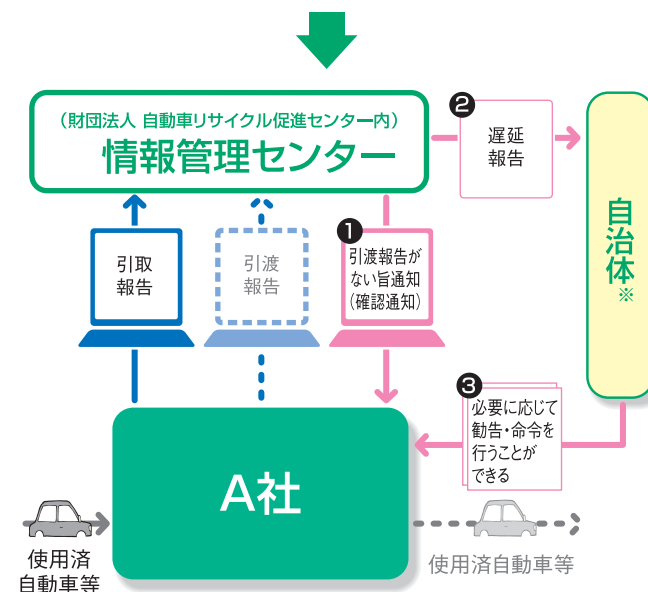
	確認通知 までの期間*	遅延報告 までの期間
引取業者	30日	左記+10日
フロン類回収業者 (使用済自動車のみ)	20日	
解体業者	120日	
破砕業者	30日	

※引取報告日から起算して計算（土日・祝日等を含む）

<引渡報告実施後に、引取報告が行われなかった場合>

	確認通知 までの期間*	遅延報告 までの期間
引取業者	5日	左記+3日
フロン類回収業者		
解体業者		
破砕業者		

※引渡報告日から起算して計算（土日・祝日等を含む）  
 ※フロン類およびエアバッグ類の引渡しに関しては15日



※ 都道府県知事または保健所設置市長



# 第4章 使用済自動車引取時の具体的な実務

## 1. 使用済自動車の引取りについての考え方

### (1) 自動車リサイクル法の対象となる自動車

- ・使用済自動車として、来年(2005年)1月1日以降に引取業者が引き取る車両が、自動車リサイクル法対象の自動車となります。

**【留意事項】**

- ・本年(2004年)12月31日までに引き取る使用済自動車については、従来どおりの廃棄物処理法およびフロン回収破壊法の仕組みに従う必要があります。
- ・この場合、カーエアコン付使用済自動車に関しては、フロン回収破壊法に基づく自動車フロン券による費用収納や自動車フロン類管理書が必要です。

### (2) 自動車入庫時の業務フローの概要

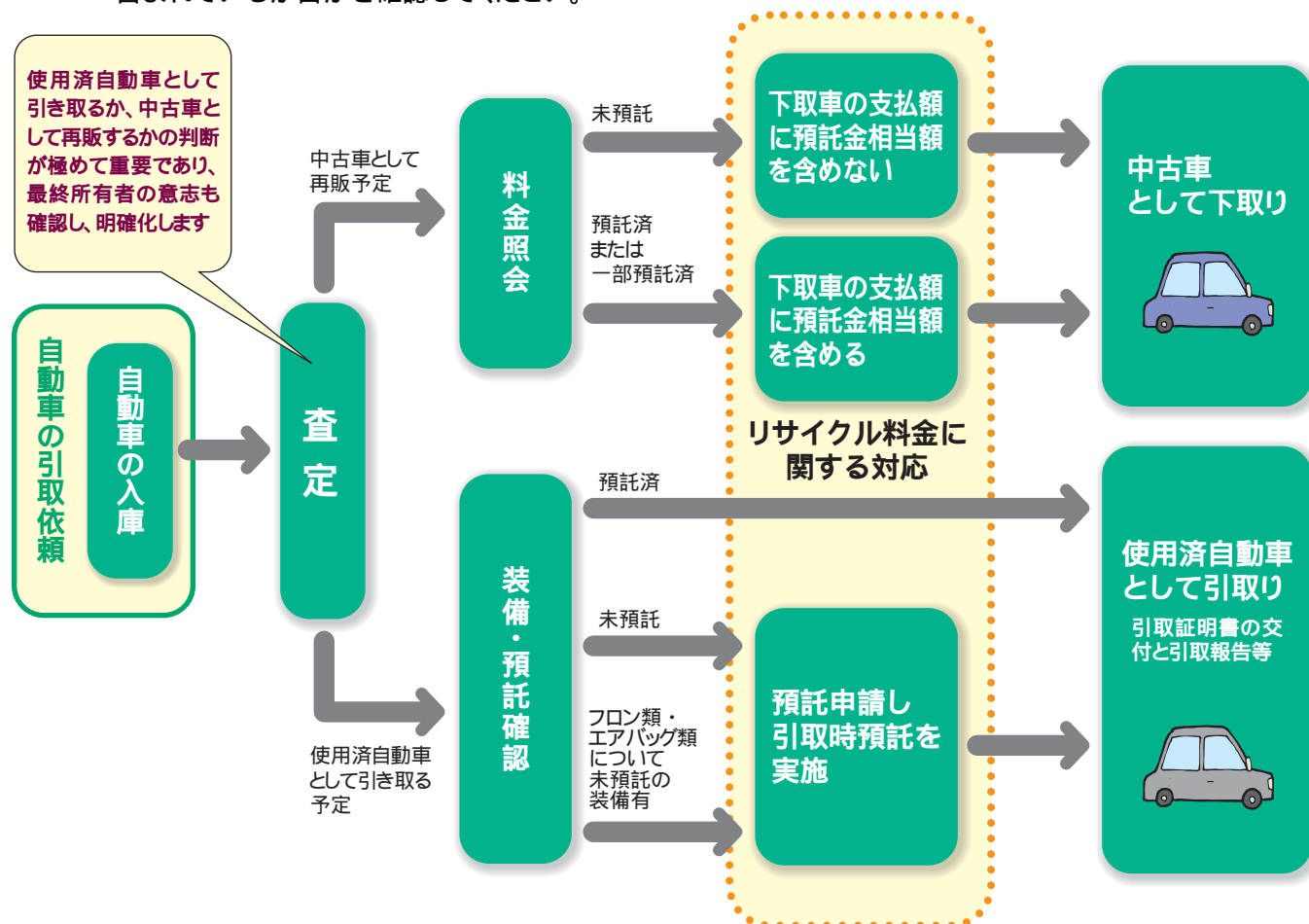
- ・自動車の入庫の段階で、引取業者が使用済自動車・中古車のいずれであるかを判別することは、以下の理由から極めて重要になります。

**理由①** 使用済自動車としての引取りを行い、電子 manifests システムによる引取報告を行った後は、原則としてその引取報告の取消しはできません。

預託確認後、引取業者の引取報告がなされた車両は、その後再販(中古新規登録・検査)・中古車輸出等(輸出抹消登録)を行うことも原則としてできません。

**理由②** 使用済自動車として引き取るか中古車として下取るかで、以下の図のようにリサイクル料金に関する対応が異なります。

- ・使用済自動車として引き取る場合は、その使用済自動車について、フロン類が充てんされたエアコンの有無、エアバッグ類の有無を必ず確認する必要があります。また、使用済自動車に架装物が搭載されていた場合は、その架装物がシュレッダーダストとなった後の処理・リサイクルに必要な費用もシュレッダーダスト料金に含まれているか否かを確認してください。



### 【中古車として下取る場合】

#### リサイクル料金が預託済みの場合

- ・車両価値部分と預託金相当額の合計額を譲渡者(旧所有者)へ支払います。
- ・預託金相当額の経理処理は、資産計上となります。なお、下取車を販売した際は、次の所有者から預託金相当額と車両代金の合計額を受け取り、資産計上した預託金相当額は現金に振り替えます。

#### リサイクル料金が未預託の場合

- ・車両価値部分のみを譲渡者(旧所有者)へ支払います。(リサイクル料金に関するやりとりはありません)



注1 リサイクル料金が預託済みの場合、譲渡者(旧所有者)への支払いがいくらであっても(仮に車両価値部分が0円であっても)預託金相当額を支払ったとする経理処理は必ず必要となります。また、この経理処理を確実に行わない場合、税務上の問題が発生し、リサイクル料金に関するトラブルが発生する可能性がありますのでご注意ください。

注2 預託金相当額とは、シュレッダーダスト料金 エアバッグ類料金 フロン類料金 情報管理料金の合計金額です(リサイクル券に明示されます)

### 【使用済自動車として引き取る場合】

#### リサイクル料金が預託済みの場合

- ・中古車として下取る場合と異なり、預託金相当額の最終所有者への支払いは不要です。(最終所有者は、この時点で資産計上されていた預託金相当額について費用処理が可能となります)

#### リサイクル料金が未預託の場合

- ・最終所有者によりリサイクル料金を支払っていただく必要があります(引取時預託)。(詳細は59ページまたは64ページをご覧ください)

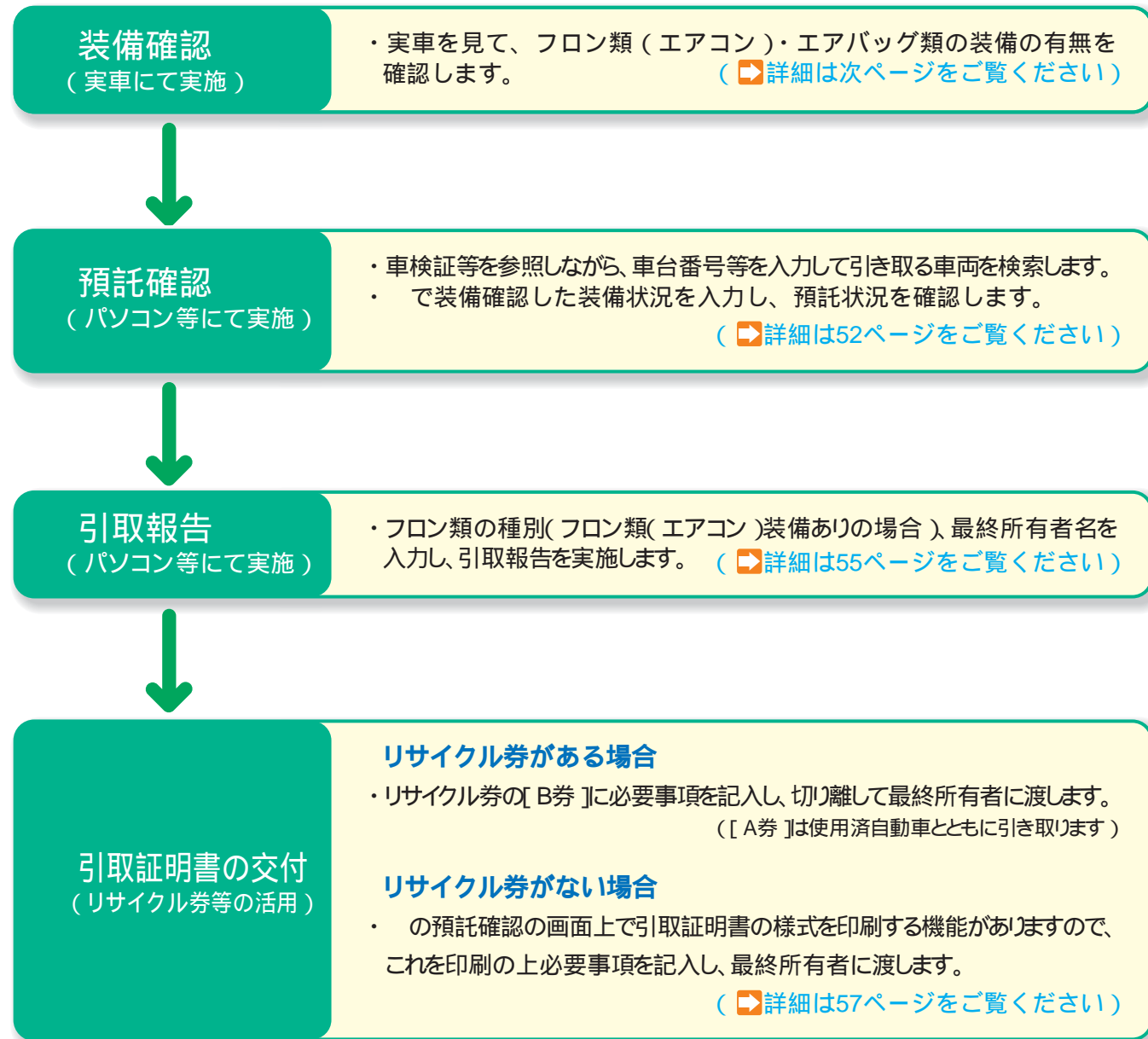
**【留意事項】**

- ・自動車リサイクル法の本格施行後は、リサイクル料金を自動車の所有者に事前に預託していただくこととなり、このため使用済自動車の取引価格は上昇し概ね有価となることが想定されていますが、運搬費用等については、必要な場合には最終所有者からリサイクル料金とは別のものとしてお支払いいただくことも可能です。ただし、その際は、必要な費用の用途を最終所有者に対し明確に説明していただくことが必要と考えられます。

## 2. 使用済自動車引取時の具体的実務（リサイクル料金預託済みの場合）

### （1）使用済自動車引取時の実務の流れ

・リサイクル料金預託済みの使用済自動車を引き取る際の実務の流れは、概ね以下のとおりです。



### （2）装備・預託確認の実施

・使用済自動車を引き取る際は、以下の方法でフロン類（エアコン）・エアバッグ類の装備確認を実車にて行い、その結果に基づき、パソコン等による預託確認を行う必要があります。

#### -1 フロン類（エアコン）の装備確認方法

##### 確認手順

・フロン類装備の確認は、カーエアコン等の構造に関し十分な知識を有する方が以下の手順で行います。

#### 1 通常の場合

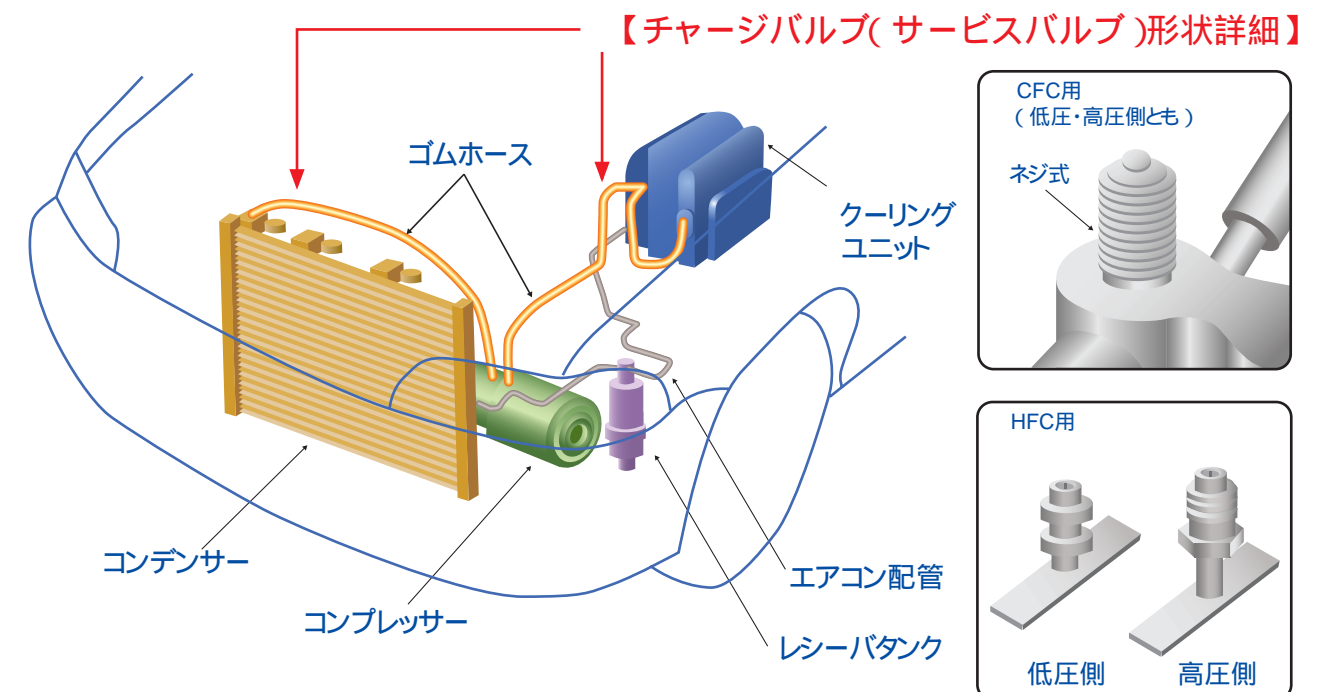
・エンジンルーム内において、カーエアコンシステム搭載の有無を確認します。  
搭載が確認された場合、「フロン類装備あり」と判断します。

#### 2 車両の前方部が事故などで破損している場合

・この場合でもカーエアコンシステムの搭載の状況を確認する必要があります。  
カーエアコンの配管やゴムホースに裂傷や穴あきがない  
コンデンサーが破損していない  
の双方が確認された場合には、フロン類が残存している可能性が高いため、「フロン類装備あり」と判断します。

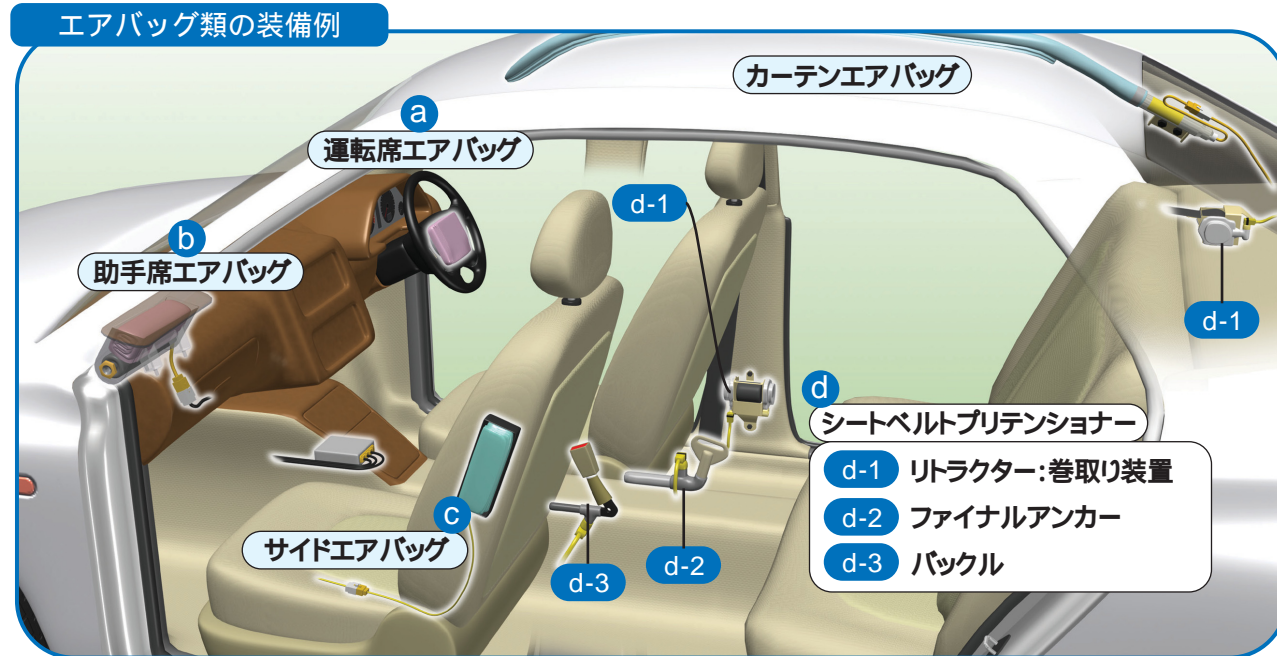
この際にフロン類種別の確認も行い、引取報告時には確認した種別（CFCまたはHFC）を入力してください。

#### カーエアコンシステム



-2 エアバッグ類の装備確認方法

エアバッグ類は、主に以下の図にある各部位に装備されています。



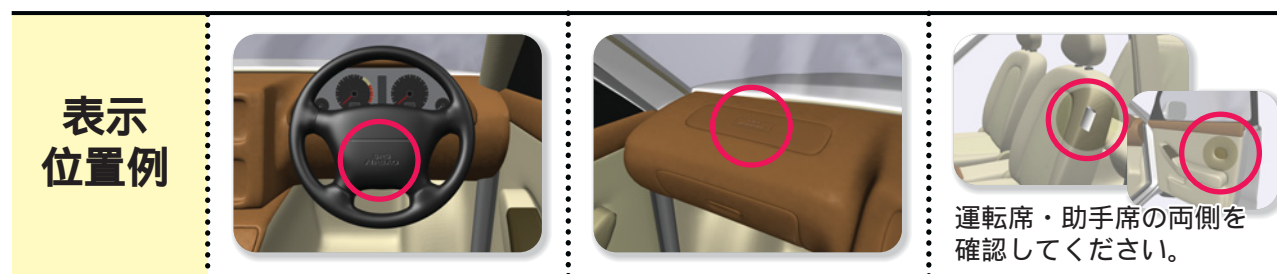
確認方法

運転席・助手席・サイド・シートベルトプリテンショナーの各部位のエアバッグ類の有無を表示等により確認してください。

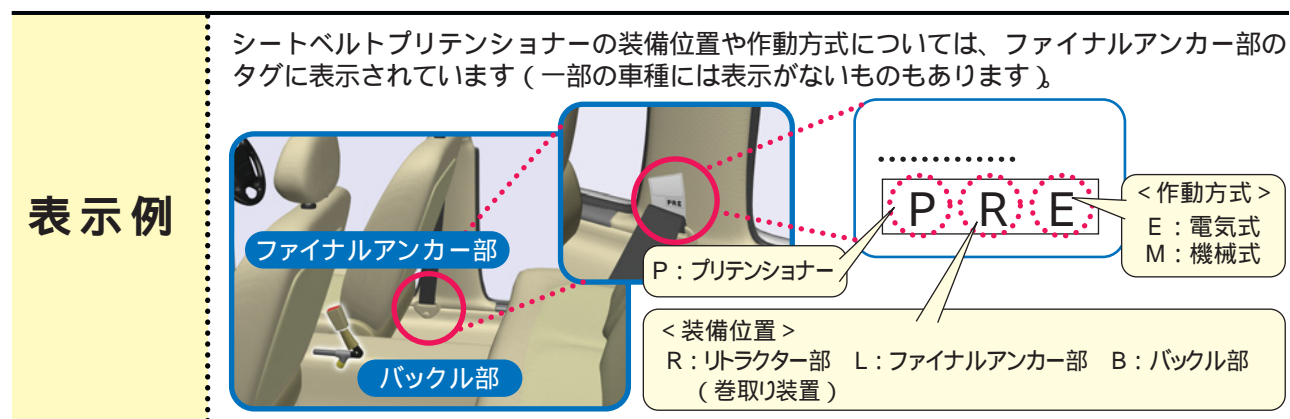
車台に装備されたエアバッグ類は、それぞれの装備部位に以下の表示等があります。

の表示例: AIRBAG SRS SRS AIRBAG

a 運転席エアバッグ b 助手席エアバッグ c サイドエアバッグ

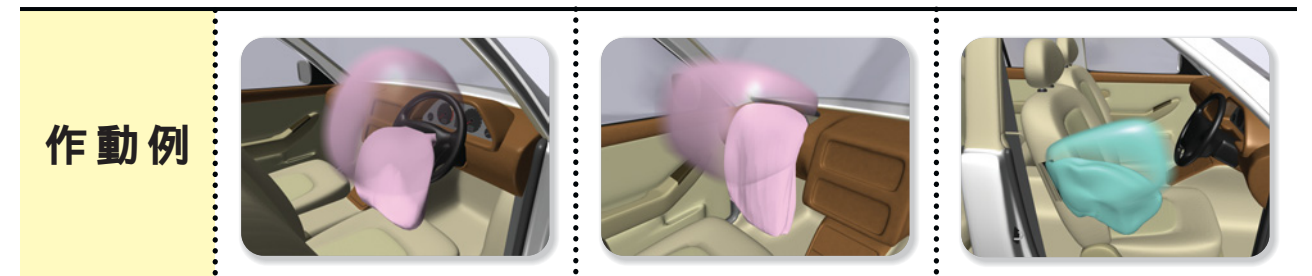


d シートベルトプリテンショナー

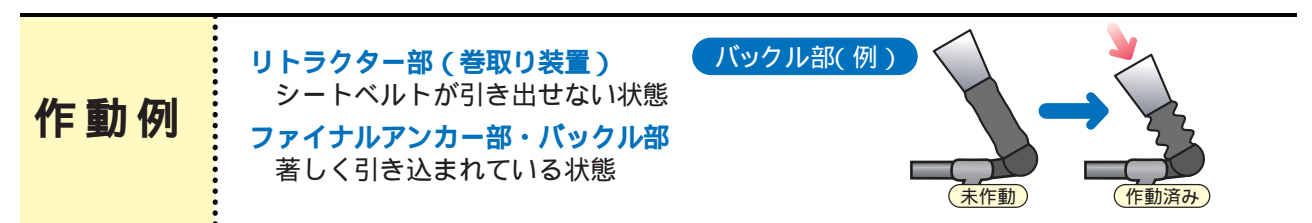


運転席・助手席・サイド・シートベルトプリテンショナーの各部位のエアバッグ類について、作動の有無を確認してください。

a 運転席エアバッグ b 助手席エアバッグ c サイドエアバッグ



d シートベルトプリテンショナー



資金管理システムでの入力

すべての部位（運転席・助手席・サイド・シートベルトプリテンショナー等）が作動済み、または明らかにエアバッグ類の装備がない場合

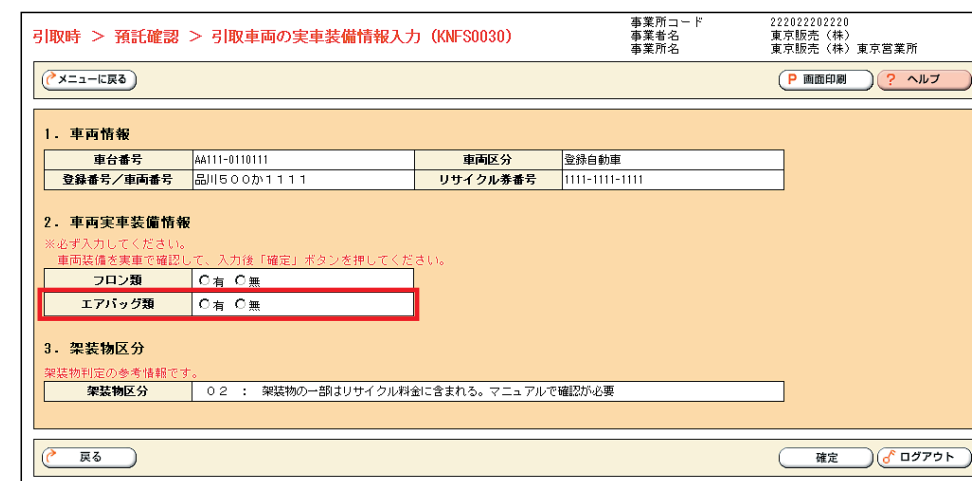
エアバッグ類の実車装備「無」と入力してください。（詳細は54ページをご覧ください）

自動車メーカー等が出荷段階でエアバッグ類装備車両と認識している車両に対し、実車装備「無」と入力した場合は、資金管理システム上で再確認を求める旨の表示がでますので、あらかじめ上記手順に従って確認してください。

いずれかの部位（運転席・助手席・サイド・シートベルトプリテンショナー等）に未作動のエアバッグ類が残っている場合

エアバッグ類の実車装備「有」と入力してください。（詳細は54ページをご覧ください）

画面イメージ



パソコン画面上での預託確認

・実車による装備確認において確認したフロン類（エアコン）とエアバッグ類の装備の有無をパソコンの画面上に入力することで、リサイクル料金が預託されているか否かの確認を行います。

（預託済であっても預託確認を行わなければ、電子マニフェスト制度による引取報告ができません）

・パソコン画面上の預託確認の流れは以下のとおりです。



・パソコン画面上で預託確認を行うためには、まず、資金管理システム に接続（ログイン）することが必要です。

・自動車リサイクルシステムへの事業者登録完了後に送付された預託確認用の事業所コードとパスワードを入力してください。

預託確認を行う際の事業所コードと電子マニフェスト制度による移動報告を行う際の事業所コードは異なりますので、預託確認用の事業所コードを入力してください。

資金管理システムログイン

資金管理システムに接続（ログイン）します。

預託確認用の事業所コードを入力します。（辞書機能あり）

パスワードを入力します。

「ログイン」ボタンをクリックします。

メニュー選択

預託確認を行うメニューを選択します。

業務メニューの中から、「1.2引取車両検索」を選択して、クリックします。

車両の検索

預託確認を行う車両を検索します。

車両の検索は「車台番号下4桁+登録・車両番号」または「車台番号下4桁+リサイクル券番号」で行います。

職権打刻番号の場合は、全桁を入力します。

入力が完了したら、「検索」ボタンをクリックします。

登録・車両番号、リサイクル券番号がともに不明な場合は、「単一情報検索」ボタンをクリックし、車台番号全桁を2回入力することで車両を検索します。

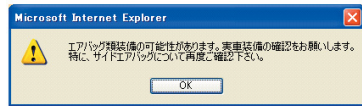
### 実車装備の入力

預託確認を行う車両のフロント類・エアバッグ類の装備の有無を入力します。

車両検索を行い車両が特定できた場合は、装備確認において確認したフロント類・エアバッグ類の有無を入力します。

必ず実車確認を行ってから入力してください。装備確認の方法については49ページをご覧ください。

自動車メーカー等の標準装備情報においてエアバッグ類装備「有」とされている車両について、エアバッグ類の装備「無」と選択した場合は、警告ダイアログが表示されます。



「確定」ボタンをクリックします。

資金管理システムログイン | メニュー選択 | 車両検索 | **実車装備入力** | 預託状況表示

引取時 > 預託確認 > 引取車両の実車装備情報入力 (KNFS0030)

メニューに戻る | 画面印刷 | ヘルプ

事業所コード: 222022202220  
事業所名: 東京販売(株)  
事業所名: 東京販売(株) 東京営業所

1. 車両情報

車台番号	AA111-0110111	車両区分	登録自動車
登録番号/車両番号	品川500か1111	リサイクル番号	1111-1111-1111

2. 車両実車装備情報

※必ず入力してください。  
車両装備を実車で確認して、入力後「確定」ボタンを押してください。

フロント類	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
エアバッグ類	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

3. 架装物区分

※架装物判定の参考情報です。  
架装物区分: 02 : 架装物の一部はリサイクル料金に含まれる。マニュアルで確認が必要

戻る | 確定 | ログアウト

### 預託状況の表示

リサイクル料金の預託状況と料金額を確認します。  
<すべて預託済の場合>

リサイクル料金がすべて預託済の場合は、そのまま電子マニフェストによる引取報告を行うことが可能です。

「引取報告へ」ボタンをクリックします。

引取報告については次ページをご覧ください。

当該車両のリサイクル料金がすべて預託済の場合は、すでに預託されている金額(資金管理料金は表示されません)が表示されます。

最終所有者がリサイクル券を保持していない場合は、「引取証明書等」ボタンをクリックし、引取証明書の様式を印刷することが可能です。

引取証明書については56ページをご覧ください。

資金管理システムログイン | メニュー選択 | 車両検索 | 実車装備入力 | **預託状況表示**

引取時 > 預託確認 > 預託状況表示 (KNFS0051)

メニューに戻る | 画面印刷 | ヘルプ

事業所コード: 222022202220  
事業所名: 東京販売(株)  
事業所名: 東京販売(株) 東京営業所

1. 車両情報

車台番号	AA111-0110111	車両区分	登録自動車
登録番号/車両番号	品川500か1111	リサイクル番号	1111-1111-1111

2. 車両実車装備情報

フロント類	有	エアバッグ類	有
-------	---	--------	---

3. 料金情報

預託済車両であり、引取報告が可能です。  
内容に問題が無く、改めて引取報告を行う場合は、「引取報告へ」ボタンを押してください。  
引取証明書・移動報告車両情報・譲渡書(預託時のみ)が必要な場合は、「引取証明書等」ボタンを押して、引取報告前に必ず印刷してください。  
引取報告をすべに行わない場合には、「一覧に追加」ボタンを押して保存してください。

預託済金額	
シュレッダーダスト料金	¥00,000
エアバッグ類料金	¥0,000
フロント類料金	¥0,000
情報管理料金	¥000
合計	¥00,000

戻る | 一覧に追加 | 引取報告へ | ログアウト

### (3) 引取報告の実施

- ・ 預託確認実施後、「引取報告へ」ボタンを押すと、自動的に電子マニフェストシステム※の画面に切り替わりますので、「引取報告」を実施します。 ※情報管理センターが運営
- ・ 引取報告の流れは以下のとおりです。



#### a 電子マニフェストシステムログイン

電子マニフェストシステムに接続(ログイン)します。

- 1 電子マニフェストシステム(引取業者移動報告用)の事業所コードを入力します。(辞書機能あり)
- 2 パスワードを入力します。
- 3 「ログイン」ボタンをクリックします。

#### b 電子マニフェストシステムログイン ⇒ 引取報告

ログイン (JPRS0100)

閉じる | 画面印刷 | ヘルプ

1. ログイン情報 ※印の項目は、必ず入力してください。

1 事業所コード\*

2 パスワード\*

閉じる

3 ログイン

留意事項 預託確認用の事業所コード、パスワードを間違えて入力しないようご注意ください。複数の工程を兼務する場合は、工程ごとに「事業所コード」および「初期パスワード」が事業者情報登録センターより送付されますので、間違えないように管理してください。

#### b 引取報告

フロント類種別、最終所有者名等を入力して、情報管理センターに引取報告を行います。

- 4 フロント類の種別(CFCまたはHFC)をチェックします。(フロント類装備「有」の場合のみ)
- 5 最終所有者名を入力します。(郵便番号・住所・電話番号は各事業者での必要に応じ入力します)
- 6 「センターへ報告」ボタンをクリックします。

※必要に応じ、備考欄に各種情報(注文書No.等)を入力することも可能です。

#### a 電子マニフェストシステムログイン ⇒ 引取報告

引取工程 > 使用済自動車の引取報告 > 情報管理センターへの報告 (JPRS1100)

戻る | ログアウト | 画面印刷 | ヘルプ

1. 引取実施事業者(自社)情報

事業所コード: 11111119990 | 事業者/事業所名: 東京販売(株) 東京営業所

2. 車台基本情報 (特に車台番号に間違いがないか確認してください)

車台番号	AA111-0110111	型式	AA111	車名	〇〇〇
移動報告番号	110110110110	登録番号・車両番号	品川500か9999		

3. 実車装備情報 ※フロント類装備が「有」の場合は、フロント類種別を必ず選択してください。

フロント類装備	有	フロント類種別*	<input checked="" type="radio"/> CFC <input type="radio"/> HFC	エアバッグ類装備	有
---------	---	----------	--	----------	---

4. 最終所有者情報 ※最終所有者名は、必ず入力してください。

最終所有者名\* 5 | 郵便番号 | 住所呼出 | 半角の数字で入力してください。(例: 1234567)

住所 | 電話番号

5. 備考情報

◆備考(当該工程用) ※

◆次工程(次業者)への申し送り事項

戻る

6 センターへ報告

### 引取報告完了

報告完了画面にて次に行う作業を選択します。

- 7 引渡報告を続けて行う場合は「引取工程メニューへ」ボタンをクリックします。他の車両の引取報告を行う場合は「引取報告を続ける」ボタンをクリックします。

引取工程 - 遷移先選択 (JPRS1101)

ログアウト | 画面印刷 | ヘルプ

情報管理センターへの引取報告が完了しました。

7 引取報告を続ける | 7 引取工程メニューへ

※「引取報告を続ける」ボタンをクリックした場合、資金管理システムの画面に戻ります。連続して預託確認・引取報告を何度も行う場合、一度、資金管理システム・電子マニフェストシステムの各事業所コード・パスワードを入力すれば、2台目からは入力の必要はありません(ただし、一定時間内)。

(4) 引取証明書

- ・使用済自動車を引き取った時は、最終所有者に対し、使用済自動車1台ごとに引取証明書をすみやかに交付する必要があります。
- ・引取証明書に記載しなければならない事項は以下のとおりですが、最終所有者がリサイクル券を保持していた場合は、リサイクル券の[B券]に必要事項を記入して引取証明書として活用することが可能です。

記載必須事項

- ・引取業者名、都道府県知事等登録番号、事業所名、所在地、電話番号
- ・使用済自動車の車台番号
- ・引取りを求めた者(最終所有者)の名
- ・引取年月日
- ・リサイクル料金の額

【リサイクル券を活用する場合】

・リサイクル券の[B券]に必要事項を記入し、切り離して最終所有者へ交付してください。[A券]は引取業者が保管し、使用済自動車をフロン類回収業者または解体業者に引き渡す時にあわせてお渡しください。

車両とリサイクル券・引取証明書を切り離して渡さないようご注意ください。  
フロン類(エアコン)やエアバッグ類が後付により装備追加され、追加装備分について引取時預託を行った場合は[B券]の預託金額欄を訂正した上で最終所有者へ交付してください。

**[ A券 ] 預託証明書 (リサイクル券)**

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	

財団法人 自動車リサイクル促進センター  
2005年1月8日発行  
事務処理番号: 1-1234567890<4S>

**[ B券 ] 使用済自動車引取証明書**

リサイクル券番号 (移動報告番号)	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	
預託金額	¥ (消費税込み)

引取業者切離し

<引渡者> 氏名・名称  
<引取業者> 登録番号 氏名・名称 印  
事業所名称  
所在地 TEL.

【引取証明書をパソコンから出力する場合】

引取証明書の発行

最終所有者がリサイクル券を保持していない場合は、預託状況の表示画面(54ページおよび60ページをご覧ください)にて「引取証明書等」ボタンをクリックしてください。

引取時 > 預託確認 > 預託状況表示 (KNFR00051)

事業所コード: 222022202220  
事業所名: 東京販売(株) 東京営業所

メニューに戻る 画面印刷 ヘルプ

1. 車両情報

車台番号	AA111-0110111	車両区分	登録自動車
登録番号/車両番号	品川500か1111	リサイクル券番号	1111-1111-1111

2. 車両実車装備情報

フロン類	有	エアバッグ類	有
------	---	--------	---

3. 料金情報

預託金総額	
シュレッダーダスト料金	¥00,000
エアバッグ類料金	¥0,000
フロン類料金	¥0,000
情報管理料金	¥000
合計	¥00,000

戻る 一覧に追加 引取証明書等 引取報告へ ログアウト

引取証明書の印刷

引取証明書として印刷すべきイメージデータ(PDFファイル)が表示されます。  
プリンターにA4サイズの用紙(普通紙)をセットした上で印刷してください。(印刷は「印刷」ボタンをクリックします)

Adobe Acrobat - [KNFR0010.pdf]

使用済自動車引取証明書

リサイクル券番号 (移動報告番号)	1111-1111-1111	<引渡者> 氏名・名称
車台番号	AA111-0110111	<引取業者> 登録番号
車名	△△△	氏名・名称 印
預託金額	¥00,000 (消費税込み)	事業所名称

資金管理料金受領証

リサイクル券番号	1111-1111-1111	受領金額	¥000 (消費税込み)	財団法人 自動車リサイクル促進センター
車台番号	AA111-0110111			2005年1月8日発行
車名	△△△			事務処理番号: 0-000000-00 S

移動報告車両情報

移動報告番号	1111-1111-1111
車台番号	AA111-0110111
車名	△△△

この画面を表示するには、アドビ社のアクロバットリーダー(アドビリーダー)が必要です。(詳細は44ページをご覧ください)

引取証明書の交付

- ・パソコンから出力される引取証明書には、下記の2種類があります。
- ・引取時預託を実施することなく使用済自動車を引き取った場合の引取証明書には、資金管理料金の受領書は含まれません(左下の(ア))。
- ・引取時預託を実施した場合の引取証明書には、資金管理料金の受領証が含まれています(右下の(イ))。この場合は引取証明書に加えて資金管理料金受領証も最終所有者に渡す必要があります。
- ・パソコンから出力される引取証明書には、移動報告車両情報も含まれるので、使用済自動車をフロン類回収業者または解体業者に引き渡す際にリサイクル券の代わりとしてあわせてお渡しください。  
車両とリサイクル券・引取証明書を取り違えて渡さないようご注意ください。

**(ア)引取証明書**  
(引取時預託を実施することなく引き取った場合)

使用済自動車引取証明書		引取日: 年 月 日
リサイクル券番号 (移動報告番号)	XXXX-XXXX-XXXX	<引取者> 氏名・住所
車台番号	-XXXXXXXXXX	<引取業者> 登録番号
車名		氏名・住所 事業所名称
預託金額	¥ (消費税込み)	所在地 TEL
<small>本券は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に国は必要以上の税金に基づき当該使用済自動車の引取業者の手に交付する事となります。</small>		
移動報告車両情報		
移動報告番号	XXXX-XXXX-XXXX	
車台番号	-XXXXXXXXXX	
車名		
備考		

**(イ)引取証明書**  
(引取時預託を実施した場合)

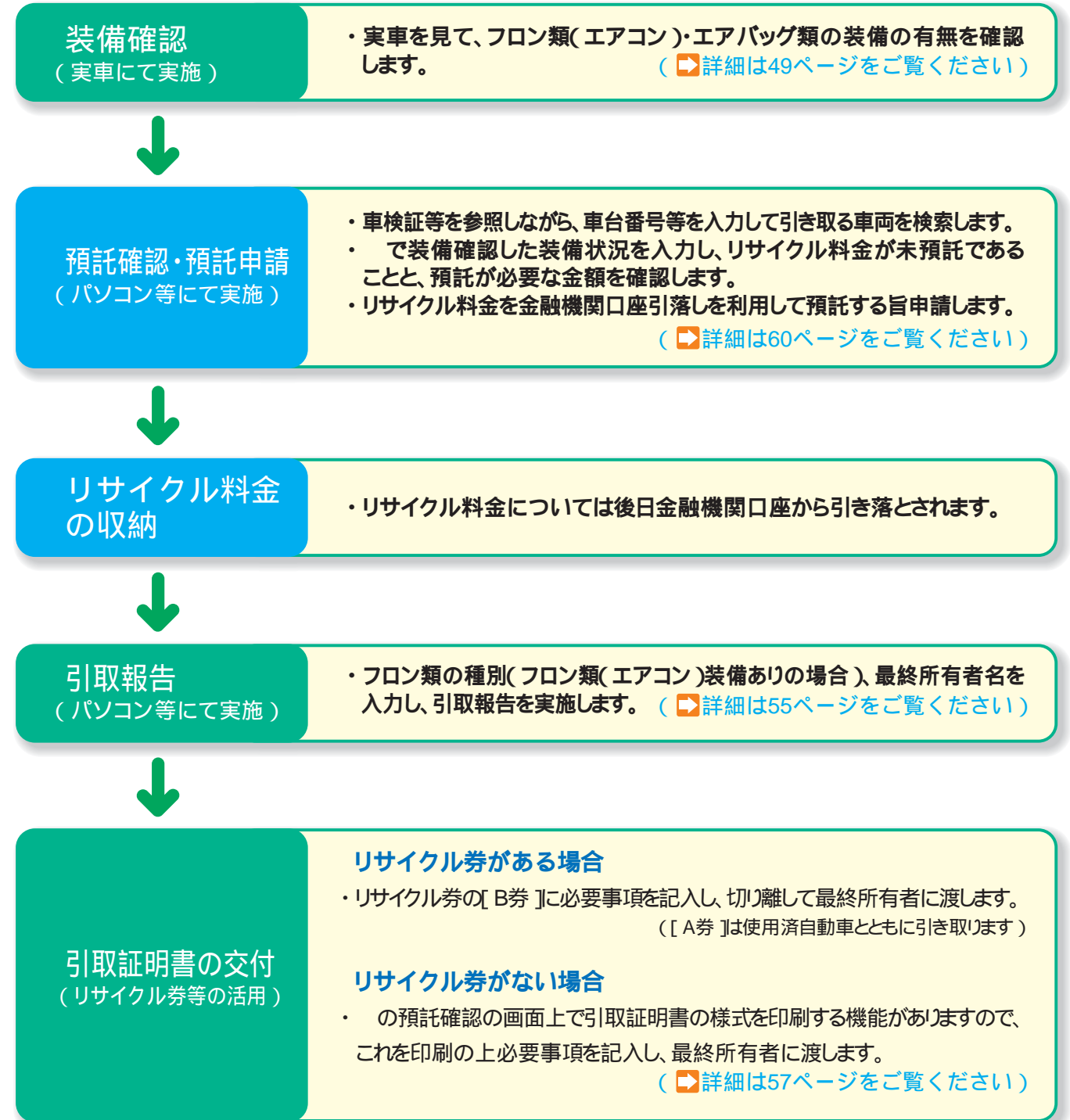
使用済自動車引取証明書		引取日: 年 月 日
リサイクル券番号 (移動報告番号)	XXXX-XXXX-XXXX	<引取者> 氏名・住所
車台番号	-XXXXXXXXXX	<引取業者> 登録番号
車名		氏名・住所 事業所名称
預託金額	¥ (消費税込み)	所在地 TEL
<small>本券は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に国は必要以上の税金に基づき当該使用済自動車の引取業者の手に交付する事となります。</small>		
資金管理料金受領証		
リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX	受付店 自動車リサイクル促進センター
車台番号	-XXXXXXXXXX	2005年1月8日発行
車名		事務処理番号: 0000000000
移動報告車両情報		
移動報告番号	XXXX-XXXX-XXXX	
車台番号	-XXXXXXXXXX	
車名		
備考		

最終所有者にお渡し  
いただく部分です。

フロン類回収業者または解体業者にお渡しいただく部分です。

3. 使用済自動車引取時の具体的実務 (リサイクル料金未預託の場合)  
[ 継続検査時に金融機関口座引落しを利用する場合 ]

(1) 使用済自動車引取時の実務の流れ



(2) 装備確認の実施

- ・引取業者が使用済自動車を引き取る際は、フロン類(エアコン)・エアバッグ類の装備確認を実車にて行い、その結果に基づき、パソコン等による預託確認を行う必要があります。
- ・フロン類(エアコン)・エアバッグ類の装備確認方法は、リサイクル料金が預託済の使用済自動車を引き取る際と同様です。(49ページをご覧ください)

(3) パソコン画面上での預託確認

- ・実車の装備確認において確認したフロン類(エアコン)とエアバッグ類の装備の有無をパソコンの画面上に入力することで、リサイクル料金が預託されているか否かの確認を行います。
- ・パソコン画面上の預託確認の流れは、以下のようになり、 から までの操作手順は、リサイクル料金が預託済の場合とまったく同じです。(52ページをご覧ください)



- ・ 預託状況表示において、その使用済自動車のリサイクル料金が未預託であることが判明します。リサイクル料金が未預託な自動車は、「 -1 : すべてのリサイクル料金が未預託な場合」または「 -2 : 後付装備されたフロン類・エアバッグ類のリサイクル料金が未預託な場合」の画面のどちらかが表示され、預託が必要な金額が確認できます。

-1 預託状況の表示  
(すべてのリサイクル料金が未預託)

リサイクル料金の預託状況と預託が必要な金額を確認します。  
<すべて未預託の場合>

当該車両のリサイクル料金がすべて未預託だった場合は、引取りまでに預託が必要な金額が「預託必要金額」欄に表示されます。

預託が必要な金額を確認して、「預託申請画面へ」ボタンをクリックします。

預託申請については62ページをご覧ください。

	預託済金額	預託必要金額
シュレッダーダスト料金	*****	¥0,000
エアバッグ類料金	*****	¥0,000
フロン類料金	*****	¥0,000
整備管理料金	*****	¥0,000
資金管理料金		¥0,000
フロン類による事前支払 (-)		¥0,000
合計	*****	¥0,000

-2 預託状況の表示  
(後付装備されたフロン類・エアバッグ類のリサイクル料金が未預託)

リサイクル料金の預託状況と預託が必要な金額を確認します。  
<未預託の後付装備があった場合>

当該車両にリサイクル料金が未預託の後付装備されたフロン類(エアコン)やエアバッグ類があった場合は、引取りまでに預託が必要な金額が「預託必要金額」欄に表示されます。  
(右の例ではフロン類料金)最終所有者の方に未預託のリサイクル料金を預託していただく際には、さらに、資金管理料金もお支払いいただく必要があります。

預託が必要な金額を確認して、「預託申請画面へ」ボタンをクリックします。

預託申請については62ページをご覧ください。

	預託済金額	預託必要金額
シュレッダーダスト料金	*****	¥0,000
エアバッグ類料金	*****	¥0,000
フロン類料金	*****	¥0,000
整備管理料金	*****	¥0,000
資金管理料金		¥0,000
フロン類による事前支払 (-)		¥0,000
合計	*****	¥0,000



(4) 預託申請

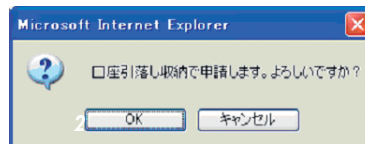
- ・リサイクル料金を預託する旨を申請してください。
- ・預託申請を行うと、受理された申請内容の確認画面となり、引落し予定日が表示されます。

預託申請の確認

金融機関口座引落し方式での預託申請を行います。

引取時預託が必要な車両について、預託状況表示画面で「預託申請画面へ」ボタンをクリックすると、金融機関口座情報等の確認画面が表示されます。

口座情報等を確認の上、「申請」ボタンをクリックすると下記ダイアログが表示されます。



「OK」ボタンをクリックすると預託申請が行われます。

預託申請が受理されると直ちに預託済みとなります。預託済みとなりましたら、申請取消しは行えませんが、申請車両の間違ひには十分注意してください。

預託状況表示 | **預託申請** | 預託申請受理

引取時 > 預託申請 (口座引落し) > 確認 (KNFS0071)

事業所コード XXXXXXXX  
 事業番号 XXXXXXXX  
 事業所名 XXXXXXXX

メニューに戻る | 画面印刷 | ヘルプ

リサイクル料金を確認し、よろしければ「申請」ボタンを押して預託を行ってください。

1. 車両情報

車台番号	XXXXXXXXXX	車両区分	軽自動車
登録番号/車両番号	XXXXXXXXXX	リサイクル番号	9999-9999-9999

2. 料金情報

	預託済金額	預託必要金額
シュレッダーダスト料金	*****	¥0,000
エアバッグ検料	*****	¥0,000
フロン検料	*****	¥0,000
情報管理料金	*****	¥000
資金管理料金		¥000
フロン等による事前支払 (-)		¥0,000
合計	*****	¥0,0000

3. 口座情報

金融機関コード	XXXX
支店コード	999
口座種別	XXXXXXXXXX
口座番号	999999
口座名義	XXXXXXXXXX

戻る | 申請 | ログアウト

預託申請の受理

預託申請が受理されたことを確認します。

預託申請が受理されると口座引落し予定日が表示されます。口座の残高が十分なことを口座引落し予定日の前日までにご確認ください。

預託申請が受理され、預託済みとなっておりますので、そのまま引取報告を行うために「預託確認」ボタンをクリックしてください。リサイクル料金預託済みの場合の「預託状況の表示」画面(54ページ)が表示されます。以降の実務はリサイクル料金預託済みの場合と同様です。

リサイクル料金収納については、後日金融機関口座から引き落としされます。(金融機関口座振替方式については23ページをご覧ください)

預託状況表示 | 預託申請 | **預託申請受理**

引取時 > 預託申請 (口座引落し) > 完了 (KNFS0081)

事業所コード XXXXXXXX  
 事業番号 XXXXXXXX  
 事業所名 XXXXXXXX

メニューに戻る | 画面印刷 | ヘルプ

預託を行いました。  
 引取報告を行う場合には、「預託確認」ボタンを押して預託状況を確認してください。  
 後の車両の預託確認を実施する場合には、「引取車両検索」が「引取車両一覧」ボタンを押してください。

1. 車両情報

車台番号	XXXX-XXXX-XXXX	車両区分	軽自動車
登録番号/車両番号	XXXXXXXXXX	リサイクル番号	9999-9999-9999

2. 収納情報

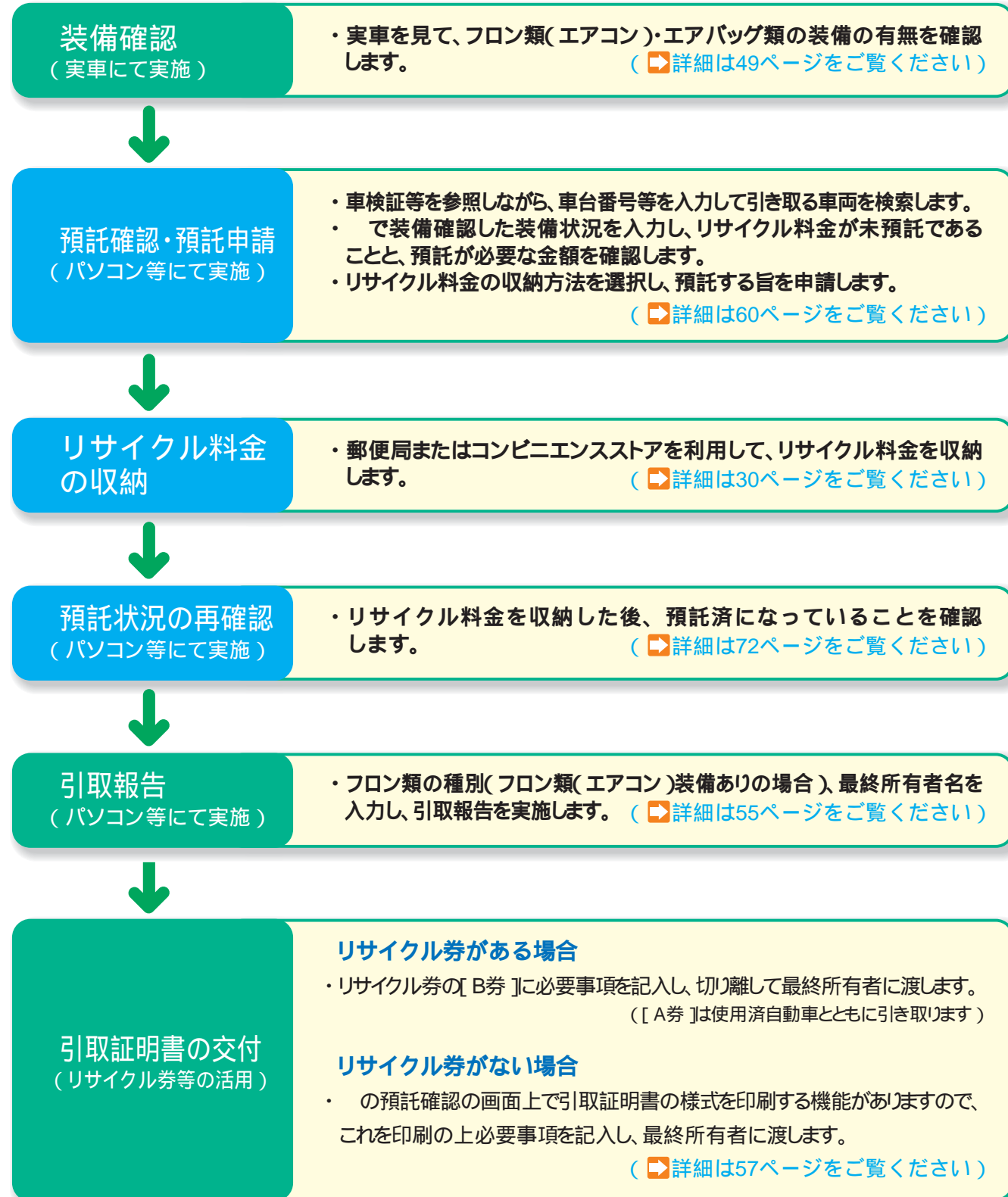
収納金額	¥00,000
引落し予定日	2009/12/24
金融機関コード	XXXX
支店コード	999
口座種別	XXXXXXXXXX
口座番号	999999
口座名義	XXXXXXXXXX

引取車両検索へ | 引取車両一覧へ | 預託確認 | ログアウト

## 4. 使用済自動車引取時の具体的実務（リサイクル料金未預託の場合）

[ 継続検査時に運輸支局等内または近隣の団体での預託または郵便局・コンビニエンスストアを利用する場合 ]

### (1) 使用済自動車引取時の実務の流れ



### (2) 装備確認の実施

- ・引取業者が使用済自動車を引き取る際は、フロン類(エアコン)・エアバッグ類の装備確認を実車にて行い、その結果に基づき、パソコン等による預託確認を行う必要があります。
- ・フロン類(エアコン)・エアバッグ類の装備確認方法は、リサイクル料金が預託済の使用済自動車を引き取る際と同様です。(49ページをご覧ください)

### (3) パソコン画面上での預託確認

- ・実車の装備確認において確認したフロン類(エアコン)とエアバッグ類の装備の有無をパソコンの画面上に入力することで、リサイクル料金が預託されているか否かの確認を行います。
- ・パソコン画面上の預託確認の流れは、以下のようになり、 から までの操作手順は、リサイクル料金が預託済の場合とまったく同じです。(52ページをご覧ください)

資金管理システムログイン    メニュー選択    車両検索    実車装備入力    預託状況表示

- ・ 預託状況表示において、その使用済自動車のリサイクル料金が未預託であることが判明します。リサイクル料金が未預託な自動車は、「 -1 : すべてのリサイクル料金が未預託な場合」または「 -2 : 後付装備されたフロン類・エアバッグ類のリサイクル料金が未預託な場合」の画面のどちらかが表示され、預託が必要な金額が確認できます。

#### -1 預託状況の表示 (すべてのリサイクル料金が未預託)

リサイクル料金の預託状況と預託が必要な金額を確認します。  
<すべて未預託の場合>

当該車両のリサイクル料金がすべて未預託だった場合は、引取りまでに預託が必要な金額が「預託必要金額」欄に表示されます。

収納方法を選択して、「預託申請画面へ」ボタンをクリックします。

預託申請については62ページをご覧ください。

収納方法は、郵便局口座振替方式、スマートビットカード(SPC)利用方式、セブンイレブン利用方式の中から選択可能です。

各収納方法の特徴については30ページをご覧ください。

SPC利用方式で収納する場合は、SPC番号の選択が必要です。選択の際は、各引取業者に配布されたSPC番号が一覧で表示されます。

The screenshot shows the '預託状況表示 (KNFS0052)' screen. It includes a navigation menu at the top and a main content area with the following sections:

- 1. 車両情報**

車台番号	AA111-0110111	車両区分	登録自動車
登録番号/車両番号	品川500か1111	リサイクル券番号	1111-1111-1111
- 2. 車両実車装備情報**

フロン類	有	エアバッグ類	有
------	---	--------	---
- 3. 料金情報**

	預託済金額	預託必要金額
シュレッダーダスト料金	XXXXXX	¥00,000
エアバッグ類料金	XXXXXX	¥0,000
フロン類料金	XXXXXX	¥0,000
情報管理料金	XXXXXX	¥000
資金管理料金		¥000
フロン券による事前支払 (-)		¥0,000
合計	XXXXXX	¥00,000
- 4. 収納方法**

※印の項目は、必ず入力してください。収納方法で「SPC」を選択した場合のみ、SPC番号を必ず選択してください。

収納方法*	<input type="radio"/> 郵便局 <input type="radio"/> SPC <input type="radio"/> セブンイレブン
SPC番号	選択してください

-2 預託状況の表示  
後付装備されたフロン類・エアバッグ類のリサイクル料金が未預託

リサイクル料金の預託状況と預託が必要な金額を確認します。  
<未預託の後付装備があった場合>

当該車両にリサイクル料金が未預託の後付装備されたフロン類(エアコン)やエアバッグ類があった場合は、引取りまでに預託が必要な金額が「預託必要金額」欄に表示されます。  
(右の例ではフロン類料金)最終所有者の方に未預託のリサイクル料金を預託していただく際には、さらに、資金管理料金もお支払いいただくことが必要です。

収納方法を選択して、「預託申請画面へ」ボタンをクリックします。

☞ 預託申請については62ページをご覧ください。

収納方法は、郵便局口座振替方式、SPC利用方式、セブン-イレブン利用方式、の中から選択可能です。

☞ 各収納方法の特徴については30ページをご覧ください。

SPC利用方式で収納する場合は、SPC番号の選択が必要です。選択の際は、各引取業者に配布されたSPC番号が一覧で表示されます。

資金管理システムログイン | メニュー選択 | 車両検索 | 実車装備入力 | 預託状況表示

引取時 > 預託確認 > 預託状況表示 (KNFS0052)

メニューに戻る | 画面印刷 | ヘルプ

事業所コード: 222022202220  
事業者名: 東京販売(株) 東京営業所

1. 車両情報

車台番号	AA111-0110111	車両区分	登録自動車
登録番号/車両番号	品川500か1111	リサイクル券番号	1111-1111-1111

2. 車両実車装備情報

フロン類	有	エアバッグ類	有
------	---	--------	---

3. 料金情報

	預託済金額	預託必要金額
シュレッダーダスト料金	¥00,000	
エアバッグ類料金	¥0,000	
フロン類料金	xxxxx	¥0,000
情報管理料金	¥000	
資金管理料金		¥000
フロン券による事前支払(-)		
合計	¥00,000	¥0,000

4. 収納方法

※印の項目は、必ず入力してください。  
取納方法で「SPC」を選択した場合のみ、SPC番号を必ず選択してください。

取納方法\*

郵便局  
 SPC  
 セブン-イレブン

SPC番号

選択してください

戻る | 一覧に追加 | 預託申請画面へ | ログアウト

(4) 預託申請

- ・ 選択した収納方法でリサイクル料金を預託する旨を申請してください。
- ・ 預託申請を行うと、受理された申請内容の確認画面となり、郵便局口座振替方式の場合は口座振替予定日や口座情報、スマートピットカード(SPC)利用方式の場合はSPC番号、セブン-イレブン利用方式の場合は払込依頼票番号が表示されます。

預託申請 (郵便局口座振替方式の場合)

預託申請の確認

郵便局口座振替方式を収納方法として選択した場合の預託申請を行います。

引取時預託が必要な車両について、預託状況表示画面で収納方法として郵便局を選択し、「預託申請画面へ」(☞ 収納方法の選択については60ページをご覧ください)ボタンをクリックすると、郵便局口座情報等の確認画面が表示されます。

口座情報等を確認の上、「申請」ボタンをクリックすると下記ダイアログが表示されます。



「OK」ボタンをクリックすると預託申請が行われます。

預託状況表示 | 預託申請 | 預託申請受理

引取時 > 預託申請 (郵便局収納) > 確認 (KNFS0073)

メニューに戻る | 画面印刷 | ヘルプ

事業所コード: 222022202220  
事業者名: 東京販売(株) 東京営業所

リサイクル料金等を確認し、よろしければ「申請」ボタンを押して預託申請を行ってください。

1. 車両情報

車台番号	AA111-0110111	車両区分	登録自動車
登録番号/車両番号	品川500か1111	リサイクル券番号	1111-1111-1111

2. 料金情報

	預託済金額	預託必要金額
シュレッダーダスト料金	xxxxx	¥00,000
エアバッグ類料金	xxxxx	¥0,000
フロン類料金	xxxxx	¥0,000
情報管理料金	xxxxx	¥000
資金管理料金		¥000
フロン券による事前支払(-)		
合計	xxxxx	¥00,000

3. 口座情報

金融機関番号	9999
通常貯金記号	99999
通常貯金番号	99999999
払込元氏名	東京太郎

戻る | 申請 | ログアウト

預託申請の受理

預託申請が受理されたことを確認します。

預託申請が受理されると口座振替予定日が表示されます。口座の残高が十分なことを口座振替予定日の前日までにご確認ください。預託申請日から3営業日後に口座振替が行われ、その翌日に預託済となり、引取報告が可能になります。

15時以降に預託申請した場合は、翌営業日の扱いになります。

預託申請した車両が預託済になったか否かは、業務メニューの「1.3 引取車両情報一覧」から確認することができます。

引取車両情報一覧については72ページをご覧ください。

預託申請（スマートビットカード（SPC）利用方式の場合）

預託申請の確認

SPC 利用方式を収納方法として選択した場合の預託申請を行います。

引取時預託が必要な車両について、預託状況表示画面で収納方法として SPC を選択し、「預託申請画面へ」( )**収納方法の選択については60ページをご覧ください** ボタンをクリックすると、SPC 番号等の確認画面が表示されます。

SPC 番号を確認の上、「申請」ボタンをクリックすると下記ダイアログが表示されます。



「OK」ボタンをクリックすると預託申請が行われます。

預託状況表示 | 預託申請 | **預託申請受理**

引取時 > 預託申請 (郵便局収納) > 完了 (KNFS0083)

事業所コード: 222022202220  
事業所名: 東京販売 (株) 東京営業所

メニューに戻る | 画面印刷 | ヘルプ

預託申請を受理しました。払込予定日までに口座の残高が表示金額以上あることを確認してください。お客様にリサイクル料金等を通知する場合は、「受理確認」ボタンを押して印刷してください。他の車両の預託確認を実施する場合は、「引取車両検索へ」か「引取車両一覧へ」ボタンを押してください。

1. 車両情報

車台番号	AA111-0110111	車両区分	登録自動車
登録番号/車両番号	品川500か1111	リサイクル券番号	1111-1111-1111

2. 収納情報

収納金額	¥0,000
振替予定日	0800/00/00
金融機関コード	9999
通常貯金記号	99999
通常貯金番号	99999999
払込元氏名	東京太郎

引取車両検索へ | 引取車両一覧へ | 受理確認 | ログアウト

預託申請の受理

預託申請が受理されたことを確認します。

預託申請が受理されると右の画面が表示されます。料金は、預託申請受理後15日以内にお支払ください。コンビニエンスストアでの支払い後、30分以内に預託済となり、引取報告が可能になります。

預託申請した車両が預託済になったか否かは、業務メニューの「1.3 引取車両情報一覧」から確認することができます。

引取車両情報一覧については72ページをご覧ください。

預託申請（セブン-イレブン利用方式の場合）

預託申請の確認

セブン-イレブン利用方式を収納方法として選択した場合の預託申請を行います。

引取時預託が必要な車両について、預託状況表示画面で収納方法としてセブン-イレブンを選択し、「預託申請画面へ」( )**収納方法の選択については60ページをご覧ください** ボタンをクリックすると、右の確認画面が表示されます。

「申請」ボタンをクリックすると下記ダイアログが表示されます。



「OK」ボタンをクリックすると預託申請が行われます。

預託状況表示 | 預託申請 | **預託申請受理**

引取時 > 預託申請 (SPC収納) > 完了 (KNFS0082)

事業所コード: 222022202220  
事業所名: 東京販売 (株) 東京営業所

メニューに戻る | 画面印刷 | ヘルプ

預託申請を受理しました。所定のコンビニエンスストア（セブン-イレブン除く）で15日以内に表示金額の支払いが必要です。お客様にリサイクル料金等を通知する場合は、「受理確認」ボタンを押して印刷してください。他の車両の預託確認を実施する場合は、「引取車両検索へ」か「引取車両一覧へ」ボタンを押してください。

1. 車両情報

車台番号	AA111-0110111	車両区分	登録自動車
登録番号/車両番号	品川500か1111	リサイクル券番号	1111-1111-1111

2. 収納情報

収納金額	¥0,000
SPC番号	111 222 333 4444
請求ID	999999999999

引取車両検索へ | 引取車両一覧へ | 受理確認 | ログアウト

預託状況表示 | 預託申請 | 預託申請受理 | 払込依頼票印刷

引取時 > 預託申請 (セブン-イレブン収納) > 確認 (KNFS0074)

事業所コード: 222022202220  
事業所名: 東京販売 (株) 東京営業所

メニューに戻る | 画面印刷 | ヘルプ

リサイクル料金等を確認し、よろしければ「申請」ボタンを押して預託申請を行ってください。

1. 車両情報

車台番号	AA111-0110111	車両区分	登録自動車
登録番号/車両番号	品川500か1111	リサイクル券番号	1111-1111-1111

2. 料金情報

	預託済金額	預託必要金額
シュレッダーダスト料金	XXXXX	¥00,000
エアバッグ類料金	XXXXX	¥0,000
フロン類料金	XXXXX	¥0,000
情報管理料金	XXXXX	¥000
資金管理料金		¥000
フロン券による事前支払 (-)		
合計	XXXXX	¥00,000

戻る | 申請 | ログアウト

預託申請の受理

預託申請が受理されたことを確認します。

預託申請が受理されると右の画面が表示され、「セブン-イレブン払込依頼票」の印刷が可能になります。

払込依頼票を印刷するために、「払込依頼票」ボタンをクリックします。(へ)  
料金は、預託申請受理後15日以内にお支払ください。セブン-イレブンでの支払い後30分以内に預託済となり、引取報告が可能になります。

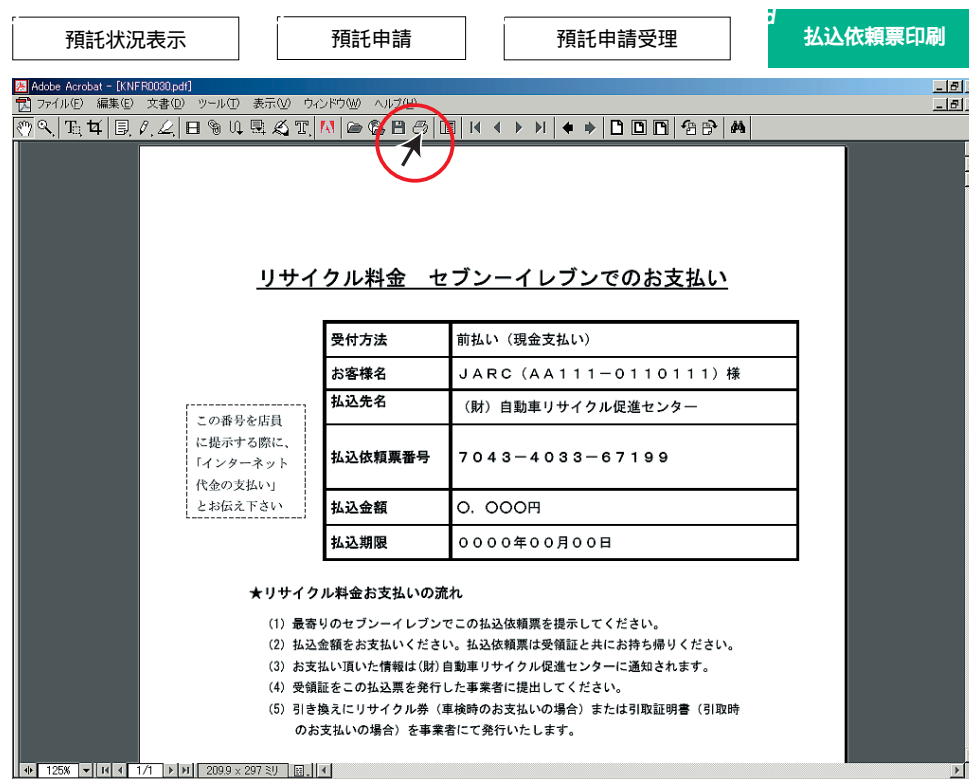
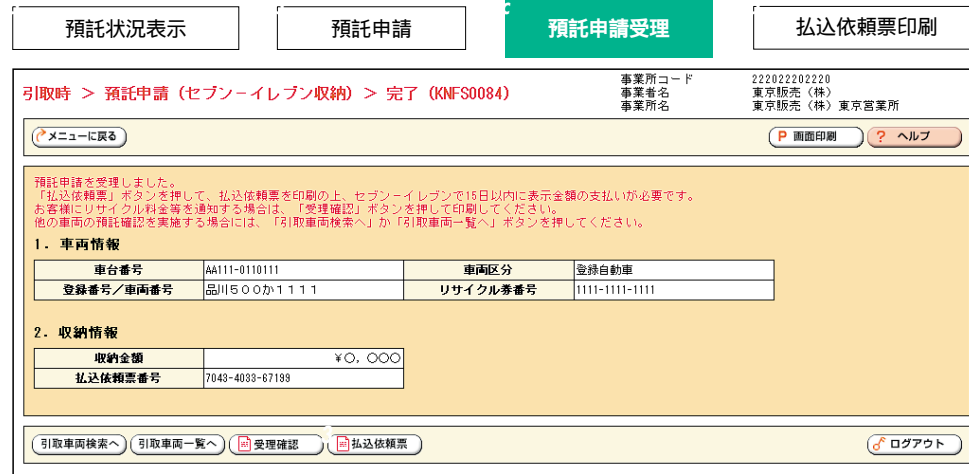
預託申請した車両が預託済になったか否かは業務メニューの「1.3 引取車両情報一覧」から確認することができます。

引取車両情報一覧については72ページをご覧ください。

セブン-イレブン 払込依頼票の印刷

セブン-イレブンの払込依頼票を印刷します。

預託申請の受理画面で「払込依頼票」ボタンをクリックすると、払込票として印刷すべきイメージデータ(PDFファイル)が表示されます。  
プリンターにA4サイズの用紙(普通紙)をセットした上で印刷してください。(印刷は「印刷」ボタンをクリックします)



この画面を表示するには、アドビ社のアクロバットリーダー(アドビリーダー)が必要です。  
(詳細は44ページをご覧ください)

(5) リサイクル料金の収納

- ・選択した郵便局口座振替方式またはコンビニエンスストア方式(SPC利用・セブン-イレブン利用)により、リサイクル料金を収納します。(郵便局口座振替方式、コンビニエンスストア方式については30ページをご覧ください)
- ・郵便局口座振替方式の場合は、預託申請日から3営業日後に口座振替が行われ、その翌日に預託済みとなり、引取報告が可能になります。なお、15時以降に預託申請した場合は、翌営業日の扱いになりますのでご注意ください。
- ・コンビニエンスストア方式(SPC利用・セブン-イレブン利用)の場合は、コンビニエンスストアでの支払い後、概ね30分程度で預託済みとなり、引取報告が可能になります。

(6) 預託状況の再確認

- ・リサイクル料金を収納した後は、預託状況を再確認し、「預託済」になっていることを確認する必要があります。
- ・パソコン画面上で預託状況を再確認する流れは以下のようになります。

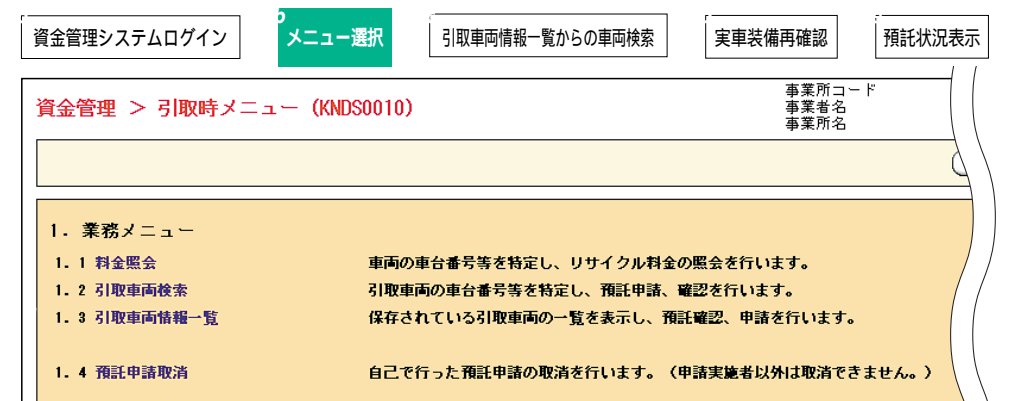


- ・預託状況の再確認は、過去に預託申請した車両の一覧(引取車両情報一覧)から車両を検索しますので、車台番号等の再入力不要です。また、フロン類・エアバッグ類の装備情報についても、預託確認で入力された装備情報が表示されるため再入力不要です。

メニュー選択

引取車両情報一覧から車両の検索を行うメニューを選択します。

過去に預託申請した車両の一覧を表示するには、業務メニューの中から、「1.3 引取車両情報一覧」を選択してクリックします。



引取車両情報一覧からの  
車両検索

過去に預託申請した車両の一覧を確認します。

預託申請中の車両は、預託状況欄に「申請中」と表示され、「収納関連情報」欄に収納に関する以下の情報が表示されます。

郵便局	振替予定日
SPC	SPC番号
セブン-イレブン	払込依頼票番号

預託申請した車両が預託済になると、「預託状況」欄が「預託済」となります。

預託済となった車両の「車台番号」をクリックして、再度預託確認を実施してください。

( へ )

車両実車装備情報の  
再確認

預託申請した車両の実車装備情報を再確認します。

装備情報等を確認の上、「確定」ボタンをクリックします。

資金管理システムログイン | メニュー選択 | **引取車両情報一覧からの車両検索** | 実車装備再確認 | 預託状況表示

引取時 > 預託確認 > 引取車両情報一覧 (KNFS0010)

事業所コード: 222022202220  
事業番号: 東京販売(株)  
事業所名: 東京販売(株) 東京営業所

メニューに戻る | 画面印刷 | ヘルプ

検索結果は35件です。 | 前ページ | 次ページ | 2 | ページ 11-28件

No.	車台番号	登録番号/車両番号	リサイクル券番号	車両区分	預託状況	取納方法	取納期速情報(米)	保存日
11	22222-0220222	練馬509あ9999	2202-2022-0220	登録	未預託	-	-	9999/99/99
12	08222-0220222	練馬500か2222	2222-2222-2222	登録	未預託(取消)	郵便局	0000/00/00	9999/99/99
13	東 [4 1] 33333東	足立300か3333	3333-3333-3333	登録	一部未預託	-	-	9999/99/99
14	札 [1 1] 44444札	札幌300か4444	4444-4444-4444	登録	預託済	-	-	9999/99/99
15	FE555-0550555	八王子500か5555	5555-5555-5555	登録	預託済	-	-	9999/99/99
16	FF66-066066	品川50た6666	6666-6666-6666	軽	申請中	SPC	555 666 777 8888	9999/99/99
17	大 [6 1] 77777大	大塚50た7777	7777-7777-7777	軽	申請中	郵便局	0000/00/00	9999/99/99
18	AA111-0110111	品川500か1111	1111-1111-1111	登録	申請中	セブン-イレブン	7043-4033-67199	9999/99/99
19	神88-088088	足立50た8888	8888-8888-8888	軽	申請中	SPC	999 111 222 3333	9999/99/99
20	山99-099099	多摩50た9999	9999-9999-9999	軽	申請中	郵便局	0000/00/00	9999/99/99

※申請中の車両は、明細に関する以下の情報が表示されます。  
・SPC: SPC番号・セブン-イレブン: 払込依頼票番号・郵便局: 引落し予定日  
※この一覧に表示されている車両のうち、以下の条件にあてはまると、一括から削除されます。  
(1) マニフェスト発行済。(2) 保存日から15日以上経過。(3) 他事業者で預託申請されたもの。

【ご注意】郵便局宛の預託申請取消を行った場合でも、引落し予定日が表示されているときは、口座から引落しが行われます。予定日までには口座の残高をご確認ください。  
引落しできなかった場合、同一引落し日の申請が全て無効となるのでご注意ください。

引取車両検索へ | ログアウト

資金管理システムログイン | メニュー選択 | 引取車両情報一覧からの車両検索 | **実車装備再確認** | 預託状況表示

引取時 > 預託確認 > 引取車両の実車装備情報確認 (KNFS0031)

事業所コード: 222022202220  
事業番号: 東京販売(株)  
事業所名: 東京販売(株) 東京営業所

メニューに戻る | 画面印刷 | ヘルプ

預託申請時の車両実車装備情報を表示しています。  
装備を変更したい場合は、「装備変更」ボタンを押してください。  
内容に問題がなければ、「確定」ボタンを押してください。

1. 車両情報

車台番号	AA111-0110111	車両区分	登録自動車
登録番号/車両番号	品川500か1111	リサイクル券番号	1111-1111-1111

2. 車両実車装備情報

フロン類	有
エアバッグ類	有

3. 架装物区分

架装物判定の参考情報です。

架装物区分	02 : 架装物の一部はリサイクル料金に含まれる。マニュアルで確認が必要
-------	--------------------------------------

装備変更 | 確定 | ログアウト

預託状況の表示

リサイクル料金の預託状況と料金額を確認します。

預託された金額(資金管理料金は表示されません)が表示されます。以降はリサイクル料金預託済の使用済自動車を引き取る際とまったく同様の実務になります。

「引取報告へ」ボタンをクリックし、電子マニフェストの引取報告を行います。

▶引取報告については55ページをご覧ください。

最終所有者がリサイクル券を保持していない場合は、「引取証明書等」ボタンをクリックし、引取証明書の様式を印刷することが可能です。

▶引取証明書については56ページをご覧ください。

資金管理システムログイン | メニュー選択 | 引取車両情報一覧からの車両検索 | 実車装備再確認 | **預託状況表示**

引取時 > 預託確認 > 預託状況表示 (KNFS0051)

事業所コード: 222022202220  
事業番号: 東京販売(株)  
事業所名: 東京販売(株) 東京営業所

メニューに戻る | 画面印刷 | ヘルプ

1. 車両情報

車台番号	AA111-0110111	車両区分	登録自動車
登録番号/車両番号	品川500か1111	リサイクル券番号	1111-1111-1111

2. 車両実車装備情報

フロン類	有	エアバッグ類	有
------	---	--------	---

3. 料金情報

預託済車両であり、引取報告が可能です。  
内容に問題が無く、続けて引取報告を行う場合は、「引取報告へ」ボタンを押してください。  
引取証明書・移動報告車両情報・補取書(預託時のみ)が必要な場合は、「引取証明書等」ボタンを押して、引取報告前に必ず印刷してください。  
引取報告をすべに行わない場合には、「一覧に追加」ボタンを押して保存してください。

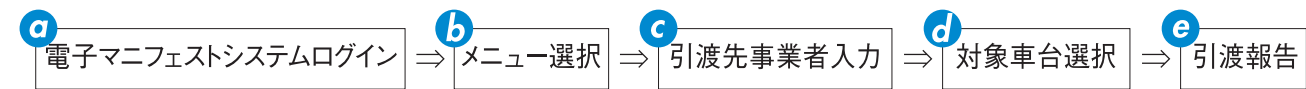
	預託済金額
シュレッダーダスト料金	¥00,000
エアバッグ類料金	¥0,000
フロン類料金	¥0,000
情報管理料金	¥000
合計	¥00,000

戻る | 一覧に追加 | 引取証明書等 | 引取報告へ | ログアウト

# 第5章 使用済自動車引渡時における具体的な実務

## 1. 引渡報告の実施

- 使用済自動車をフロン類回収業者または解体業者に引き渡した時は、すみやかに「引渡報告」を実施することが必要となります。※引取業者の引渡報告が行われないと、次の事業者は引取報告を行うことができません。
- 電子マニフェストシステムによる引渡報告の流れは以下のとおりです。



### 1) 引取業者→フロン類回収業者の場合

#### b メニュー選択

フロン類回収業者への引渡報告を行うメニューを選択します。

- 「1.1引渡報告」ボタンをクリックします。

#### c 引渡先事業者の入力

使用済自動車を引き渡すフロン類回収業者を指定します。

- フロン類回収業者の事業所コードを入力します。(辞書機能あり)  
※「事業者情報表示」ボタンをクリックし、引渡先事業者情報に誤りがないか確認します。
- 「対象車台選択へ」ボタンをクリックします。

#### d 対象車台の選択

引取報告済車台一覧からフロン類回収業者へ引き渡す車台を選択・確定します。

- 「自社運搬、又は引渡先運搬」と「運搬委託」のいずれかを選択し、チェックします。

#### 留意事項

使用済自動車の運搬を他社に委託する場合、委託先の事業者は、廃棄物処理法上の収集運搬業許可が必要となります。「運搬委託」を選択した場合、事業者名および許可番号は、必須の入力となります。

- 引取報告済の車台が一覧になっているので、その中から引渡報告を行う車台を選択し、「引渡報告対象選択」欄をチェックします。
- 「引渡先確定」ボタンをクリックします。

#### e 引渡報告

選択・確定した車台を情報管理センターへ報告します。

- 引渡先確定済車台の一覧で、情報管理センターへ報告する車台に誤りがないか再度確認し、「センターへ報告」ボタンをクリックします。  
※何らかの誤りがあった場合等、情報管理センターへの報告を行わない場合は、対象車台の「確定取消」欄をチェックします。その上で「確定取消」ボタンをクリックすると引渡先確定済車台の一覧から車台が削除されます。

#### 引渡報告完了

情報管理センターへの引渡報告が完了したことが通知されます。

### 2) 引取業者→解体業者の場合

- 「フロン類装備」が「無」の使用済自動車の引渡しは解体業者へ行きます。
- b メニュー選択において解体業者へ引渡報告を行うために「1.3 引渡報告」を選択した後は、c 引渡先事業者の入力から e 引渡報告までの画面操作はフロン類回収業者への引渡報告と同じ順序で行います。

使用済自動車を次の事業者に引き渡す際は、リサイクル券 [A券] またはパソコンから出力する引取証明書と共に印刷される移動報告車両情報を、車台と共に引き渡してください。  
※ただし、車両とリサイクル券等を取り間違えて引き渡さないようご注意ください。  
使用済自動車の中に他の廃棄物を入れて引き渡すことは、次工程の事業者の正当な引取拒否事由となりますのでご注意ください。

## 2. 解体通知の確認と抹消登録等に関する実務

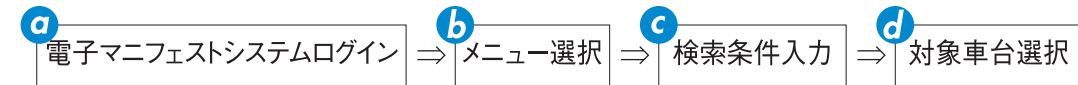
- 使用済自動車をフロン類回収業者等へ引渡後、破砕業者の引取報告等\*が行われた時点で、電子マニフェストシステム上で情報管理センターから引取業者へ使用済自動車が解体された旨の通知〔解体通知〕が行われます。

\*具体的には、破砕業者が解体業者から解体自動車を引き取った際の引取報告または解体業者が解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した際の引渡報告のことです。

- 引取業者は解体通知を確認後、最終所有者に対し永久抹消登録等および自動車重量税還付の申請手続きを行うことが可能となった旨を連絡することになりますので、日々確認を行うようにしてください。

(申請手続きを従来どおり引取業者が代行することも想定されます)

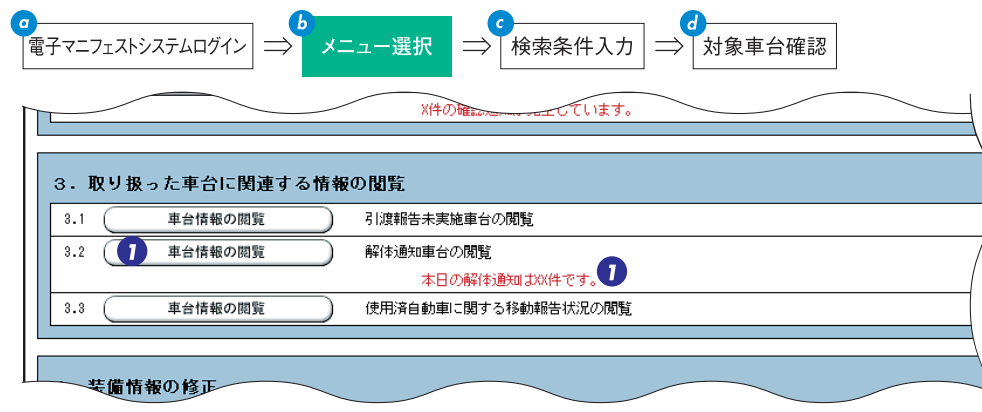
- 解体通知の確認の流れは以下のとおりです。



### b) メニュー選択

引取報告済車台に解体通知がなされているか否かの確認を行うメニューを選択します。

- 解体通知が行われている場合は、業務メニュー画面において赤字でその旨が表示されますので確認し、「3.2車台情報の閲覧」ボタンをクリックします。



### c) 検索条件入力

解体通知が行われた月単位(3ヶ月前まで)での検索します。

- 「当月分」をチェックします。
- 「対象車台検索」ボタンをクリックします。



### d) 対象車台の確認

解体通知発行済車台の一覧にて車台を確認します。

- 最終所有者名・車台番号等を確認後、永久抹消登録等の実務を行うよう最終所有者に連絡してください。



### 1. 確認通知の閲覧

- 引取工程では、以下の場合に電子マニフェストシステム上で情報管理センターから〔確認通知〕がなされますので、日々メニュー画面を確認し、赤字でその旨が表示されている場合は、すみやかに対応してください。

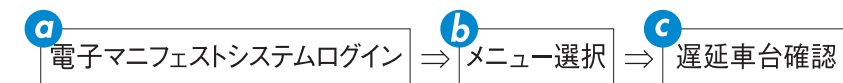
- 1) 自社が引取報告を行った後、30日以内に引渡報告を行わなかった場合
- 2) 自社が引渡報告を行った後、引渡先が5日以内に引取報告を行わなかった場合

- 特に、自社が引渡報告済で、引渡先が引取報告を行っていない場合、以下の手順で対応してください。

- 1) 自社が引渡先へ使用済自動車を本当に引き渡しているか否かを運搬状況も含めて確認する。
- 2) 使用済自動車を引き渡していなかった場合は、使用済自動車を引き渡し、引渡先にて引取報告を行うよう要請する。
- 3) 使用済自動車を引渡し済みの場合は、引渡先の状況(不適正処分等がないか)を確認の上、引渡先にて引取報告を行うよう要請する。

- なお、確認通知が発行された後も一定期間移動報告が行われなかった場合は、情報管理センターは自治体へ「遅延報告」を自動的に送付し、自治体は必要に応じ適切な措置等を講ずるよう勧告・命令等を行います。

- 確認通知の閲覧の流れは以下のとおりです。



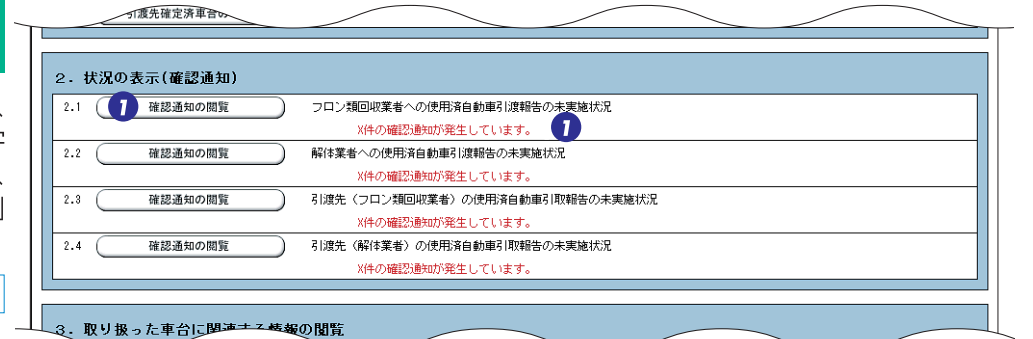
### b) メニュー選択

確認通知の状況を確認するメニューを選択します。

- 確認通知が行われている場合は、業務メニュー画面において赤字でその旨が表示されますので、該当する「2.1確認通知の閲覧」ボタンをクリックします。

#### 留意事項

移動報告等の作業の有無に係らず、メニュー画面については毎日開き、確認通知の発生状況(赤字)を確認するようにしてください。

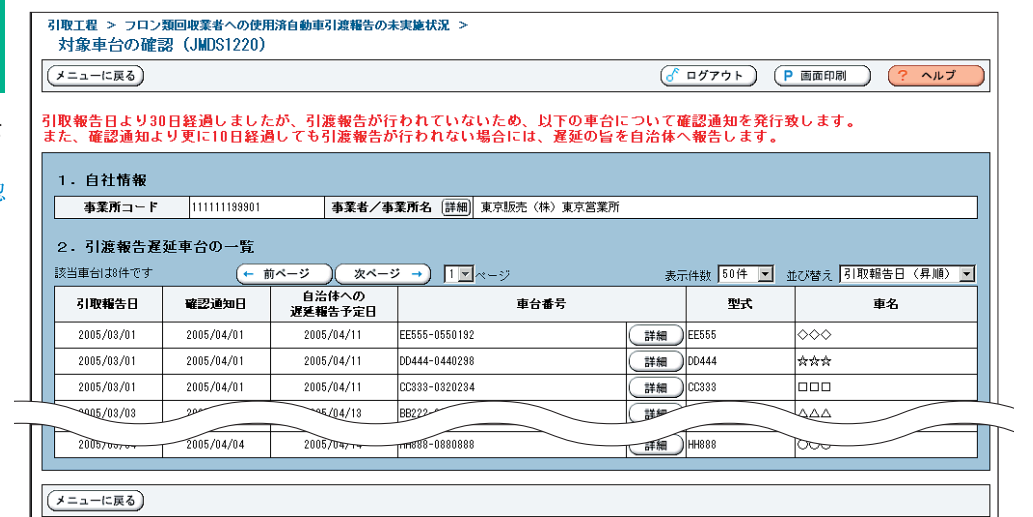
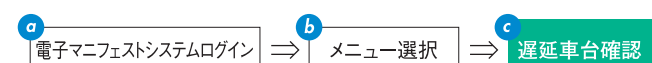


### c) 遅延車台の確認

報告遅延車台の一覧にて車台を確認します。

車台番号等を確認し、適切な対応を行ってください。

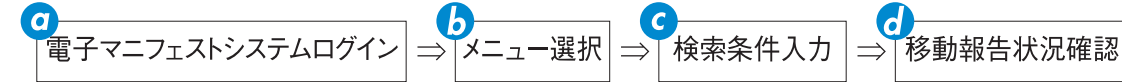
\*必要により画面を印刷しておくこと確認の際に便利です。





## 2. 後工程の移動報告状況の閲覧

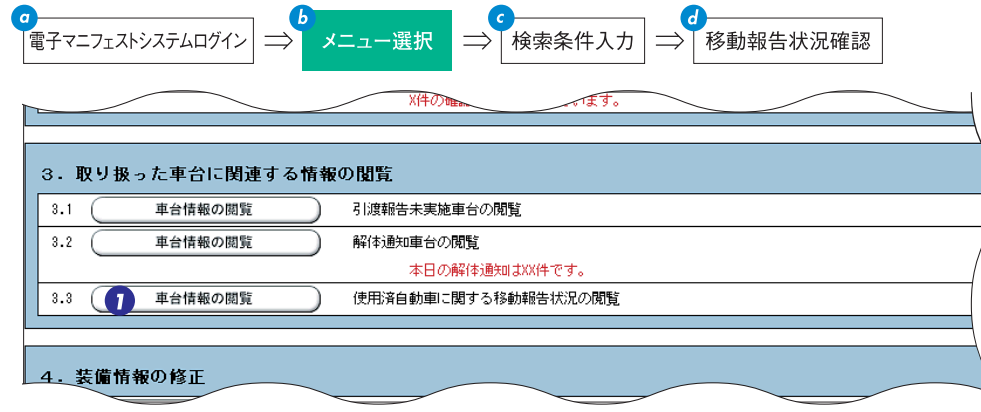
- 引取業者は、最終所有者から使用済自動車の処理状況について問合せがあった場合には、以下の方法でフロン類回収業者等以降の移動報告状況を確認し、車両がどの事業者にあるか等を回答することが必要となります。
- 後工程の移動報告状況の閲覧の流れは以下のとおりです。



### b メニュー選択

使用済自動車に関する移動報告状況を閲覧するメニューを選択します。

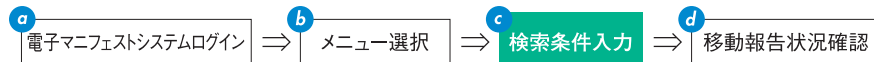
- 「3.3 車台情報の閲覧」ボタンをクリックします。



### c 検索条件入力

閲覧する車台の検索を行います。

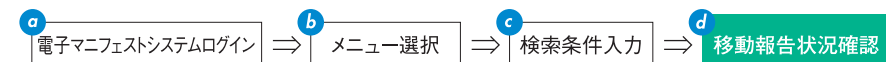
- 検索する方法を選択し、チェックします。
  - チェックした方法に該当する番号を入力します。
  - 「対象車台検索」ボタンをクリックします。
- ※「解体通知未受領分の車台一覧の検索」をチェックした場合は、「対象車台検索」ボタンをクリックした後、一覧画面から該当車台を選択する手順となります。



### d 後工程の移動報告状況確認

検索条件に該当する車台の移動報告状況を確認します。

各工程で引取報告、引渡報告が実施済の場合は「報告済」、未実施の場合は「-」が表示されますので、この情報をもとに最終所有者へ処理の状況等を報告してください。

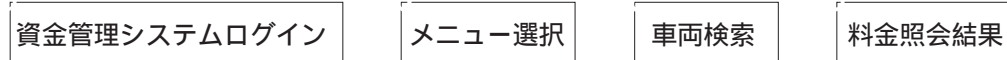


以下の画面は車台番号「AA111-0110111」の使用済自動車等が解体工程まで進んでいることを表わす例です。



### 3. 料金の照会

・パソコン画面の流れは以下のとおりです。



#### b メニュー選択

料金照会を行うメニューを選択します。

- 1 業務メニューの中から、「1.1 料金照会」を選択してクリックします。

#### c 車両の検索

料金照会を行う車両の車台番号と登録・車両番号を入力します。

- 2 車両の検索は、「車台番号と登録・車両番号」を用いて行います。車台番号は、下4桁を入力してください。登録・車両番号は、登録自動車か軽自動車の区分を選択してから入力してください。

職権打刻の場合は、全桁を入力します。

- 3 車台番号と登録・車両番号の入力後「検索」ボタンをクリックします。

登録・車両番号が不明な場合は、車台番号のみでの検索も可能です。「単一情報検索」ボタンをクリックしてください。

#### d -1 料金照会結果 (例) (料金が預託されていない場合)

リサイクル料金の預託状況と料金額を確認します。

- 1 預託状況の欄に「未預託」と表示された車両は、リサイクル料金が全く預託されていない車両です。
- 2 標準装備料金とは、自動車メーカー等が出荷時に把握しているフロンの類（エアコン）やエアバッグ類の装備状況により設定した料金です。

- 3 「料金通知書」ボタンをクリックすることにより、料金通知書を印刷することができます。

#### d -2 料金照会結果 (例) (すべて預託済みの場合)

リサイクル料金の預託状況と料金額を確認します。

- 1 預託状況の欄に「預託済」と表示された車両は、リサイクル料金の預託のある車両です。預託済金額欄に現在預託されている金額が表示されます。
- 2 「料金通知書」ボタンをクリックすることにより、料金通知書を印刷することができます。

## 4. 商用車の架装物の扱いについて

商用車を使用済自動車として引き取る場合は、その架装物の扱いについて以下のような注意が必要です。

### 1) 自動車リサイクル法対象外となる架装物

- ・下記の架装物については、シュレッダー業者で処理されることが少なく、載替えや別用途での利用などにより再利用されることが多いことから、自動車リサイクル法の対象外とされています。これらの法対象外架装物については引取義務はなく、その処理に必要な費用についてもシュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して最終所有者や後工程の事業者との取引を行ってください。(車台詳細情報の架装物区分03)

#### 保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置

例)



#### コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置

例)



#### 土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置

例)



#### トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

例)



2) 自動車リサイクル法対象となる架装物(架装物から発生するASRの処理費用がシュレッダーダスト料金に含まれる)

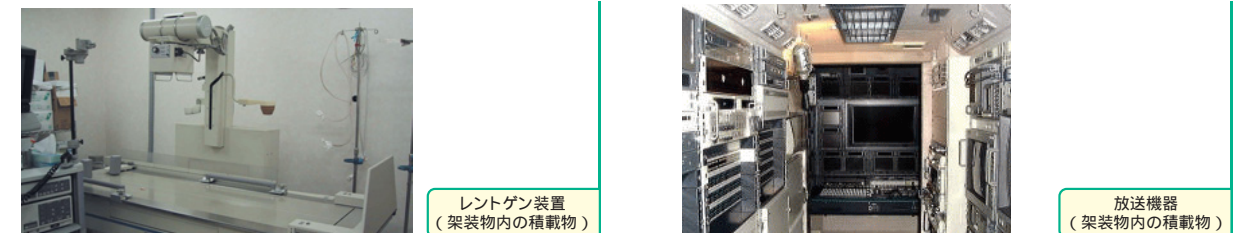
- ・一体型の架装物(床・壁・天井・中仕切り)は分離できないためシュレッダー業者で処理されることから、自動車リサイクル法対象架装物としてASRとなった後の処理に必要な費用はシュレッダーダスト料金に含まれています。(車台詳細情報の架装物区分01、02)

例)



- ・ただし、架装物内の積載物(レントゲン車におけるレントゲン装置等)がシュレッダーダストとなった後の処理に必要な費用はシュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して最終所有者や後工程の事業者との取引を行ってください。

例)



3) その他処理費用がシュレッダーダスト料金に含まれていない架装物

- ・産業機械・重機運搬車などの「荷台の木材」は、シュレッダー業者で処理されることが少なく、シュレッダーダスト(ASR)とならないため、荷台の木材がASRとなった後の処理に必要な費用はシュレッダーダスト料金に含まれていません。そのことを考慮して最終所有者や後工程の事業者との取引を行ってください。(車台詳細情報の架装物区分03)

例)



確認方法

現物の目視による確認

使用済自動車の架装物の種類を目視により確認します。



架装物判別ガイドライン(仮称)による確認(作成中)

車検証記載の「車体の形状」をキーに、法対象架装物と法対象外架装物の区別や架装物部分がシュレッダーダスト料金に含まれているか否かについて図解入りで説明する冊子を作成し、別途ご案内する予定です。

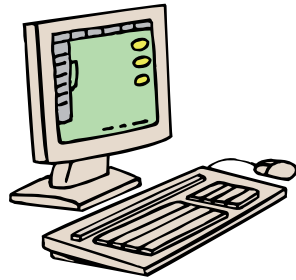


電子マニフェスト画面またはリサイクル券を利用した確認

電子マニフェストの車台詳細情報画面では架装物区分として下記の番号および記述が表示されています。(▶次ページ「車台詳細情報画面」をご覧ください)

また、番号については、リサイクル券の事務処理番号の下2桁目でも確認できます。

(▶次ページ「リサイクル券」をご覧ください)



車台詳細情報画面

◆車台基本情報		◆メーカー等提供のエアバッグ類装備情報 (「※」はオプション装着の可能性がありますので、現車をご確認ください)	
車台番号	12345678901234567890	運転席	1
型式	1234567890	助手席	1
車名	NNNNNNNNNN	サイド	※
移動報告番号	123456789012345	カーテン	0
義務者メーカー名	NNNNNNNNNN	フリテン	2
型式指定番号	8530	◆エアバッグ類 詳細情報	
類別区分番号	089B	一括作動システムへの対応	一括作動システム対応車両です
◆リサイクル料金預託の有無		機械式の部位	シートベルトフリテンショナーのみ機械式を装備しています
フロン類預託	有	その他1	サイドエアバッグはオプション装備のため装備を確認して下さい
エアバッグ類預託	有	その他2	
◆車台装備情報		◆車台実車装備情報	
フロン類車種クラス	乗用車等	フロン類装備	有
脱フロンエアコン	無	フロン類種別	CFC
架装物区分	01:架装物まじりリサイクル料金に含まれる	エアバッグ類装備	有

01:架装物はリサイクル料金に含まれる	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている車台 (改造等により架装物が付加された場合の分も含む)	乗用車 観光バス 等
02:架装物の一部はリサイクル料金に含まれる (マニュアルで確認が必要)	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている一体型の架装物(床・壁・天井・中仕切り)とリサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれていない積載物が混在した車台 引取・引渡時にその旨ご注意ください	レントゲン車 (レントゲン装置は積載物)等
03:架装物はリサイクル料金に含まれない	架装物が再利用されたり破碎処理(シュレッディング)されないためリサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれていない車台 引取・引渡時にその旨ご注意ください	保冷貨物自動車 産業機械運搬車 等
04:架装物がリサイクル料金に含まれているかどうか不明 (マニュアルで確認が必要)	リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている架装物かどうか不明であり、架装物判別ガイドライン(仮称)で確認が必要な車台 架装物判別ガイドライン(仮称)で確認を行い、対応してください	2004年12月31日までに販売された車台すべて

リサイクル券

[ A 券 ] 預託証明書 (リサイクル券) XXXXXXXX

(車両欄)

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	

(料金欄)

シュレッダーダスト料金	¥
エアバッグ類料金	¥
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥
預託金額合計	¥

財団法人  
自動車リサイクル促進センター

2005年1月8日発行

事務処理番号: 1-1234567890-45

本券(A券)は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。  
料金欄で「\*\*\*\*\*」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。  
使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[ B 券 ] 引取日: 年 月

架装物の適正処理を進めるため、解体マニュアルの策定、材料表示、適正処理ネットワークの整備、解体しやすい架装物設計等について、(社)日本自動車工業会および(社)日本自動車車体工業会が自主取組みとして推進中です。

## 5. フロン回収破壊法から自動車リサイクル法への移行について

### (1) 移行の概要

- ・フロン回収破壊法（カーエアコン部分）については、自動車リサイクル法に引き継がれ、（2005年1月1日以降に引き取られた使用済自動車対象）、使用済自動車全体として一体的に扱われることになります。  
（フロン回収破壊法の登録業者の地位は自動車リサイクル法上の登録業者へ自動的に移行、自動車フロン券・自動車フロン類管理書は廃止）
- ・他方、自動車リサイクル法施行日（2005年1月1日）より前に引取業者が引取りを行ったカーエアコン付自動車については、フロン回収破壊法の枠組みでの対応が引き続き必要（自動車フロン券による費用収納や自動車フロン類管理書も必要）となります。

（フロン回収破壊法の登録事業者としての義務は継続されます）

2004年	2005年1月1日以降
<p><b>フロン回収破壊法</b> 〈自動車フロン引取・破壊システム〉</p> <p>2004年12月31日までに 第二種特定製品引取業者が 引き取ったカーエアコン付 使用済自動車からのフロン類の 回収・引渡し</p>	<p><b>自動車リサイクル法</b> 〈自動車リサイクルシステム〉</p> <p>2005年1月1日以降、 引取業者が引き取った使用済自動車からの フロン類の回収・引渡し</p>

### (2) 未使用フロン券の取扱い

- ・未使用の自動車フロン券については、原則として料金の払い戻しは行いませんので、一定枚数保有している場合には、引取り台数の状況を勘案しつつ、2004年末に向けて可能な限り保有枚数を使い切る（転売も可能）ようにしてください。
- ・ただし、自動車フロン券の額面金額について、申請に基づいて自動車リサイクル法におけるリサイクル料金に（車台ごとに）充当できる仕組みも用意する予定です。リサイクル料金への充当については、本年秋頃より、一般の自動車所有者や自動車関連業界に対して（財）自動車リサイクル促進センターから告知や詳細手続きの案内を行う予定です。

対象となる自動車フロン券	未使用のもの（コンビニエンスストア・郵便局で料金を払込み済みで、自動車フロン類管理書に貼付されていないもの）
充当できる金額	乗用車については1枚分、小型バスについては2枚分、大型バスについては4枚分の額面を自動車リサイクル法上のリサイクル料金に充当することが可能
申請可能期間	2005年1月1日～2005年6月30日の6ヶ月間
申請書の配布	（財）自動車リサイクル促進センターのホームページや自動車関連団体を通じて入手が可能となる方向で検討中

※2005年1月1日以降、フロン回収破壊法上の第二種フロン類回収業者に引き渡す必要があるカーエアコン付使用済自動車を有する場合には、すみやかに第二種フロン類回収業者に引渡しを行うようにしてください。

# 第7章 FAXを利用する引取業者の具体的な実務

## 1. FAXの利用について

- ・ 預託確認、預託申請および移動報告等についてはパソコンの利用が原則とされています。ただし、やむを得ずパソコンを利用できない場合は、FAXを利用することも可能となっています。
- ・ 移動報告関連実務をFAXで行う場合は、情報管理センターへの手数料の支払いが必要となります。

※FAXを利用する場合は、手数料が必要になることに加え、パソコンを利用する場合と比較して車台一覧の中から車台を選択して移動報告を行うなどの各種便利機能がありません。各事業者における事務効率性の観点からもパソコンの利用をおすすめいたします。  
※また、FAXを利用する場合には、記入事項が不備・不鮮明な時は、FAXを再度送信していただくこととなる点での不便があることについても事前に十分ご注意ください。

### (1) 事業者にて準備するもの

<b>FAX機 (自社所有のもの)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・普通紙が利用できること(推奨)</li><li>・A4用紙が送受信できること</li></ul>
<b>指定のFAX専用 (OCR)用紙</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・車両の移動報告は専用OCR用紙を使用します。</li><li>・専用OCR用紙は、無償配布します。 (追加発注方法等は別途ご案内する予定です)</li></ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・IP電話回線※によるFAX送信は利用できませんのでご注意ください。 ※ インターネット回線による電話機能</li><li>・各事業者からのFAX送信費用は各事業者負担となります。</li><li>・各事業者の認証は、発信するFAX機の電話番号等で行いますので、発信者番号の通知を常時行うことが必要です。</li></ul>

### (2) 手数料について

#### ①FAXによる移動報告を行うには手数料の支払いが必要となります。

- ・ パソコン保有事業者が自ら行う入力作業を、情報管理センターにて代行入力するため、手数料が発生します。

#### ②手数料は1件ごとに発生します。

- ・ 原則として、引取報告・引渡報告等の各1件単位で手数料は発生し、具体的には車両の引取報告・引渡報告については、1件当たり百数十円程度となる見込みです。

(車両1台当たり最低2件分の手数料が発生します)

#### ③手数料の金額は、事業者登録申込み後に別途ご連絡いたします。

#### ④手数料の引落しは、月1回の自動引落としとなりますので郵便局の口座開設をしていただく必要があります。

※口座の残高不足により口座引落としが不可能な場合、FAXを利用した移動報告関連業務が制限されることがあります。

### (3) 業務イメージ

#### ①預託確認・預託申請／引取報告

<リサイクル料金が預託済みの場合>

- ・ OCR用紙に必要事項を記入し、FAXを送信することにより、預託確認と引取報告を同時に行うことが可能です。

<リサイクル料金が未預託の場合>

- ・ OCR用紙に必要事項を記入し、FAXを送信することにより、預託確認および預託申請と引取報告を行うことが可能です。

※預託申請を受け付け、リサイクル料金の預託が確認後、自動的に引取報告が行われますので、預託申請後に改めて引取報告を行う必要はありません。

- ・ リサイクル料金の預託状況が不明の場合は、引取時の料金照会用のOCR用紙に必要事項を記入し、FAXを送信することにより、預託状況が確認できます。

#### ②使用済自動車の引渡報告

- ・ OCR用紙に必要事項を記入し、FAXを送信することにより、引渡報告を行います。

#### ③解体通知の閲覧

- ・ 使用済自動車をフロン類回収業者等へ引渡後、破砕業者の引取報告等が行われた時点で、情報管理センターが引取業者へ「解体通知発行済み車台」をFAXにて自動的に送信します。

※当該書面は、本来引取業者からの申請が必要な書面閲覧となりますが、引取業者で必要不可欠な情報であることから、引取業者の業務負荷軽減に鑑み、申請業務なく自動的に情報管理センターから発行するものです(書面閲覧であることから手数料が発生します)。

#### ④その他

- ・ 確認通知が発生した場合は、情報管理センターが引取業者へ確認通知をFAXにて自動的に送信します。  
(手数料は発生しません)

- ・ 後工程の移動報告状況の閲覧についても、FAXにより申請することが可能です。(手数料が発生します)

- ・ リサイクル料金の預託状況等についてもFAXにより照会することが可能です。(手数料は発生しません)

### (4) 受付時間等

- ・ FAXの受付は、8:00~20:00(予定) (土日・祝日も受付。ただしシステムメンテナンス等のための特定日を除く)
- ・ 自動車リサイクルシステムへの登録完了後、秋頃に、移動報告に関する詳細マニュアル(パソコン版、FAX利用版のいずれか)を送付する予定です。

## 2. FAXを利用する場合の具体的な実務

### (1) 預託確認・預託申請／引取報告

#### <預託済みの場合>

- ① 申請書にボールペンを使用して必要事項を鮮明な文字で記入し、FAX受付専用番号（仮称）にFAX送信します。
- ② FAX送信した申請書の内容が不備・不鮮明でなく、預託済みであることが確認された場合、1時間程度で引取報告が完了した旨（完了通知）FAX返信され、申請書の内容が不備・不鮮明な場合は同じく1時間程度でエラー通知がFAX返信されます。エラー通知を受信した場合は、エラー通知の内容を確認して再度申請書を作成し、FAX送信してください。

#### <未預託の場合>

- ① 申請書にボールペンを使用して収納方法を選択する等必要事項を鮮明な文字で記入し、FAX受付専用番号（仮称）にFAX送信します。
- ② FAX送信した申請書の内容が不備・不鮮明でなく、預託申請が受理された場合、約1時間程度で預託申請が受理された旨FAX返信され、申請書の内容が不備・不鮮明な場合は同じく1時間程度でエラー通知がFAX返信されます。エラー通知を受信した場合は、エラー通知の内容を確認して再度申請書を作成し、FAX送信してください。  
※ 収納方法としてセブン-イレブン利用方式を選択した場合は、払込依頼票についてもFAX返信されます。
- ③ 郵便局・コンビニエンスストア等にてリサイクル料金を支払います。
- ④ リサイクル料金が預託されたことが確認された後、情報管理センターへの引取報告も自動的に行われ、引取報告が完了した旨FAX返信されます。

センター申請年月日(任意) 年 月 日  
(財)自動車リサイクル促進センター  
預託確認/引取業者引取報告申請書 (使用済自動車用)

60001

車台情報	車台番号 (下4桁) 1 3 4 2
	登録打刻 ( )
登録情報	登録番号/車両番号 支局等コード 分類番号 軽自動車 かなコード 一連指定番号
	リサイクル券番号 (移動報告番号) 1 1 1 2 3 5 6 1 1 3 2 1
事業所コード	資金管理法人 5 1 1 1 3 2 2 1 1 1 3 6
	情報管理センター 1 5 1 1 3 2 1 2 1 3 1 6
収納方法	<input checked="" type="checkbox"/> 郵便局 <input type="checkbox"/> SPC <input type="checkbox"/> セブンイレブン SPC番号
	フロン充填区分 <input type="checkbox"/> なし (又は脱フロンエアコン) <input checked="" type="checkbox"/> CFC <input type="checkbox"/> HFC エアバッグ類 <input type="checkbox"/> なし (装備なし又は全数作動済み等) <input checked="" type="checkbox"/> あり (未作動)   ※サイドエアバッグの有無を必ず確認してください。
最終所有者情報	カ シ キ ヨ ウ タ 回 ウ
その他	車台詳細情報 <input checked="" type="checkbox"/> 送付を希望する場合、○を記入して下さい。

### (2) 引渡報告

- ① FAX音声ガイダンス電話番号（仮称）に電話し、音声ガイダンスに従ったプッシュホン操作で引渡報告が可能な車台の一覧表（移動報告可能車台一覧表）をFAXにて受信します。  
※引渡報告の際には「移動報告番号」を記入する必要がありますが、これはリサイクル券に記載されているリサイクル券番号と同じ番号になり、また、引取報告の完了通知にも移動報告番号は記載されていますので、これらを活用することで移動報告番号を確認することも可能です。
- ② 受信した移動報告可能車台一覧表に記載のある車台のうち、引渡報告を行う車台について、あらかじめ配布されている移動報告申請書にボールペンを使用して移動報告番号等の必要事項を鮮明な文字で記入します。  
※一枚の移動報告申請書で、1台の引渡報告を行うこととなります。一枚の移動報告申請書で複数台の引渡報告を行うことはできません。
- ③ ②で記入した内容を再度確認した上で移動報告申請書を情報管理センターのFAX受付専用番号（仮称）にFAX送信します。
- ④ FAX送信した移動報告申請書の内容が不備・不鮮明でなければ1時間程度で完了通知がFAX返信され、移動報告申請書の内容が不備・不鮮明な場合は同じく1時間程度でエラー通知がFAX返信されます。  
エラー通知を受信した場合は、エラー通知の内容を確認して再度移動報告申請書を作成し、FAX送信してください。

センター申請年月日(任意) 年 月 日  
(財)自動車リサイクル促進センター  
移動報告申請書

10101      引取業者用  
(使用済自動車)

1. 申請報告区分	引渡報告
2. 車両情報	移動報告番号 1 1 1 2 3 5 1 1 1 3 2 1
3. 自社情報	情報管理センター事業所コード 1 5 1 1 3 2 1 2 1 3 1 6
4. 引渡先情報	引渡先事業所コード 2 1 1 3 5 1 1 3 1 6 1 2
	運搬事業者区分 <input type="checkbox"/> 自社運搬、又は引渡先運搬 <input checked="" type="checkbox"/> 運搬委託 「運搬委託」を選択した場合は、委託した運搬事業者名と収集運搬許可番号を記入して下さい。
運搬事業者名	カ シ キ ヨ ウ ウ シ ユ
廃棄物処理法上の収集運搬許可番号	1 2 1 5 3 1 1
5. その他	車台詳細情報 <input type="checkbox"/> 送付を希望する場合、○を記入して下さい。

# 第8章 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

## 1. 継続検査時に金融機関口座引落としまたは郵便局・コンビニエンスストアを利用する整備事業者の自動車リサイクルシステムへの事業者登録

### (1) 事業者登録の概要

- ①継続検査時の預託実務、②引取時の預託に関する実務、③電子マニフェスト制度による移動報告実務を行うには、都道府県知事または保健所設置市長の登録を受けていただくのとは別に、自動車リサイクルシステムへの登録が必要となります。
- 継続検査時に金融機関口座引落としまたは郵便局・コンビニエンスストアを利用する整備事業者による自動車リサイクルシステムへの事業者登録は、各県の自動車整備振興会経由で行っていただきます。なお、当該整備事業者が引取工程の実務を行う場合、これに関する自動車リサイクルシステムへの事業者登録も同時に行います。
- 継続検査時に運輸支局等内または近傍の団体においてリサイクル料金の支払いを行う整備事業者が、引取工程の実務を行う場合の自動車リサイクルシステムへの事業者登録とは異なる方法となりますのでご注意ください。(📄100ページをご覧ください)
- 登録申込みは、各事業所情報をとりまとめて、事業者として(法人単位で)行っていただきます。事業所が複数ある場合は事業者でとりまとめの上、申込みを行ってください。
- 自動車リサイクルシステムへの登録が完了しましたら、システム登録完了通知書(事業所コード、初期パスワードが明記)および詳細マニュアルがお手元に届きますので、その後、資金管理システムおよび電子マニフェストシステムの利用が可能になります。
- 事業所コード(12桁)は、上記①②③の各実務において、それぞれ別のコードが設定されます。

### (2) 実施実務・事業者タイプ別登録方法

- 上記①②③の実務と、事業者のタイプの組み合わせにより、事業者登録が下表のとおり分類されます。
- Bタイプについては、年間継続検査取扱台数が200台以上であることが必要です。
- 登録申込みの際に提出いただく書類は、下表の収納方法ごとに異なりますので、ご準備をよろしくお願いいたします。
- 申込書類は、各県の自動車整備振興会で準備しています。

事業者の実務内容	収納方法	第2章 (継続検査時預託) におけるタイプ	第4章 (引取時預託) におけるタイプ	必要申込書類				
		Aタイプ	Aタイプ	1a	2a	3	5	
継続検査時に金融機関口座引落としまたは郵便局・コンビニエンスストアを利用	郵便局 コンビニエンスストア	Aタイプ	Aタイプ	1a	2a	3	5	
	金融機関 口座引落とし	Bタイプ	Bタイプ	1b	2b	4	5	
指定整備事業者が継続検査時等預託に関する実務のみを行う場合 (引取業者としての実務を行わない場合)	郵便局 コンビニエンスストア	Aタイプ	—	1a	2a	3		
	金融機関 口座引落とし	Bタイプ	—	1b	2b	4		

### 必要申込書類

1 事業者情報記入用紙 (事業者としての情報をご記入いただき、捺印していただきます。)	1a	郵便局・コンビニエンスストアを利用する場合のみ必要
	1b	金融機関口座引落としを利用する場合のみ必要
2 事業所情報記入用紙 (事業所ごとに提出が必要です) 整備事業場の情報をご記入いただきます。	2a	郵便局・コンビニエンスストアを利用する場合のみ必要
	2b	金融機関口座引落としを利用する場合のみ必要
3 郵便局自動払込利用申込書		郵便局・コンビニエンスストアを利用する場合のみ必要
4 金融機関口座預金口座振替依頼書		収納代行業者(JCB)への依頼書となります。 金融機関口座引落としを利用する場合のみ必要
5 自治体への引取業者登録の登録証の写し		自動車リサイクル法施行前は、登録予定番号通知書の写しを申込書に添付してください

### (3) 契約締結について

- リサイクル料金の預託申請およびリサイクル券発行の実務については、資金管理法(財)自動車リサイクル促進センター)と契約締結した上で実施していただくこととなります。事業者登録をすることにより契約締結となりますので、申込書類に添付されている約款を熟読し、内容を十分ご理解の上、事業者申込書(押印必要)および必要書類をご提出ください。
- 約款は、リサイクル料金預託関連実務全体について規定されている「使用済自動車再資源化預託金等の預託に必要な実務等に関する委託基本約款」と事業者タイプごとの詳細について規定されている「付属約款」で構成されています。

#### 【付属約款の構成】

指定整備事業者兼引取業者によるコンビニエンスストア及び郵便局を利用したリサイクル料金等の預託に必要な実務等委託付属約款

整備事業者兼引取業者による金融機関口座引落とし方式を利用したリサイクル料金等の預託に必要な実務等委託付属約款

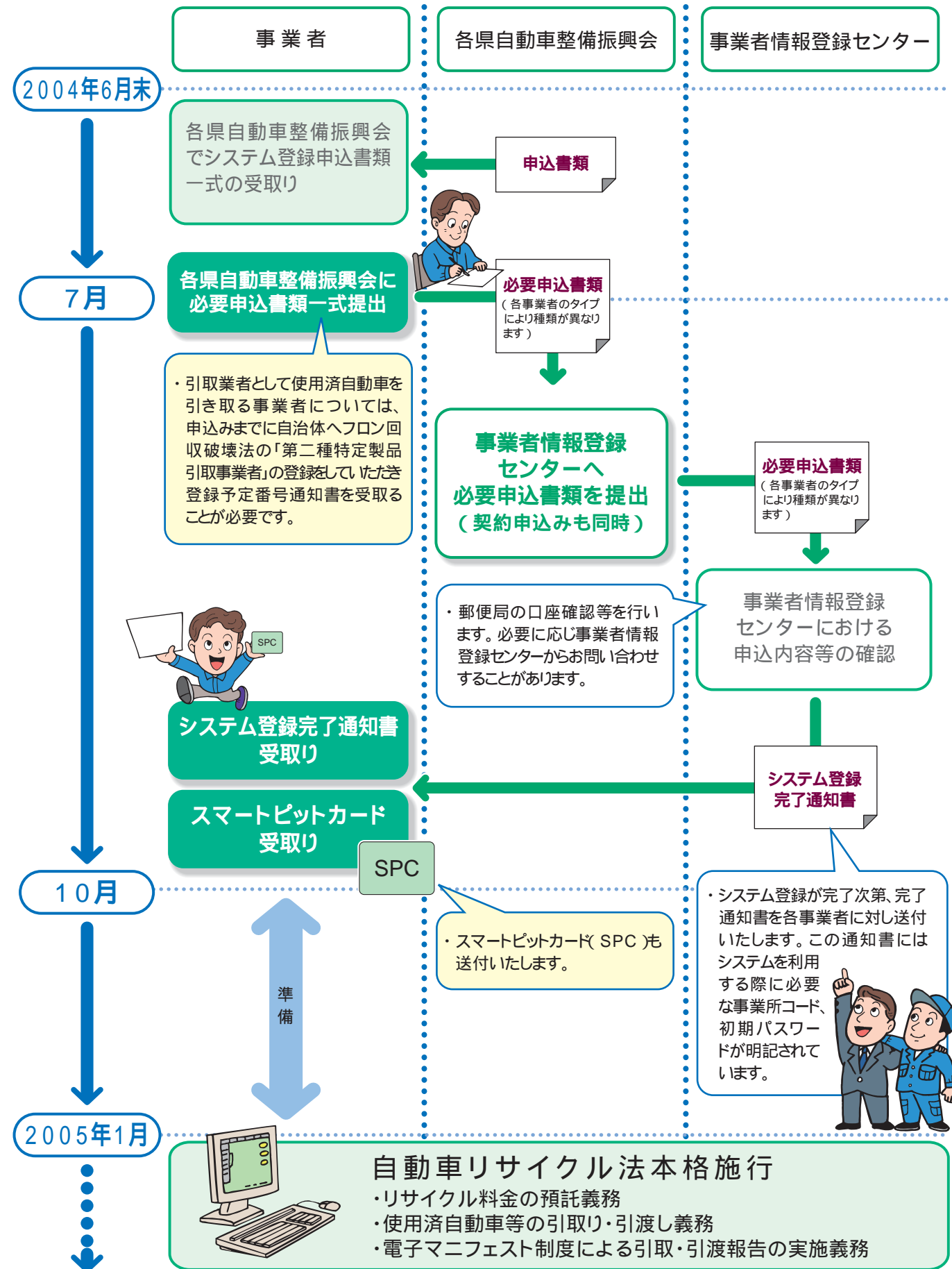
指定整備事業者によるコンビニエンスストア及び郵便局を利用したリサイクル料金等の預託に必要な実務等委託付属約款

整備事業者による金融機関口座引落とし方式を利用したリサイクル料金等の預託に必要な実務等委託付属約款

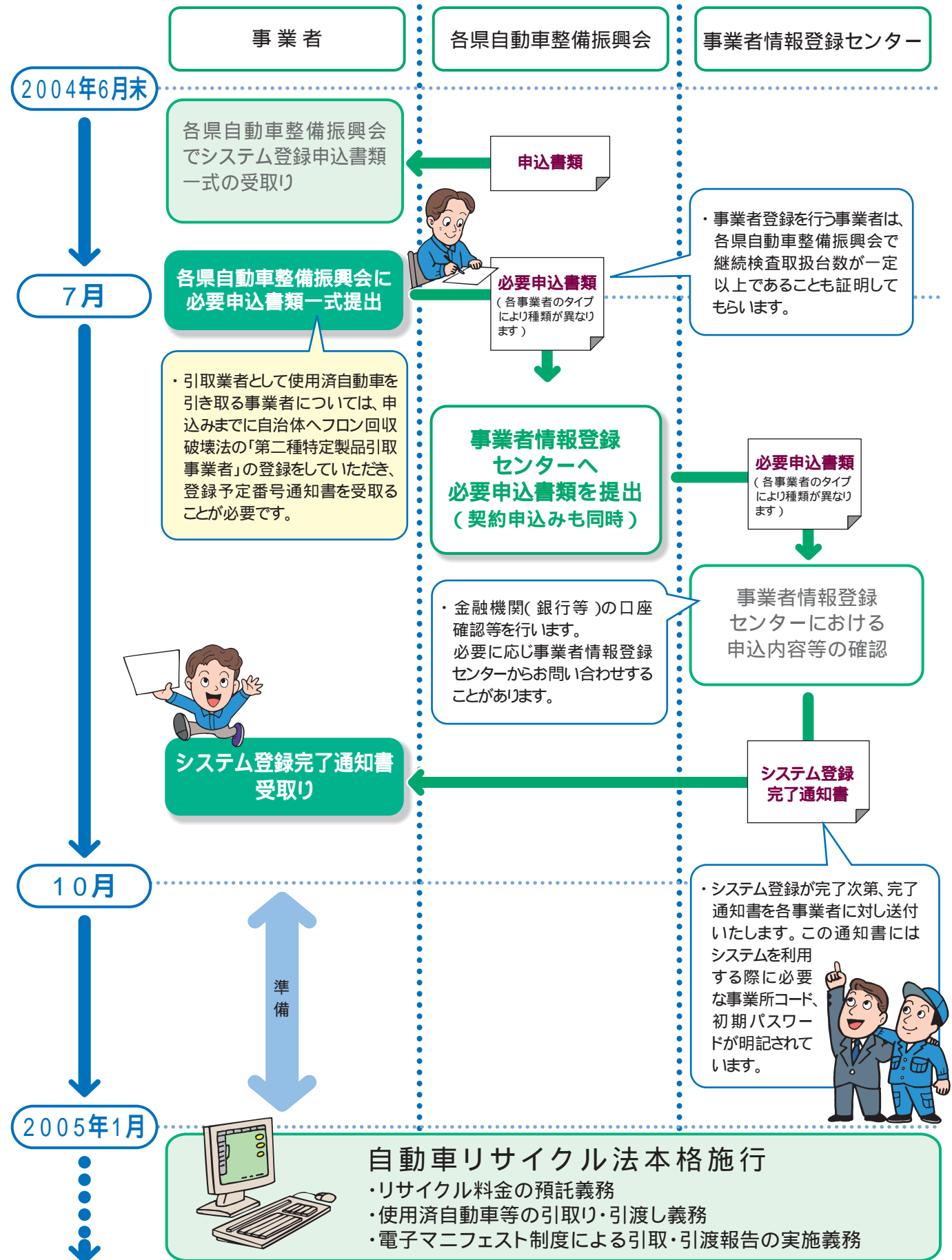


(4) 今後のスケジュール

郵便局・コンビニエンスストアを利用する整備事業者 Aタイプ



金融機関口座引落しを利用する整備事業者 Bタイプ



「申込書記入要領」- 1

事業者情報記入用紙

財団法人自動車リサイクル促進センター 御中  
(申込窓口：自動車リサイクルシステム 事業者情報登録センター) 様式No. 1 - 1b - 01

「自動車リサイクルシステム」登録申込書兼リサイクル料金等の預託実務等受託申込書  
(預託実務等受託業者(継続検査時)・引取業者用)

【事業者情報記入用紙】  
 「使用済自動車再資源化預託金等の預託に必要な実務等に関する委託基本約款及び関連する付属約款」  
 「資金管理システムの使用に関する規約」  
 「電子計算機を用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約」  
 に記載の内容を了解の上、申し込みます。

1 事業者コード記入欄(7桁)

2 申込日 西暦 2004年 7月 15日

既に他工程業種として自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、付与された事業者コード(事業所コードの上7桁)を記入

3 印

4 事業者の所在地 (法人は登記上の住所を記入)

5 事業者の電話番号 03-0000-xxxx 事業者のFAX番号 03-xxxx-0000

6 自動車リサイクル関連担当部署 リサイクル部

7 自動車リサイクル関連担当者 新車 売太郎

8 自動車リサイクル関連担当部署の所在地

9 自動車リサイクル関連担当e-mail shinsya@○○.co.jp

10 自動車リサイクル関連担当電話番号 自動車リサイクル関連担当FAX番号

センター使用欄

申請書(継続検査、引取) 04.06.01

【提出上の注意点】

「事業者情報記入用紙」について(96ページ様式)

- ・整備事業者の登録と引取業者の登録をされる方は本社・本店・本部等の情報を記入し、「事業所情報記入用紙」に事業所情報を記入の上、あわせてご提出ください。

注 引取業者の登録のみをされる事業者はBタイプ(金融機関口座引落)を選択できませんのでご注意ください。

「事業所情報記入用紙」について(98ページ様式)

- ・継続検査時のリサイクル料金の預託に関する実務と引取業者としての実務(引取時預託に関する実務を含む)の双方を行う事業所については、「預託実務等受託業者(継続検査時)事業所情報記入用紙(様式No.1-2b-01)」を記入の上、上記「事業者情報記入用紙」とあわせてご提出ください。
- ・継続検査時のリサイクル料金の預託に関する実務のみ行う事業所についても、「預託実務等受託業者(継続検査時)事業所情報記入用紙(様式No.1-2b-01)」に事業所情報を記入の上、上記「事業者情報記入用紙」とあわせてご提出ください。
- ・整備事業者において同一事業者内で継続検査時のリサイクル料金の預託に関する実務は行わないが、引取業者としての実務(引取時預託に関する実務含む)を行う事業所については「引取業者事業所情報記入用紙(様式No.1-3b-01)」をあわせてご提出ください。

【記入上の注意点】

1 事業者コード記入欄(7桁)	すでに同一事業者が、他工程業種(例:引取業者)として自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、付与された事業者コードをご記入ください。初回の申込みは記入不要です。
2 申込日	申込みをされる年月日をご記入ください。
3 捺印欄	捺印をお願いします。
4 事業者の所在地	法人の方は登記上の住所をご記入ください。
5 事業者の電話番号・FAX番号	上記所在地の電話番号・FAX番号をご記入ください。
6 自動車リサイクル関連担当部署	事業者内において自動車リサイクル法関連の問い合わせ等にご対応いただく部署名をご記入ください。
7 自動車リサイクル関連担当者	上記部署のご担当者名をご記入ください。
8 自動車リサイクル関連担当部署の所在地	上記部署の所在地をご記入ください。明細書等の送付先となりますので、間違いの無いようにご記入願います。ただし、4事業者の所在地と同じ場合は記入不要です。
9 自動車リサイクル関連担当e-mail	ご担当者のメールアドレスをご記入ください。
10 自動車リサイクル関連担当電話番号・FAX	ご担当者の電話番号・FAX番号をご記入ください。申込書等不備の場合の連絡先となりますので、必ずご記入ください。

「申込書記入要領」-2

預託実務等受託業者(継続検査時)事業所情報記入用紙

様式No. 1 - 2b - 01

【預託実務等受託業者(継続検査時)事業所情報記入用紙】事業者情報記入用紙とあわせて送付してください。  
事業所が複数存在する場合はこの書式をコピーして使用してください。

1 事業者名 (フリガナ) マル マル ジ ドウ シャ ハン バイ カブ シキ ガイ シャ  
〇〇自動車販売株式会社

【事業所情報】

2 事業所コード記入欄(上10桁) 3 申込日 西暦 2004年 7月 15日  
既に同一事業所で自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、事業所コードの上10桁を記入

4 事業所名 (フリガナ) マル マル ジ ドウ シャ ハン バイ カブ シキ ガイ シャ チ バ テン  
〇〇自動車販売株式会社 千葉店

5 事業所の所在地 (フリガナ) チ バ ケン チ バ シ チュウオウ ク  
〒260-0000 千葉 都道府県 千葉市中央 市区町村  
(フリガナ) チュウオウ  
中央〇丁目〇番〇号

6 事業所の電話番号 043-000-XXXX 7 自動車分解整備事業の認証番号 0-00

8 自動車リサイクル関連担当部署 (フリガナ) サ ー ビ ス ブ サービス部 9 自動車リサイクル関連担当者 (フリガナ) セイ ビ ゴ ロウ 整備 五郎

10 自動車リサイクル関連担当電話番号 10 自動車リサイクル関連担当FAX番号

11 自動車リサイクル関連担当e-mail seibi@〇〇.co.jp

12 引取業者資格の有無(をつける) 有(下に記入) 無

13 自治体登録番号(リサイクル法) 9876543211 登録日 西暦 2005年 1月 1日  
登録通知書の写しを添付

14 自治体登録番号(フロン法) 第9876543 登録日 西暦 2002年 10月 25日  
登録通知書の写しを添付

15 リサイクル券発行場所(下より1つ選ぶ) 預託申請の方法

16 自事業所(右より1つ選ぶ) 事業所にパソコンとプリンターが必要 (A)一括(個別も可) (B)個別

17 自社の他事業所: 事業所名( 〇〇自動車販売(株)東京本社 )  
リサイクル券の一括発行を行う事業所名を記入 左記より または を選択された方は個別申請のみになります

18 車検場関係団体 別紙コード表を参照するか団体に確認してください  
登録自動車の団体名およびコード( )  
軽自動車の団体名およびコード( )

19 事業所の主たる業務内容(1つだけをつける) 新車販売 中古車販売 自動車整備 中古部品販売/使用済自動車解体/破碎等

20 事業者情報(自治体登録番号・事業者名・事業所名・事業所所在地・事業所電話番号)を(財)自動車リサイクル促進センターのホームページに公開することに御同意ください。同意されない場合は右記の欄に 印をおつけください。

21 事業所情報 継続検査取扱台数 2000 台/年、使用済車引取台数 1500 台/年

センター使用欄

申請書(継続検査) 04.06.01

【提出上の注意点】

提出方法

複数の営業所・支店・支部等が存在する場合は、当該用紙をコピー(モノクロ可)の上、それぞれについて事業所数分ご記入・提出してください。

下記 ① については、事業者用のゴム印等もご使用いただけます。

【記入上の注意点】

1	事業者名	事業者用紙に記載されている氏名または名称をご記入ください。
2	事業所コード記入欄(10桁)	すでに同一事業者が、他工程業種(例.引取業者)として自動車リサイクルシステムに登録をされている場合は、付与された事業所コードの上10桁をご記入ください。初回の申込み時には記入不要です。
3	申込日	申込みをされる年月日をご記入ください。
4	事業所名	それぞれの営業所名・支店名・支部名をご記入ください(所在する自治体へ登録されている住所と同じものをご記入ください)。
5	事業所の所在地	各事業所の所在地住所をご記入ください(都道府県知事等へ登録されている住所と同じものをご記入ください)。
6	事業所の電話番号	各事業所の連絡先となる電話番号をご記入ください(都道府県知事等へ登録されている電話番号と同じものをご記入ください)。
7	自動車分解整備事業の認証番号	認証整備事業所として自治体から受けている認証番号をご記入ください。
8	自動車リサイクル関連担当部署	各事業所において自動車リサイクル法関連のお問い合わせ等にご対応いただく部署名をご記入ください。
9	自動車リサイクル関連担当者	上記部署のご担当者名をご記入ください。
10	自動車リサイクル関連担当電話番号・FAX番号	ご担当者の電話番号・FAX番号をご記入ください。
11	自動車リサイクル関連担当e-mail	ご担当者のメールアドレスをご記入ください。
12	引取業者資格の有無	引取業者としての資格をお持ちの場合は 有に をして、自動車リサイクル法およびフロン回収破壊法の自治体登録番号とその登録日をご記入ください。無に をされた場合は自治体登録番号の記入は不要です。
13	自治体登録番号(自動車リサイクル法)・登録日	自動車リサイクル法の都道府県知事等への登録を行っている方は自治体登録番号とその登録日をご記入ください。また、フロン回収破壊法の都道府県知事等への登録を行っている方で、自治体より登録予定番号通知書を受け取った方は通知された登録番号と登録日をご記入ください。
14	自治体登録番号(フロン回収破壊法)・登録日	フロン回収破壊法の都道府県知事等への登録を行っている方は自治体登録番号とその登録日をご記入ください。
15	リサイクル券発行場所	下の 自事業所 自社の他事業所 車検場関係団体より選択し、印をつけてください。
16	リサイクル券発行場所(自事業所)	右の預託申請の方法欄にてA一括申請かB個別申請かを選択してください。尚、A一括申請を選択された方は個別申請も行うことができます。
17	リサイクル券発行場所(自社の他事業所)	リサイクル券の発行を行える事業所名をご記入ください。
18	リサイクル券発行場所(車検場関係団体)	別紙コード表を参照するか団体から提示されるコードと発行場所名をご記入ください。
19	事業所の主たる業務内容	各事業所における主な業務内容の一つだけ選択し、印をつけてください。
20	事業者情報	自治体登録番号・事業者名・事業所名・事業所所在地・事業所電話番号を(財)自動車リサイクル促進センターのホームページに掲載し、公開させていただきます。公開することに同意されない場合は右の欄に 印をつけてください。
21	事業所情報	1年間に継続検査を行う台数と1年間に引取りを行う使用済自動車の台数をご記入ください(事業所単位)。

本社が事業所であれば、本社についても事業所用紙の提出が必要です。整備事業者の資格がない場合は認証番号欄 ⑦ に「本社」とご記入ください。

## 2. 継続検査時に運輸支局等内または近傍の団体においてリサイクル料金を支払う整備事業者が引取工程の実務を行う場合の自動車リサイクルシステムへの事業者登録

### (1) 事業者登録の目的

- ・引取業者は、都道府県知事等への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。  
自動車リサイクルシステムへの登録手数料や年会費は不要です。

#### 目的1 電子マニフェスト制度による移動報告を行うための事業者登録

- ・電子マニフェスト制度による移動報告を行うために、引取業を行う事業所を登録する必要があります。
- ・自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、電子マニフェスト制度による移動報告用の事業所コードと初期パスワードが各事業者に郵送されます。

FAXを利用して移動報告を行う場合も自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要ですが、手数料の支払いが必要になります。手数料は引取報告・引渡報告の各1件単位で発生し、具体的には車両の引取報告・引渡報告については、1件当たり百数十円程度となる見込みです。

#### 目的2 リサイクル料金の収納等を行うための事業者登録

- ・リサイクル料金の収納等（引取時預託・預託確認）を行うために、引取業を行う事業所を登録する必要があります。
- ・自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、引取時預託・預託確認用の事業所コードと初期パスワードが各事業者に郵送されます。  
移動報告用の事業所コード・初期パスワードと引取時預託・預託確認用の事業所コード・初期パスワードは異なりますのでご注意ください。
- ・引取時のリサイクル料金の収納に関しては資金管理人から手数料が支払われますので、自動車リサイクルシステムへの登録時にあわせて約款によりその旨の契約を締結していただくことになります。

### (2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の方法（次頁フロー図参照）

- ・引取業者からの自動車リサイクルシステムへの事業者登録については「自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター」が一括して受け付けます。
- ・登録申込みは、引取業を行う各事業所情報をとりまとめて、事業者として（法人単位で）行っていただきます。引取業を行う事業所が複数ある場合は事業者でとりまとめの上、申込みを行ってください。

#### 登録申込書の入手

- 1 登録申込書は「事業者情報登録センター」、「(社)日本自動車販売協会連合会各支部」、「(社)全国軽自動車協会連合会都府県地区事務取扱所」、「各都道府県中古自動車販売協会」、「各都道府県自動車整備振興会」、「各自治体の自動車リサイクル法担当窓口」等で2004年6月下旬より入手可能です。

#### 登録申込書の記入

- 2 申込書記入要領に従ってご記入ください。  
都道府県知事等から送付される引取業者としての登録通知書（自動車リサイクル法施行日（2005年1月1日）以前は、登録予定番号通知書）の写しおよび郵便局自動払込利用申込書を添付してください。

#### 登録申込書および必要書類の郵送・受付

- 3 登録申込書および必要書類を事業者情報登録センターに郵送してください。  
登録申込みの受付は2004年7月より開始の予定です。

#### 申込内容の確認

- 4 事業者情報登録センターから、登録申込書や必要書類の内容確認のため、ご連絡することがあります。

#### システム登録完了通知書の郵送および受取

- 5 自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、移動報告用、引取時預託・預託確認用それぞれの事業所コード・初期パスワードが記載されたシステム登録完了通知書および詳細マニュアルを郵送させていただきます。登録内容に誤りがないか確認していただくと共に、パスワードの厳重な管理をお願いいたします。

整備業者として継続検査時の預託実務を行い、かつ、引取工程の実務を行う方は、預託実務等受託業者（継続検査時）兼引取業者として各都道府県整備振興会を通じてお申込みください。

〔自動車リサイクルシステム登録完了後について〕

- ・自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了した事業者に対しては、引取業務に関する詳細マニュアル等を送付いたします。

### (3) 登録に必要な書類について（A B Cのいずれも必要です）

#### A 登録申込書類（A-1 A-2ともに必要です）

##### A-1 事業者情報記入用紙（様式No.1-1a-01）

- ・事業者の情報を記入し、捺印します。（詳細は102ページ「申込書記入要領」-1をご覧ください）

##### A-2 引取業者事業所情報記入用紙（様式No.1-3a-01）

- ・引取業を行う事業所の情報を記入します。引取業を行う事業所が複数ある場合については、各事業所ごとに事業所情報を一枚ずつ記入（事業所数と同枚数の記入が必要）します。  
（詳細は104ページ「申込書記入要領」-2をご覧ください）

#### B 引取業者であることの証明書類（B-1 B-2のいずれか）

##### B-1 都道府県知事等から送付される引取業者としての登録通知書の写し

- ・自動車リサイクル法の引取業者としての登録通知書をお持ちの方は、その写しを添付します。
- ・フロン回収破壊法の「第二種特定製品引取業者」の登録を行っている事業者は、都道府県知事等から自動車リサイクル法の引取業者としての登録予定番号通知書が送付されますので、その写しを添付します。

##### B-2 フロン回収破壊法の「第二種特定製品引取業者登録通知書」の写し

- （別途、自動車リサイクル法の登録通知書または登録予定番号通知書の写しの郵送が必要）
- ・フロン回収破壊法の「第二種特定製品引取業者」の登録を行っている事業所であって、B-1の登録通知書（もしくは登録予定番号通知書）がお手元に届いていない場合には、「第二種特定製品引取業者登録通知書」の写しを添付します。この場合には、都道府県知事等からの登録通知書（もしくは登録予定番号通知書）がお手元に届いた時点で、その写しを事業者情報登録センターに郵送していただくことが必要です。

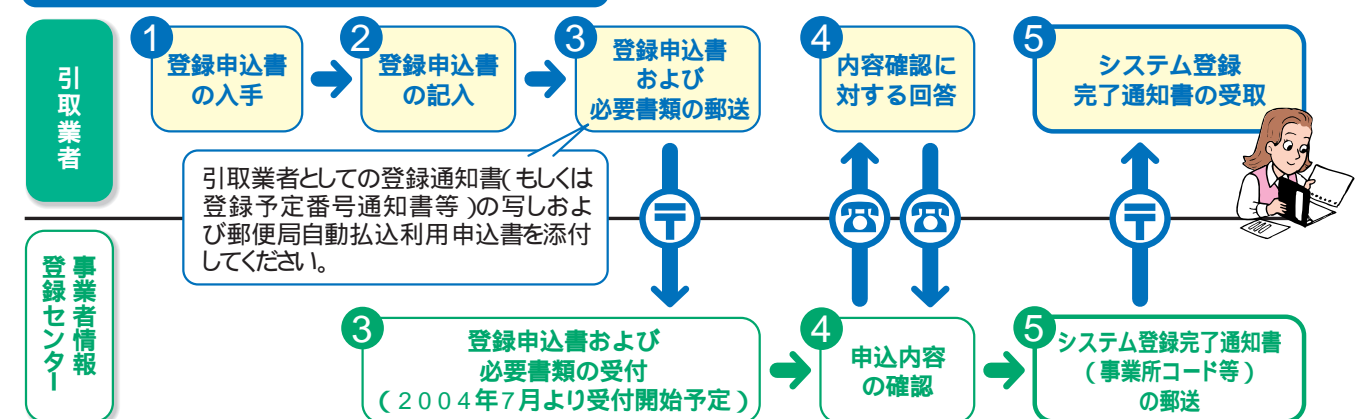
#### C 郵便局自動払込利用申込書

- ・引取時のリサイクル料金の収納に関して資金管理人から支払われる手数料の支払先等となる郵便局口座を記入・郵送します。郵便局の通常貯金（ばるる）口座をお持ちでない方は、口座開設が必要となります。

書類郵送先・お問い合わせ先（平日/9:00～17:00 土日・祝日 休業）

**自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター**  
電話 / 03-5673-7403 郵便 / 〒125-0061 東京都葛飾区亀有駅前郵便局留  
自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターとは、関連する事業者からの自動車リサイクルシステムへの登録を円滑に行うために設置した統合的な受付窓口です。

### 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の流れ



整備業者として継続検査時の預託実務を行い、かつ、引取工程の実務を行う方は、預託実務等受託業者（継続検査時）兼引取業者として各都道府県整備振興会を通じてお申込みください。

「申込書記入要領」- 1

事業者情報記入用紙

財団法人自動車リサイクル促進センター 御中  
（申込窓口：自動車リサイクルシステム 事業者情報登録センター） 様式No. 1 - 1a - 01

「自動車リサイクルシステム」登録申込書兼リサイクル料金等の預託実務等受託申込書  
（預託実務等受託業者（継続検査時）・引取業者用）

【事業者情報記入用紙】  
 「使用済自動車再資源化預託金等の預託に必要な実務等に関する委託基本約款及び関連する付属約款」  
 「資金管理システムの使用に関する規約」  
 「電子計算機を用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約」  
 または「ファクシミリを用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約」  
 に記載の内容を了解の上、申し込みます。

① 事業者コード記入欄（7桁）  
既に他工程業種として自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、付与された事業者コード（事業所コードの上7桁）を記入

② 申込日 西暦 2004年 7月 12日

③ 印

④ 事業者名 (フリガナ) マル マル ジ ドウ シャ カブ シキ ガイ シャ  
 ○○自動車株式会社

事業者の代表者名 (フリガナ) カン キョウ タ ロウ (氏名) 環境 太郎

④ 事業者の所在地 (法人は登記上の住所を記入) (フリガナ) トウ キョウ ト ミナト 港 (市区町村) 東京 都道府県 港 市区町村  
 〒105-0000 芝大門×番××号

⑤ 事業者の電話番号 03-0000-×××× 事業者のFAX番号 03-××××-0000

⑥ 自動車リサイクル関連担当部署 (フリガナ) カン キョウ ブ 環境部

⑦ 自動車リサイクル関連担当者 (フリガナ) ヒキ トリ タ ロウ 引取 太郎

⑧ 自動車リサイクル関連担当部署の所在地 (フリガナ) トウ キョウ ト チ ヨ ダ 千代田 (市区町村) 東京 都道府県 千代田 市区町村  
 〒100-0000 大手町×-×-××

⑨ 自動車リサイクル関連担当e-mail hikitori@○○.co.jp

⑩ 自動車リサイクル関連担当電話番号 03-0000-×××× 自動車リサイクル関連担当FAX番号 03-××××-0000  
登記上の住所と異なる場合は記入（明細書等の送付先となります）

センター使用欄

申請書（継続検査、引取）04.06.01

【提出上の注意点】

「事業者情報記入用紙」について（102ページ様式）

- ・整備事業者の登録と引取業者の登録をされる方は本社・本店・本部等の情報を記入し、「事業所情報記入用紙」に事業所情報を記入の上、あわせてご提出ください。

「事業所情報記入用紙」について（104ページ様式）

- ・継続検査時のリサイクル料金の預託に関する実務と引取業者としての実務（引取時預託に関する実務を含む）の双方を行う事業所については、「預託実務等受託業者（継続検査時）事業所情報記入用紙（様式No.1 - 2a - 01）」を記入の上、上記「事業者情報記入用紙」とあわせてご提出ください。
- ・継続検査時のリサイクル料金の預託に関する実務のみ行う事業所についても、「預託実務等受託業者（継続検査時）事業所情報記入用紙（様式No.1 - 2a - 01）」に事業所情報を記入の上、上記「事業者情報記入用紙」とあわせてご提出ください。
- ・整備事業者において同一事業者内で継続検査時のリサイクル料金の預託に関する実務は行わないが、引取業者としての実務（引取時預託に関する実務含む）を行う事業所については「引取業者事業所情報記入用紙（様式No.1 - 3a - 01）」をあわせてご提出ください。

【記入上の注意点】

① 事業者コード記入欄（7桁）	すでに同一事業者が、他工程業種（例：引取業者）として自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、付与された事業者コードをご記入ください。初回の申込みは記入不要です。
② 申込日	申込みをされる年月日をご記入ください。
③ 捺印欄	捺印をお願いします。
④ 事業者の所在地	法人の方は登記上の住所をご記入ください。
⑤ 事業者の電話番号・FAX番号	上記所在地の電話番号・FAX番号をご記入ください。
⑥ 自動車リサイクル関連担当部署	事業者内において自動車リサイクル法関連の問い合わせ等にご対応いただく部署名をご記入ください。
⑦ 自動車リサイクル関連担当者	上記部署のご担当者名をご記入ください。
⑧ 自動車リサイクル関連担当部署の所在地	上記部署の所在地をご記入ください。明細書等の送付先となりますので、間違いの無いようにご記入願います。ただし、④事業者の所在地と同じ場合は記入不要です。
⑨ 自動車リサイクル関連担当e-mail	ご担当者のメールアドレスをご記入ください。
⑩ 自動車リサイクル関連担当電話番号・FAX	ご担当者の電話番号・FAX番号をご記入ください。申込書等不備の場合の連絡先となりますので、必ずご記入ください。

「申込書記入要領」- 2

引取業者事業所情報記入用紙

様式No. 1 - 3a - 01

**【引取業者事業所情報記入用紙】事業者情報記入用紙とあわせて送付してください。**  
引取業者を行う事業所が複数存在する場合はこの書式をコピーして使用してください。

1 事業者名 (フリガナ) マル マル ジ ドウ シャ カブ シキ ガイ シャ  
〇〇自動車株式会社

【事業所情報】

2 事業所コード記入欄(上10桁)

3 申込日 西暦 2004年 7月 12日  
既に同一事業所で自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、事業所コードの上10桁を記入

4 自治体登録番号(リサイクル法) 12345678900 登録日 西暦 年 月 日  
登録通知書の写しを添付

5 自治体登録番号(フロン法) 第1234567 登録日 西暦 年 月 日  
登録通知書の写しを添付

6 事業所名 (フリガナ) マル マル ジ ドウ シャ カブ シキ ガイ シャ ユウ ラク チョウ エイ ギョウ ショ  
〇〇自動車株式会社 有楽町営業所

7 事業所の所在地 (フリガナ) トウ キョウ ト チ ヨ ダ ク  
〒100-0000 東京 千代田 市  
(フリガナ) ユウ ラク チョウ  
有楽町〇-〇-〇

8 事業所の電話番号 03-0000-XXXX

9 自動車リサイクル関連担当部署 (フリガナ) ハン バイ ブ  
販売部

10 自動車リサイクル関連担当者 (フリガナ) エイ ギョウ タ ロウ  
営業 太郎

11 自動車リサイクル関連担当電話番号 03-0000-XXXX 11 自動車リサイクル関連担当FAX番号 03-XXXX-0000

12 自動車リサイクル関連担当e-mail eigyou @ 〇〇 . co . jp

13 預託申請及び移動報告の方法 (1つだけ をつける) 14 パソコン FAX  
自治体への登録と同じ内容を記入(事業所名・所在地・電話番号)

15 を選んだ場合の 発信用と着信用番号 発信  
利用するFAX番号 異なる場合 着信

16 事業所の主たる業務内容(1つだけ をつける) 16 新車販売 中古車販売 自動車整備 中古部品販売 / 使用済自動車解体 / 破碎等

17 事業者情報(自治体登録番号・事業者名・事業所名・事業所所在地・事業所電話番号)を(財)自動車リサイクル促進センターのホームページに掲載することに御同意ください。同意されない場合は右記の欄に 印をおつけください。

18 事業所情報 使用済車引取台数 1000 台/年

センター使用欄

申請書(引取、引取時預託) 04.06.01

【提出上の注意点】

提出方法

複数の営業所・支店・支部等が存在する場合は、当該用紙をコピー（モノクロ可）の上、それぞれについて事業所数分ご記入・提出してください。

下記 ① については、事業者用のゴム印等もご使用いただけます。

【記入上の注意点】

1	事業者名	事業者用紙に記載されている氏名または名称をご記入ください。
2	事業所コード記入欄(10桁)	すでに同一事業者が、他工程業種(例:引取業者)として自動車リサイクルシステムに登録をされている場合は、付与された事業所コードの上10桁をご記入ください。初回の申込みは記入不要です。
3	申込日	申込みをされる年月日をご記入ください。
4	自治体登録番号(自動車リサイクル法)・登録日	自動車リサイクル法の都道府県知事等への登録を行っている方は自治体登録番号とその登録日をご記入ください。また、フロン回収破壊法の都道府県知事等への登録を行っている方で、自治体より登録予定番号通知書を受け取った方は通知された登録番号と登録日をご記入ください。
5	自治体登録番号(フロン回収破壊法)・登録日	フロン回収破壊法の都道府県知事等への登録を行っている方は自治体登録番号とその登録日をご記入ください。
6	事業所名	それぞれの営業所名・支店名・支部名をご記入ください(都道府県知事等へ登録されている事務所名と同じものをご記入ください)。
7	事業所の所在地	各事業所の所在地住所をご記入ください(都道府県知事等へ登録されている住所と同じものをご記入ください)。
8	事業所の電話番号	各事業所の連絡先となる電話番号をご記入ください(都道府県知事等へ登録されている電話番号と同じものをご記入ください)。
9	自動車リサイクル関連担当部署	各事業所において自動車リサイクル法関連の問い合わせ等にご対応いただく部署名をご記入ください。
10	自動車リサイクル関連担当者	上記部署のご担当者名をご記入ください。
11	自動車リサイクル関連担当電話番号・FAX番号	ご担当者の電話番号・FAX番号をご記入ください。
12	自動車リサイクル関連担当e-mail	ご担当者のメールアドレスをご記入ください。
13	預託申請及び移動報告の方法1	パソコン FAXのいずれかを選択し、印をつけてください。
14	移動報告の方法2	FAXを選択された場合は、自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターにて書類受付後、別途「書面利用移動報告手数料」の引落口座を指定いただくために、「郵便局自動払込利用申込書」が送付されますので、手続きをお願いします。
15	移動報告の方法3	FAXを選択された方は、移動報告に利用するFAX番号をご記入ください。また、発信用FAX番号と着信用FAX番号が異なる場合は右の欄にご記入ください。
16	事業所の主たる業務内容	各事業所における主な業務内容の一つだけ選択し、印をつけてください。
17	事業者情報	自治体許可番号・事業者名・事業所名・事業所所在地・事業所電話番号を(財)自動車リサイクル促進センターのホームページに掲載し、公開させていただきます。公開することに同意されない場合は右の欄に 印をつけてください。
18	事業所情報	1年間に引取りを行う使用済自動車の台数をご記入ください。

# 運輸支局等内または近傍の団体一覧

( :登録自動車 :軽自動車)

局・主管事務所	支局事務所支所	団体名	所在地	電話番号	リサイクル料金支払窓口	預託証明窓口	プリンタを保有しない 整備事業者等関係 リサイクル券の受取窓口
北海道	札幌	社団法人 札幌地方自動車整備振興会	〒065-0024 札幌市東区北二十四条東1-1-12	011-751-1411	●	●	●
北海道	札幌	財団法人 北海道陸運協会 札幌支部	〒065-0030 札幌市東区北三十条東1-1-54	011-721-3326	●	●	●
札幌	札幌	社団法人 全国軽自動車協会連合会 札幌地区事務取扱所	〒007-0823 札幌市北区新川五条20-1-20	011-768-3955	●	●	●
北海道	函館	社団法人 函館地方自動車整備振興会	〒041-0824 函館市西栲楸町555-36	0138-49-1411	●	●	●
北海道	函館	財団法人 北海道陸運協会 函館支部	〒041-0824 函館市西栲楸町555-34	0138-49-0330	●	●	●
札幌	函館	社団法人 全国軽自動車協会連合会 函館地区事務取扱所	〒041-0824 函館市西栲楸町830-10	0138-48-2300	●	●	●
北海道	室蘭	社団法人 室蘭地方自動車整備振興会	〒050-0081 室蘭市日の出町3-4-13	0143-44-5662	●	●	●
北海道	室蘭	財団法人 北海道陸運協会 室蘭支部	〒050-0081 室蘭市日の出町3-4-11	0143-44-5640	●	●	●
札幌	室蘭	社団法人 全国軽自動車協会連合会 室蘭地区事務取扱所	〒050-0081 室蘭市日の出町2-39-1	0143-43-4441	●	●	●
北海道	帯広	社団法人 帯広地方自動車整備振興会	〒080-2459 帯広市西十九条北1-8-3	0155-33-3166	●	●	●
北海道	帯広	社団法人 帯広地方自家用自動車協会	〒080-2459 帯広市西十九条北1-8-3	0155-33-3400	●	●	●
札幌	帯広	社団法人 全国軽自動車協会連合会 帯広地区事務取扱所	〒080-2459 北海道帯広市西十九条北1-8-3	0155-33-3154	●	●	●
北海道	釧路	社団法人 釧路地方自動車整備振興会	〒084-0906 釧路市鳥取大通6-1-1	0154-51-8626	●	●	●
北海道	釧路	社団法人 釧路自動車協会	〒084-0906 釧路市鳥取大通6-1-1	0154-51-3254	●	●	●
北海道	北見	社団法人 北見地方自動車整備振興会	〒090-0835 北見市光西町167	0157-24-4544	●	●	●
北海道	北見	社団法人 北見地区自家用自動車協会	〒090-0836 北見市三輪25-6	0157-24-6271	●	●	●
北海道	旭川	社団法人 旭川地方自家用自動車協会	〒070-0902 旭川市春光町10	0166-51-1221	●	●	●
札幌	旭川	社団法人 全国軽自動車協会連合会 旭川地区事務取扱所	〒070-0902 旭川市春光町10	0166-53-7300	●	●	●
東北	宮城	社団法人 宮城県自動車整備振興会	〒983-0034 仙台市宮城野区3-3-10	022-236-3316	●	●	●
宮城	宮城	社団法人 全国軽自動車協会連合会 宮城県事務取扱所	〒983-0036 仙台市宮城野区若竹4-2-20	022-232-5724	●	●	●
東北	青森	社団法人 青森県自動車整備振興会	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田129-12	017-739-1801	●	●	●
東北	青森	社団法人 青森県自動車団体連合会	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21	017-739-1888	●	●	●
宮城	青森	社団法人 全国軽自動車協会連合会 青森県事務取扱所	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田129-13	017-739-0441	●	●	●
東北	八戸	財団法人 八戸陸運賛助会	〒039-2241 八戸市大字市川町字長七谷地2-704	0178-20-2223	●	●	●
宮城	八戸	社団法人 全国軽自動車協会連合会 青森県事務取扱所 八戸支所	〒039-2245 八戸市北インター工業団地1-100-3	未定	●	●	●
東北	岩手	社団法人 岩手県自動車協議会	〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2-8-3	019-637-2885	●	●	●
宮城	岩手	社団法人 全国軽自動車協会連合会 岩手県事務取扱所	〒020-0842 盛岡市湯沢16地割15-11	019-639-8021	●	●	●
東北	秋田	社団法人 秋田県自動車整備振興会	〒010-0962 秋田市八橋大畑2-12-63	018-823-6546	●	●	●
東北	秋田	財団法人 秋田県全自動車協会	〒010-0962 秋田市八橋大畑2-12-55	018-862-7333	●	●	●
宮城	秋田	社団法人 全国軽自動車協会連合会 秋田県事務取扱所	〒010-0962 秋田市八橋大畑2-12-55	018-862-1117	●	●	●
東北	山形	社団法人 山形県自動車整備振興会	〒990-2161 山形市大字漆山字行段1961	023-686-4832	●	●	●
宮城	山形	社団法人 全国軽自動車協会連合会 山形県事務取扱所	〒990-2251 山形市立谷川2-449-7	023-686-3600	●	●	●
東北	庄内	財団法人 庄内自動車協会	〒997-1321 東田川郡三川町大字押切新田字歌枕109-2	0235-66-4171	●	●	●
東北	福島	福島県自動車整備商工組合 福島支所	〒960-8165 福島市吉倉字吉田40	024-546-3431	●	●	●
東北	福島	財団法人 福島県自動車協議会	〒960-8165 福島市吉倉字吉田40	024-546-7415	●	●	●
宮城	福島	社団法人 全国軽自動車協会連合会 福島県事務取扱所	〒960-8165 福島市吉倉字谷地16-7	024-546-2577	●	●	●
東北	いわき	福島県自動車整備商工組合 いわき分室	〒973-8403 いわき市内郷磯町舟場2-4	0246-27-5847	●	●	●
東北	いわき	財団法人 福島県自動車協議会 いわき支所	〒973-8403 いわき市内郷磯町舟場1-138	0246-27-7511	●	●	●
宮城	いわき	社団法人 全国軽自動車協会連合会 福島県事務取扱所 いわき支所	〒972-8338 いわき市中部工業団地4-4	0246-72-0656	●	●	●
北陸信越	新潟	社団法人 新潟県自動車整備振興会	〒950-0961 新潟市東出来島12-6	025-285-2301	●	●	●
北陸信越	新潟	財団法人 新潟県自動車標板協会	〒950-0961 新潟市東出来島14-28	025-284-7722	●	●	●
新潟	新潟	社団法人 全国軽自動車協会連合会 新潟県事務取扱所	〒950-0868 新潟市紫竹卸新町1927-16	025-275-5704	●	●	●
北陸信越	長岡	社団法人 新潟県自動車整備振興会 長岡支所	〒940-1104 長岡市撰田屋町字外川2697	0258-22-1112	●	●	●
北陸信越	長岡	財団法人 新潟県自動車標板協会 長岡支所	〒940-1163 長岡市平島1-2	0258-22-1132	●	●	●
新潟	長岡	社団法人 全国軽自動車協会連合会 新潟県事務取扱所 長岡支所	〒940-1163 長岡市平島1-2	0258-22-3115	●	●	●
北陸信越	長野	社団法人 長野県自動車整備振興会	〒381-0037 長野市大字西和田字八幡川北428-2	026-243-4839	●	●	●
北陸信越	長野	財団法人 長野県自動車標板協会	〒381-0037 長野市大字西和田字八幡川北427-4	026-243-0843	●	●	●
新潟	長野	社団法人 全国軽自動車協会連合会 長野県事務取扱所	〒381-0037 長野市大字西和田字東和田境438-3	026-243-1967	●	●	●
北陸信越	松本	社団法人 長野県自動車整備振興会 松本分室	〒399-0014 松本市平田東2-4-1	0263-58-3734	●	●	●
北陸信越	松本	財団法人 長野県自動車標板協会 松本支所	〒399-0014 松本市平田東2-4-1	0263-58-3283	●	●	●
新潟	松本	社団法人 全国軽自動車協会連合会 長野県事務取扱所 松本支所	〒399-0015 松本市平田西1-8-2	0263-58-3220	●	●	●
北陸信越	石川	社団法人 石川県自動車協議会	〒921-8062 金沢市入江3-160	076-291-8666	●	●	●
北陸信越	石川	社団法人 石川県自動車整備振興会	〒921-8511 金沢市入江3-160	076-291-2001	●	●	●
新潟	石川	社団法人 全国軽自動車協会連合会 石川県事務取扱所	〒921-8011 金沢市新保本4-65-8	076-291-7111	●	●	●
北陸信越	富山	社団法人 富山県自動車整備振興会	〒930-0992 富山市新庄町字馬場39-6	076-425-0884	●	●	●
北陸信越	富山	社団法人 富山県自家用自動車協会連合会	〒930-0992 富山市新庄町字馬場97-3	076-424-8805	●	●	●
新潟	富山	社団法人 全国軽自動車協会連合会 富山県事務取扱所	〒930-0936 富山市藤木521-1	076-424-6420	●	●	●
関東	東京(品川)	社団法人 東京都自動車整備振興会 品川支所	〒140-0011 品川区東大井1-12-17	03-3471-6931	●	●	●
関東	東京(品川)	財団法人 関東陸運振興財団 品川支部	〒140-0011 品川区東大井1-12-14	03-3474-2371	●	●	●
東京	品川	社団法人 全国軽自動車協会連合会 東京都事務取扱所 港南本部	〒108-0075 港区港南3-3-10	03-3472-6241	●	●	●

(社)日本自動車販売協会連合会(自販連)の会員ディーラーについては、各都道府県の自販連支部において預託証明を受けることが可能な場合もあり、これについては各都道府県自販連支部に問い合わせください。

運輸支局等内または近傍の団体一覧

( :登録自動車 :軽自動車)

局・主管事務所	支局事務所支所	団体名	所在地	電話番号	リサイクル料金支払窓口	預託証明窓口	プリンタを保有しない整備事業者等関係：リサイクル券の受取窓口
関東	足立	社団法人 東京都自動車整備振興会 足立支所	〒121-0062 足立区南花畑4-14-4	03-3884-3211	●	●	●
関東	足立	財団法人 関東陸運振興財団 足立支部	〒121-0062 足立区南花畑5-12-1	03-3850-3881	●	●	●
東京	足立	社団法人 全国軽自動車協会連合会 東京都事務取扱所 足立支所	〒121-0836 足立区入谷8-10-8	03-3853-1085	●	●	●
関東	練馬	社団法人 東京都自動車整備振興会 練馬支所	〒179-0081 練馬区北町2-8-10	03-3559-1161	●	●	●
関東	練馬	財団法人 関東陸運振興財団 練馬支部	〒179-0081 練馬区北町2-8-6	03-3934-3070	●	●	●
東京	多摩	社団法人 東京都自動車整備振興会 多摩支所	〒186-0001 国立市北3-29-8	042-525-9919	●	●	●
関東	多摩	社団法人 東京都自動車整備振興会 多摩支所窓口	〒186-0001 国立市北3-29-1	042-525-9917	●	●	●
関東	多摩	社団法人 三多摩自動車協会	〒186-0001 国立市北3-27-11	0425-25-4330	●●	●●	●●
関東	多摩	財団法人 関東陸運振興財団 多摩支部	〒186-0001 国立市北3-30-3	042-527-5454	●	●	●
関東	八王子	社団法人 東京都自動車整備振興会 八王子支所	〒192-0011 八王子市滝山町1-267-6	0426-91-6117	●	●	●
関東	八王子	社団法人 三多摩自動車協会 八王子支所	〒192-0011 八王子市滝山町1-267-7	0426-91-1661	●	●	●
関東	八王子	財団法人 関東陸運振興財団 八王子支部	〒192-0011 八王子市滝山町1-270-4	0426-91-5891	●	●	●
東京	八王子	社団法人 全国軽自動車協会連合会 東京都事務取扱所 八王子支所	〒190-1232 西多摩郡瑞穂町長岡3-6-1	042-557-6538	●	●	●
関東	神奈川(横浜)	社団法人 神奈川県自動車整備振興会 横浜支所	〒224-0053 横浜市都筑区池辺町3660	045-933-7901	●	●	●
関東	神奈川(横浜)	社団法人 神奈川県自動車協会 横浜事業所	〒224-0053 横浜市都筑区池辺町3575	045-932-3245	●	●	●
東京	神奈川(横浜)	社団法人 全国軽自動車協会連合会 神奈川県事務取扱所 横浜支所	〒224-0053 横浜市都筑区池辺町3914-3	045-929-6888	●	●	●
関東	川崎	社団法人 川崎地区自動車協会	〒210-0826 川崎市川崎区塩浜3-24-3	044-277-5251	●	●	●●
関東	川崎	社団法人 神奈川県自動車協会 川崎事業所	〒210-0826 川崎市川崎区塩浜3-24-1	044-288-2250	●	●	●
関東	相模	神奈川県自動車整備振興会 相模教育センター	〒243-0303 愛甲郡愛川町中津桜台7279	046-286-1851	●	●	●
関東	相模	社団法人 神奈川県自動車協会 相模事業所	〒243-0303 愛甲郡愛川町中津桜台4074	046-285-0194	●	●	●
東京	相模	社団法人 全国軽自動車協会連合会 神奈川県事務取扱所 綾瀬支所	〒252-0082 綾瀬市小園847	0467-78-8616	●	●	●
関東	湘南	神奈川県自動車整備振興会 湘南事業所	〒254-0082 平塚市東豊田字道下369-15	0463-54-8889	●	●	●
関東	湘南	社団法人 神奈川県自動車協会 湘南事業所	〒254-0082 平塚市東豊田字道下369-14	0463-54-5631	●	●	●
東京	湘南	社団法人 全国軽自動車協会連合会 神奈川県事務取扱所 湘南支所	〒254-0082 平塚市東豊田字道下369-14	0463-54-8796	●	●	●
関東	千葉	千葉県自動車整備振興会 千葉支所	〒261-0002 千葉市美浜区新港156	043-241-7255	●	●	●
関東	千葉	財団法人 関東陸運振興財団 千葉支部	〒261-0002 千葉市美浜区新港200	043-242-4627	●	●	●
東京	千葉	社団法人 全国軽自動車協会連合会 千葉県事務取扱所 千葉本所	〒261-0002 千葉市美浜区新港223	043-242-1564	●	●	●
関東	習志野	千葉県自動車整備振興会 習志野支所	〒274-0063 船橋市習志野台8-19-8	047-467-8881	●	●	●
関東	習志野	財団法人 関東陸運振興財団 習志野支部	〒274-0063 船橋市習志野台8-57-1	047-464-0726	●	●	●
関東	袖ヶ浦	千葉県自動車整備振興会 袖ヶ浦支所	〒299-0265 袖ヶ浦市長浦580-81	0438-62-4041	●	●	●
関東	袖ヶ浦	財団法人 関東陸運振興財団 袖ヶ浦支部	〒299-0265 袖ヶ浦市長浦580-221	0438-63-5516	●	●	●
東京	袖ヶ浦	社団法人 全国軽自動車協会連合会 千葉県事務取扱所 袖ヶ浦支所	〒299-0265 袖ヶ浦市長浦拓式号580-259	0438-63-1930	●	●	●
関東	野田	千葉県自動車整備振興会 野田支所	〒278-0013 野田市上三ヶ尾207-21	04-7120-2031	●●	●●	●●
関東	野田	財団法人 関東陸運振興財団 野田支部	〒278-0013 野田市上三ヶ尾207-25	04-7121-2511	●●	●●	●●
関東	埼玉(大宮)	社団法人 埼玉県自動車整備振興会 大宮事務所	〒331-0077 さいたま市西区中釘2230	048-623-1771	●	●	●
関東	埼玉(大宮)	財団法人 関東陸運振興財団 埼玉支部	〒331-0077 さいたま市西区中釘2084-2	048-624-9255	●	●	●
東京	埼玉(大宮)	社団法人 全国軽自動車協会連合会 埼玉県事務取扱所 埼玉支所	〒362-0055 上尾市平方領領家510	048-726-1166	●	●	●
関東	熊谷	社団法人 埼玉県自動車整備振興会 熊谷事務所	〒360-0844 熊谷市御陵威ヶ原673-19	048-532-8118	●	●	●
関東	熊谷	財団法人 関東陸運振興財団 熊谷支部	〒360-0844 熊谷市御陵威ヶ原701-3	048-532-8125	●	●	●
東京	熊谷	社団法人 全国軽自動車協会連合会 埼玉県事務取扱所 熊谷支所	〒366-0821 深谷市折之口1990-7	048-574-1144	●	●	●
関東	所沢	社団法人 埼玉県自動車整備振興会 所沢事務所	〒359-0026 所沢市牛沼690-3	042-998-1711	●	●	●
関東	所沢	財団法人 関東陸運振興財団 所沢支部	〒359-0026 所沢市牛沼700-3	04-2998-2001	●	●	●
東京	所沢	社団法人 全国軽自動車協会連合会 埼玉県事務取扱所 所沢支所	〒354-0044 人間郡三芳町北永井360-1	049-274-3321	●	●	●
関東	春日部	社団法人 埼玉県自動車整備振興会 春日部事務所	〒344-0042 春日部市増戸723-5	048-761-2211	●	●	●
関東	春日部	財団法人 関東陸運振興財団 春日部支部	〒344-0042 春日部市増戸738-3	048-752-6221	●	●	●
関東	茨城(水戸)	茨城県自動車整備振興会 茨城支所	〒310-0844 水戸市住吉町292-5	029-247-4370	●	●	●
関東	茨城(水戸)	財団法人 関東陸運振興財団 茨城支部	〒310-0844 水戸市住吉町292-10	029-247-5854	●	●	●
東京	茨城(水戸)	社団法人 全国軽自動車協会連合会 茨城県事務取扱所 茨城支所	〒311-3100 東茨城郡茨城町若宮字広山887-59	029-293-9663	●	●	●
関東	土浦	茨城県自動車整備振興会 土浦支所	〒300-0847 土浦市卸町2-1-10	029-842-7900	●	●	●
関東	土浦	財団法人 関東陸運振興財団 土浦支部	〒310-0844 土浦市卸町2-1-5	029-842-7901	●	●	●
東京	土浦	社団法人 全国軽自動車協会連合会 茨城県事務取扱所 土浦支所	〒300-0847 土浦市卸町2-2-8	0298-43-3331	●	●	●
関東	栃木(宇都宮)	社団法人 栃木県自動車整備振興会 宇都宮事務所	〒321-0169 宇都宮市八千代1-4-11	028-659-4370	●	●	●
東京	栃木	社団法人 全国軽自動車協会連合会 栃木県事務取扱所	〒321-0158 宇都宮市西川田本町1-2-37	028-645-0958	●	●	●
関東	佐野(とちぎ)	社団法人 栃木県自動車整備振興会 佐野事務所	〒327-0044 佐野市下羽田町2001-3	0283-20-6100	●●	●●	●●
関東	群馬	社団法人 群馬県自動車整備振興会	〒371-0007 前橋市上泉町397-1	027-261-0221	●	●	●
関東	群馬	財団法人 関東陸運振興財団 群馬支部	〒371-0007 前橋市上泉町397-6	027-261-0341	●	●	●
関東	群馬	社団法人 群馬県自家用自動車協会	〒371-0007 前橋市上泉町397-7	027-261-0623	●	●	●
東京	群馬	社団法人 全国軽自動車協会連合会 群馬県事務取扱所	〒379-2166 前橋市野中町322	027-261-0505	●	●	●
関東	山梨	社団法人 山梨県自動車整備振興会	〒406-0034 東八代郡石和町唐柏790	055-262-4422	●	●	●
関東	山梨	財団法人 関東陸運振興財団 山梨支部	〒406-0034 東八代郡石和町唐柏1000-6	055-262-4777	●	●	●
東京	山梨	社団法人 全国軽自動車協会連合会 山梨県事務取扱所	〒406-0034 東八代郡石和町唐柏791-1	055-262-7548	●	●	●

(社)日本自動車販売協会連合会(自販連)の会員ディーラーについては、各都道府県の自販連支部において預託証明を受けることが可能な場合もあり、これについては各都道府県自販連支部にお問い合わせください。



運輸支局等内または近傍の団体一覧

( :登録自動車 :軽自動車)

局・主管事務所	支局事務所支所	団体名	所在地	電話番号	リサイクル料金支払窓口	預託証明窓口	プリンタを保有しない整備事業者等関係：リサイクル券の受取窓口
中部	愛知(名古屋)	社団法人 愛知県自動車会議所 名古屋事務所	〒454-0851 名古屋市中区北江町1-1-3	052-362-5111	●	●	●
愛知	愛知(名古屋)	社団法人 全国軽自動車協会連合会 愛知県事務取扱所	〒466-0812 名古屋市昭和区八事富士見1603	052-832-2575	●	●	●
中部	豊橋	社団法人 愛知県自動車会議所 豊橋事務所	〒441-8007 豊橋市神野新田町字京ノ副18	0532-32-8511	●●	●●	●●
中部	西三河(三河)	社団法人 愛知県自動車会議所 西三河事務所	〒473-0917 豊田市若林西町西葉山47	0565-52-2750	●	●	●
愛知	三河	社団法人 全国軽自動車協会連合会 愛知県事務取扱所 三河分室	〒444-0843 岡崎市江口3-5-2	0564-53-5351	●	●	●
中部	小牧(尾張小牧)	社団法人 愛知県自動車会議所 小牧事務所	〒485-0074 小牧市新小本3-36	0568-77-4091	●●	●●	●●
中部	静岡	社団法人 静岡県自動車会議所 静岡事務所	〒422-8004 静岡市国吉田2-4-26	054-261-1749	●	●	●
愛知	静岡	社団法人 全国軽自動車協会連合会 静岡県事務取扱所	〒422-8004 静岡市国吉田1-1-27	054-262-7662	●	●	●
中部	浜松	社団法人 静岡県自動車会議所 浜松事務所	〒435-0007 浜松市流通元町11-2	053-421-5200	●	●	●
愛知	浜松	社団法人 全国軽自動車協会連合会 静岡県事務取扱所 浜松支所	〒431-3104 浜松市貴平町567-2	053-435-4001	●	●	●
中部	沼津	社団法人 静岡県自動車会議所 沼津事務所	〒410-0312 沼津市原字吉田2486-8	055-967-1171	●	●	●
愛知	沼津	社団法人 全国軽自動車協会連合会 静岡県事務取扱所 沼津支所	〒411-0943 駿東郡長泉町下土狩字鮎壺1069-1	055-988-4022	●	●	●
中部	岐阜	社団法人 岐阜県自動車会議所	〒501-6133 岐阜市日置江2648-2	058-279-3701	●	●	●
中部	岐阜	岐阜県自動車整備商工組合	〒501-6192 岐阜市日置江2648-4	058-279-3721	●	●	●
愛知	岐阜	社団法人 全国軽自動車協会連合会 岐阜県事務取扱所	〒501-6122 羽島郡柳津町大字高桑字立野3276-1	058-279-1561	●	●	●
中部	飛騨	社団法人 岐阜県自動車会議所 飛騨事務所	〒506-0035 高山市新宮町830-7	0577-36-1225	●	●	●
中部	三重	社団法人 三重県自動車会議所	〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-1	059-234-7215	●●	●●	●●
中部	三重	社団法人 三重県自動車整備振興会	〒514-0303 津市桜橋3-53-15	059-226-5215	●	●	●
愛知	三重	社団法人 全国軽自動車協会連合会 三重県事務取扱所	〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-1	059-234-8611	●	●	●
中部	四日市	社団法人 北勢自動車協会	〒510-0001 四日市市八田3-1-19	0593-64-5771	●	●	●●
中部	福井	社団法人 福井県自動車会議所	〒918-8023 福井市西谷1-1401	0776-34-1610	●●	●	●●
中部	福井	社団法人 福井県自動車整備振興会	〒918-8023 福井市西谷1-1401	0776-34-3434	●	●	●
愛知	福井	社団法人 全国軽自動車協会連合会 福井県事務取扱所	〒918-8181 福井市浅水町138-11-2	0776-38-0558	●	●	●
近畿	大阪	社団法人 大阪府自動車整備振興会 寝屋川分室	〒572-0846 寝屋川市高宮栄町12-13	072-823-7300	●	●	●
近畿	大阪	財団法人 大阪陸運協会 大阪支部	〒572-0846 寝屋川市高宮栄町12-4	072-821-5001	●	●	●
大阪	大阪	財団法人 大阪陸運協会 高槻支部	〒569-0034 高槻市大塚町4-20-2	072-661-5970	●	●	●
近畿	なにわ	社団法人 大阪府自動車整備振興会 なにわ分室	〒558-0031 大阪市住之江区南港東3-1-19	06-6612-6655	●	●	●
近畿	なにわ	財団法人 大阪陸運協会 なにわ支部	〒559-0031 大阪市住之江区南港東3-1-14	06-6612-6681	●	●	●
大阪	高槻(なにわ)	財団法人 大阪陸運協会 南港支部	〒559-0031 住之江区南港東3-4-62	06-6612-1586	●	●	●
近畿	和泉	社団法人 大阪府自動車整備振興会 和泉分室	〒594-0011 和泉市上代町官有地	0725-41-5980	●	●	●
近畿	和泉	財団法人 大阪陸運協会 和泉支部	〒594-0011 和泉市上代町官有地	0725-41-5860	●	●	●
大阪	和泉	財団法人 大阪陸運協会 堺支部	〒593-8316 堺市山田2-190-3	072-273-1520	●	●	●
近畿	京都	京都府自動車整備商工組合	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5	075-681-9757	●●	●●	●●
近畿	京都	財団法人 大阪陸運協会 京都支部	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5	075-671-2381	●●	●●	●●
近畿	京都南(京都)	京都府自動車整備商工組合	〒613-0036 久世郡久御山町大字田井小字東荒見27-3	0774-44-6990	●●	●●	●●
近畿	京都南(京都)	財団法人 大阪陸運協会 久御山事務所	〒613-0036 久世郡久御山町大字田井小字東荒見27-3	0774-44-6990	●●	●●	●●
近畿	滋賀	社団法人 滋賀県自動車整備振興会	〒524-0104 守山市木浜町2298-1	077-585-2221	●●	●●	●●
近畿	滋賀	財団法人 大阪陸運協会 滋賀支部	〒524-0104 守山市木浜町2298-1	077-585-2671	●●	●●	●●
近畿	奈良	奈良県自動車整備商工組合	〒630-8141 奈良市南京終町2-322-8	0742-62-0662	●●	●●	●●
近畿	奈良	財団法人 大阪陸運協会 奈良支部	〒630-8141 奈良市南京終町2-322(04/9-10移転予定:大和郡山市椎木町)	0742-62-0518	●●	●●	●●
近畿	和歌山	社団法人 和歌山県自動車整備振興会	〒640-8404 和歌山市湊1106	073-422-2466	●	●	●
近畿	和歌山	財団法人 大阪陸運協会 和歌山支部	〒640-8404 和歌山市湊1106-11	073-422-3330	●	●	●
大阪	和歌山	財団法人 大阪陸運協会 和歌山支部 西浜事務所	〒641-0036 和歌山市西浜字中川向い坪1660	073-431-6110	●	●	●
近畿	神戸	社団法人 兵庫県自動車整備振興会 神戸事務所	〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町33	078-441-1601	●	●	●
近畿	神戸	社団法人 兵庫県自家用自動車協会連合会	〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町33	078-441-1270	●	●	●
大阪	神戸	社団法人 兵庫県自動車整備振興会 明石事務所	〒651-2145 神戸市西区玉津町居住67-1	078-927-7707	●	●	●
大阪	神戸	社団法人 全国軽自動車協会連合会 兵庫県事務取扱所	〒651-2145 神戸市西区玉津町居住67-1	078-927-7701	●	●	●
近畿	姫路	社団法人 兵庫県自動車整備振興会 姫路事務所	〒672-8035 姫路市飾磨区中島字福路町3323	079-235-1117	●●	●●	●●
近畿	姫路	財団法人 大阪陸運協会 姫路支部	〒672-8035 姫路市飾磨区中島字福路町3323	0792-33-6131	●●	●●	●●
中国	広島	社団法人 広島県自動車整備振興会	〒733-0036 広島市西区観音新町4-13-13-3	082-231-9201	●●	●●	●●
中国	福山	社団法人 広島県自動車整備振興会 福山支所	〒729-0106 福山市高西町2-4-17	084-933-4194	●●	●●	●●
中国	岡山	株式会社 岡山県自動車会館	〒703-8245 岡山市藤原25	086-272-1631	●	●	●
中国	岡山	社団法人 岡山県自動車整備振興会	〒703-8245 岡山市藤原25	086-272-5267	●	●	●
広島	岡山	社団法人 全国軽自動車協会連合会 岡山県事務取扱所	〒701-0144 岡山市久米178-3	086-245-5800	●	●	●
中国	鳥取	社団法人 鳥取県自動車整備振興会	〒680-0006 鳥取市丸山町233	0857-23-3271	●	●	●
広島	鳥取	社団法人 全国軽自動車協会連合会 鳥取県事務取扱所	〒680-0006 鳥取市安長77-3	0857-28-7021	●	●	●
中国	島根	社団法人 島根県自動車整備振興会	〒690-0024 松江市馬潟町43-4	0852-37-0041	●	●	●
広島	島根	社団法人 全国軽自動車協会連合会 島根県事務取扱所	〒690-0024 松江市馬潟町67-5	0852-37-0046	●	●	●
中国	山口	財団法人 山口県自動車振興センター	〒753-0821 山口市葵1-5-58	083-922-7655	●●	●●	●●
中国	山口	社団法人 山口県自動車整備振興会	〒753-0821 山口市葵1-5-58	083-924-8123	●	●	●
広島	山口	社団法人 全国軽自動車協会連合会 山口県事務取扱所	〒753-0821 山口市葵1-5-58	083-922-8877	●	●	●

(社)日本自動車販売協会連合会(自販連)の会員ディーラーについては、各都道府県の自販連支部において預託証明を受けることが可能な場合もあり、これについては各都道府県自販連支部に問い合わせください。

運輸支局等内または近傍の団体一覧

( :登録自動車 :軽自動車)

局・主管事務所	支局事務所支所	団体名	所在地	電話番号	リサイクル料金支払窓口	預託証明窓口	プリンタを保有しない整備事業者等関係：リサイクル券の受取窓口
四国	香川	社団法人 香川県自動車整備振興会	〒761-8023 高松市鬼無町佐藤17-10	087-881-4321	●	●	●
四国	香川	社団法人 香川県自動車協会	〒761-8023 高松市鬼無町佐藤20-9	087-882-0406	●	●	●
香川	香川	社団法人 全国軽自動車協会連合会 香川県事務所	〒769-0103 綾歌郡国分寺町福家甲1258-19	087-870-6657	●	●	●
四国	徳島	社団法人 徳島県自動車整備振興会	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-7	088-641-1500	●	●	●
香川	徳島	社団法人 全国軽自動車協会連合会 徳島県事務所	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-4	088-641-2010	●	●	●
四国	愛媛	社団法人 愛媛県自動車整備振興会	〒791-1113 松山市森松町1075-2	089-956-2181	●	●	●
香川	愛媛	社団法人 全国軽自動車協会連合会 愛媛県事務所	〒791-1112 松山市南高井町1812-3	089-975-7310	●	●	●
四国	高知	社団法人 高知県自動車整備振興会	〒781-5103 高知市大津乙1793-1	088-866-7300	●	●	●
香川	高知	社団法人 全国軽自動車協会連合会 高知県事務所	〒781-0270 高知市長浜3106-3	088-842-4311	●	●	●
九州	福岡	福岡県自動車整備商工組合 福岡事務所	〒813-0044 福岡市東区千早3-9-23	092-671-3111	●	●	●
九州	福岡	財団法人 九州陸運協会 福岡支部	〒813-0044 福岡市東区千早3-10-40	092-681-2626	●	●	●
福岡	福岡	社団法人 全国軽自動車協会連合会 福岡県事務所	〒812-0051 福岡市東区箱崎ふ頭2-2-51	092-641-0431	●	●	●
九州	北九州	福岡県自動車整備商工組合 北九州事務所	〒800-0205 北九州市小倉南区沼南町3-20-3	093-473-1222	●	●	●
九州	北九州	財団法人 九州陸運協会 北九州支部	〒800-0205 北九州市小倉南区沼南町3-20-1	093-473-1121	●	●	●
福岡	北九州	社団法人 全国軽自動車協会連合会 福岡県事務所 北九州分室	〒800-0205 北九州市小倉南区沼南町3-19-2	093-474-5025	●	●	●
九州	久留米	福岡県自動車整備商工組合 久留米事務所	〒830-0052 久留米市上津町字中尾山2203	0942-21-3123	●	●	●
九州	久留米	財団法人 九州陸運協会 久留米支部	〒830-0052 久留米市上津町字中尾山2203-301	0942-21-8806	●	●	●
福岡	久留米	社団法人 全国軽自動車協会連合会 福岡県事務所 久留米分室	〒830-0052 久留米市上津町字中尾山2199-46	0942-21-8893	●	●	●
九州	筑豊	福岡県自動車整備商工組合 筑豊事務所	〒820-0115 嘉穂郡庄内町大字仁保字立石23-23	0948-82-0720	●	●	●
九州	筑豊	財団法人 九州陸運協会 筑豊事務所	〒820-0115 嘉穂郡庄内町大字仁保字立石23-44	0948-82-3313	●	●	●
福岡	筑豊	社団法人 全国軽自動車協会連合会 福岡県事務所 筑豊分室	〒820-0115 嘉穂郡庄内町大字仁保字立石23-43	0948-82-1008	●	●	●
九州	佐賀	社団法人 佐賀県自動車整備振興会	〒849-0928 佐賀市若楠2-10-10	0952-30-8181	●	●	●
九州	佐賀	財団法人 九州陸運協会 佐賀支部	〒849-0928 佐賀市若楠2-10-12	0952-30-7337	●	●	●
福岡	佐賀	社団法人 全国軽自動車協会連合会 佐賀県事務所	〒849-0928 佐賀市若楠2-10-7	0952-30-8442	●	●	●
九州	長崎	社団法人 長崎県自動車整備振興会	〒851-0103 長崎市中里町1576-2	095-839-7708	●	●	●
九州	長崎	財団法人 九州陸運協会 長崎支部	〒851-0103 長崎市中里町1576-5	095-839-6534	●	●	●
福岡	長崎	社団法人 全国軽自動車協会連合会 長崎県事務所	〒851-0103 長崎市中里町1590-3	095-838-3244	●	●	●
九州	佐世保	社団法人 長崎県自動車整備振興会 県北支所	〒857-1171 佐世保市沖新町5-1	0956-32-1578	●	●	●
九州	佐世保	社団法人 佐世保自動車協会	〒857-1171 佐世保市沖新町5-1	0956-32-2101	●	●	●
福岡	佐世保	社団法人 全国軽自動車協会連合会 長崎県事務所 佐世保分室	〒857-1171 佐世保市沖新町5-1	0956-31-1385	●	●	●
九州	厳原	社団法人 長崎県自動車協会	〒817-0032 対馬市厳原町久田645	0920-52-0874	●	●	●
福岡	厳原	社団法人 全国軽自動車協会連合会 長崎県事務所 厳原支所	〒817-0011 対馬氏厳原町久田645	0920-52-5490	●	●	●
九州	熊本	社団法人 熊本県自動車整備振興会	〒862-0901 熊本市東町4-14-8	096-369-1441	●	●	●
九州	熊本	熊本県自動車整備工業協同組合	〒862-0901 熊本市東町4-14-8	096-369-4141	●	●	●
九州	熊本	財団法人 九州陸運協会 熊本支部	〒862-0901 熊本市東町4-14-36	096-369-2525	●	●	●
福岡	熊本	社団法人 全国軽自動車協会連合会 熊本県事務所	〒862-0901 熊本市東町4-14-6	096-369-7920	●	●	●
九州	大分	社団法人 大分県自動車整備振興会	〒870-0907 大分市大洲浜1-1-5	097-551-0489	●	●	●
九州	大分	財団法人 九州陸運協会 大分支部	〒870-0906 大分市大洲浜1-1-5	097-558-4107	●	●	●
福岡	大分	社団法人 全国軽自動車協会連合会 大分県事務所	〒870-0108 大分市大字三佐5-1-27	097-524-0222	●	●	●
九州	宮崎	社団法人 宮崎県自動車整備振興会	〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-7	0985-51-5008	●	●	●
九州	宮崎	財団法人 九州陸運協会 宮崎支部	〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-5	0985-51-7475	●	●	●
福岡	宮崎	社団法人 全国軽自動車協会連合会 宮崎県事務所	〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2729-31	0985-51-5070	●	●	●
九州	鹿児島	社団法人 鹿児島県自動車整備振興会	〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-16	099-261-8515	●	●	●
九州	鹿児島	財団法人 九州陸運協会 鹿児島支部	〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-2	099-261-8528	●	●	●
福岡	鹿児島	社団法人 全国軽自動車協会連合会 鹿児島県事務所	〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-3	099-261-4011	●	●	●
九州	大島	社団法人 鹿児島県自動車整備振興会 大島支部	〒894-0007 名瀬市和光町12-2	0997-52-1496	●	●	●
九州	大島	社団法人 奄美自動車連合会	〒894-0007 名瀬市和光町12-3	0997-52-1900	●	●	●
沖縄	沖縄	社団法人 沖縄県自動車整備振興会	〒901-2134 浦添市字港川512-20	098-877-7065	●	●	●
沖縄	沖縄	財団法人 沖縄県陸運協力会	〒901-2134 浦添市字港川512-4	098-877-5142	●	●	●
沖縄	沖縄	社団法人 全国軽自動車協会連合会 沖縄県事務所	〒901-2134 浦添市字港川500-7	098-877-8274	●	●	●
沖縄	宮古(沖縄)	財団法人 沖縄県陸運協力会 宮古支所	〒906-0013 平良市下里1037-1	09807-2-0194	●	●	●
沖縄	八重山(沖縄)	八重山自動車整備協同組合	〒907-0002 石垣市字真栄里863-1	0980-82-3627	●	●	●

(社)日本自動車販売協会連合会(自販連)の会員ディーラーについては、各都道府県の自販連支部において預託証明を受けることが可能な場合もあり、これについては各都道府県自販連支部にお問い合わせください。

---

MEMO

Lined area for writing on page 114.

---

MEMO

Lined area for writing on page 115.

## 自動車リサイクルシステムの関連組織一覧（概略）

## 財団法人 自動車リサイクル促進センター

**設立**：2000年11月22日

**目的**：自動車のリサイクルおよび適正処理の促進に関する各種事業を行うことにより、資源の有効な利用の向上および環境の保全に貢献する

**賛助会員**：社団法人 日本自動車工業会  
社団法人 日本自動車販売協会連合会  
社団法人 日本自動車輸入組合  
社団法人 日本自動車整備振興会連合会  
財団法人 日本自動車研究所  
社団法人 日本自動車部品工業会  
社団法人 全国軽自動車協会連合会  
社団法人 日本中古自動車販売協会連合会  
社団法人 日本鉄リサイクル工業会

**主務官庁**：経済産業省・国土交通省・環境省

（財）自動車リサイクル促進センターは、2003年6月に国の指定を受け、以下の3組織を運営

**資金管理法**  
（資金管理センター）

・リサイクル料金を収受し、リサイクル等実施時まで管理運用を実施

**情報管理センター**  
（情報管理部）

・電子マニフェスト（移動報告）制度の管理・運営等を実施

**指定再資源化機関**  
（再資源化支援部）

・小規模輸入業者等からの委託を受け再資源化等を実施  
・離島対策・不法投棄対策への対応業務も実施

関連組織

**フロン事業部**

・自動車メーカー・輸入業者からの委託を受け、フロン回収破壊法に基づく「自動車フロン引取・破壊システム」を運用中  
（自動車リサイクル法施行後は、フロン回収破壊法から自動車リサイクル法への移行に関する業務を実施）

自動車メーカー・輸入業者に関連する実務組織

有限責任中間法人  
**自動車再資源化協力機構**  
（フロン類 / エアバッグ類）

・自動車メーカー12社と日本自動車輸入組合にて2004年1月設立  
・自動車メーカー・輸入業者からの委託を受け、自動車リサイクル法に基づきフロン類・エアバッグ類の引取り・再資源化（破壊）のための体制を構築し、その運営を実施

**チーム**  
（ASR）

・自動車メーカー・輸入業者にて2つのグループ（チーム）を構成  
・自動車リサイクル法に従ってASRの引取り・再資源化を実施

統合的な窓口業務を行う組織

**自動車リサイクルシステム  
事業者情報登録センター**  
（03-5673-7403）

・2004年4月より設置  
・関連事業者からの自動車リサイクルシステムへの登録を円滑に行うために設置された統合的な受付窓口

**自動車リサイクルシステム  
コンタクトセンター**  
（コールセンター）  
（03-5673-7396）

・2004年3月より設置  
・自動車リサイクルシステムに関する、関連事業者からの各種問い合わせ等に対応するために設置された統合的な窓口